東京女子高等師範學校助教授　石田はる著
和服裁縫系統的精說（合輯）
A5　洋裝　559　四八〇　三三
和服裁縫の全般に就き系統的に精說し眞に理論と實際融合を圖り凡る流派を超越して其綜てを創造し獨得の考案に成る索引を附す。

東京女子高等師範學校助教授　石田はる著
和服裁縫要訣
A5　洋裝　350　三〇〇　三
和服裁縫系統的精說の姉妹篇をなすもの參考圖最も豐富にして技術の要所を寫眞に據りて示す等懇切を極む、學校家庭必備之書。

東京女子高等師範學校助教授　石田はる著
和服裁縫演習帖　上卷　下卷
A4　假綴　各冊240　各冊・九五　三
形式的模倣の弊を打破し科學する心に基づき確實なる知識技能を習得せしめ日本女性としての信念を啓培せんとせる獨自の編纂なり。

東京女子美術學校教授　山本キク著
三訂新撰裁縫教授法
B6　洋裝　338　三三〇　三
理論と實際に於て斯界の權威山本先生の本書は多數の挿畫を以て教壇上に於ても文檢受驗者に取つても之程の良書はなしと信ず。

東京女子高等師範學校教授　堀七藏・中島千代子共著
割烹實習指導
B6　カード　187　六〇・　四一
本書は高等女學校生徒の使用を目的とし基礎的な技能を得しめ割烹の興味を養ふに好適の實習書。

東京高等師範學校教諭　川島次郎著
實踐女子禮法
A四十取判　洋裝　250　四八　・八
本書は、文部省禮法要項に準據しその要領を體得し實行せしめるやうに、畫期的編纂をなしたものでありまます。

家の道

出文協承認 ア170827

昭和十七年十月二十日印刷
昭和十七年十一月七日發行
（發行部數八、七〇〇）

著作者　戸田貞三
發行者　中村時之助
東京市牛込區辨天町一七四番地
出文協會員番號　一一七〇一二
印刷者　刈米窪
東京市小石川區柳町一九番地
印刷所　小石川印刷株式會社
東京市小石川區柳町一九番地

發行所　東京市牛込區辨天町一七四番地
中文館書店
電話牛込三三二五番
振替東京三八四二七番

配給元　東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

定價　金壹圓七拾錢

合の中心人物であり、家計の切り盛りの中心人物であり、近隣との交渉の中心人物であり、殊に母としては子女の指導に主役を營む者である。規模は小であるが、內容的には複雜な機能をもつて、この家の生活に於てその中心人物である主婦の態度如何が、家の消長に重大な影響を及ぼすことは、今更いふまでもない。されば常に己を捨てて家を生かし、家を通して國に奉仕するの決意を、實踐によつて示すことは主婦たる者、母たる者の本務である。かくしてこそ婦人は家と共に永遠に生き、無窮の生命をもつ國家に歸一することが出來るのである。（終）

ならない。

㈢**我等の覺悟**　家の生活は、國家的に重要な意義をもつてゐる。特に我が國に於ては、祖孫一體の家の生活によつて、忠孝一本の念が養はれ、第二の國民が健全に育てられ、老弱者に眞心からの生活保障が與へられ、外部の生活に於て疲れた者に對しては、内心の安定が與へられ、外部に働く者に對しては背面からの援護が與へられ、更にその上に、德性の涵養が情味溢れる指導によつて行はれると同時に、反社會性の防止作用が行はれてゐる。これらの家の作用は、國民の活動力を强め、國家の發展に貢獻するところが實に多い。されば我が國に於ては、かゝる家の生活を保護し、充實せしめるために、法律上種々の制度を定め、道德上種々の規範を立て、また家の作用を國運の伸展に即應せしめるために、種々の方策を設けて、國民をして家を通してますく臣道を實踐せしめようとしてゐる。

かやうな大きな作用をなし、かやうな重い使命をもつてゐる家の生活を、いよく完備したものとするためには、一家全員の眞の協力が必要であるのはいふまでもないが、それにつけても特に大切なのは、婦人殊に主婦の心掛けである。主婦は一家和

としても、これらの者の間だけに於ては、内面的の共同が存立してゐるのである。かやうな意味に於て、家は一種の獨立性をもつてゐる。

しかしながら家を構成してゐる者は、同時に國家の所屬員であり、民族の一員である。人々が家のみを構成して、國家や民族等に所屬してゐないといふが如きことは、絶對にない。しからば、我等が國家や民族に所屬してゐる限り、それに忠誠を捧げ、その存續發展に盡くさねばならぬのは、當然である。何故ならば、如何なる集團でも、その存續發展のためには、所屬員がそれに忠實でなければならないが、現實的には、國家は最高にして最重要のものである故、我等はそれに最大限の忠誠を捧げ、絶對的にその要求に從はなければならないからである。殊に我が國に於ては、畏くも天皇は民のためによかれと思ひ給ふ御心から、統治あそばされるのである。されば我等は家の生活に於ても、常に國の定める制度に從つてこれを構成し、國の要求に最もよく應ずるやう、その機能を實現すべきである。固より家の生活には、愛情が必要であり、近親者相互間に強い信頼感のあることが必要である。しかし具體的にはそれは國民の構成する家である故、どこまでも國の制度と國の要求とに應じたものでなければ

である。また親子の關係に於ても、子供が配偶者を得ると、直ちに親と別世帶を形造る民族もあれば、配偶者を娶つても、なほ一つ竈で、緊密に共同してゐる民族もある。亡き父祖を、在りし日のまゝに、供物を供して祀る國民もあれば、老いたる親を養老院に入れて暮らしてゐる國民もある。

かやうに家の生活形式が千差萬別なのは、何故であらうか。而も國家にとつて重大な繫りのある家を、國家目的に副はしめることは不可能であらうか。

㈢**家と制度**　家は少數近親者の緊密な共同といふ點に於て、他の種の團體とは、著しく異なる集團である。而してこの集團は、現代のそれの如く、國家の制約を受け、また中世紀の歐洲のそれの如く、敎團の制約を受けてゐる。しかし夫婦や親子の共同は、必ずしも國家や敎團の規定だけで、成立せしめられるものではなく、如何に强力な集團があつても、その力だけを以て、親子や夫婦の共同を任意に建設したり、解消したりすることは出來ない。これらの者の共同が成立するためには、根本に於て、これらの者の間に、强い愛情がなければならない。この愛情さへあれば、たとへ他の人々から一般的に認められてゐないとしても、また國家や敎團から公認されたものでない

結　語

㈠家の種々相　我等は以上に於て、家の本義とこれに處するの道とを考察して來た。家の生活が國家に重大な關係をもつことは、古今東西を問はない。また家が人間本來の性能に、由來することも同樣である。されば家の生活は、東洋人固有のものでもなければ、西洋人獨特のものでもない。それは東京や紐育に於ける日常の生活形式であるとともに、アラスカやニユーギニアにも見られる生活形式である。凡そ歷史以前の時代から今日に至るまで、人類のゐる所には、常にこの小集團生活が存立してゐる。

しかし家の內部機構は、常に同樣なものとしてあつたのではなく、民族や文化の差により、國家の性質如何によつて、著しく異なつて現れた。アジア大陸には、一夫多妻の家を認めてゐる地方があるかと思へば、一妻多夫的な家を許してゐる所もある。皇軍占領下の西南太平洋には、妻を奴隷の如く酷使(こくし)(ぎやくたい)して、夫が安居樂業してゐる島があるが、同じ太平洋の東には、妻のためにその靴紐まで結んで奉仕する夫も、多數住ん

耽溺する惧れがあるからである。

家庭娯樂としては、この個人的娯樂選定の標準の外に更に一項目を加へたい。それはなるべく全家族揃つて樂しみ得るものを選ぶといふことである。年齢を問はず男女の別を論ぜず倶に興じ、倶に樂しみ得るものが望ましい。老幼者のみが面白可笑しく暮して、壯年者に娯樂のないのはまだしも、年長者のみが低級な娯樂を恣にして、婦女老幼少者を捨てて顧みないが如きはよろしくない。夕餉の後の一時を、一家揃つて打ち興じ、たまの休日に家族揃つて、行樂をともにするが如き家庭は、はたの目にも美しく見えるものである。

元來趣味には、個人的であつたり同好者を選ぶ性質の強いものがあるが、娯樂には大衆的で、老若擧つて興じ得るものが多い。一家揃つて無邪氣に興ずる中に興が湧き、歡聲は盡きない　歡喜の中に一家の繁榮が得られ、子弟の教養に好影響が與へられ、更に御國の榮えに貢獻し得るとは、何たる幸福であらう。されば我が家に適合する健全な娯樂を選ぶことは、家の生活を充實する上から見ても大切なことである。

(三)消耗的娯樂　密閉した狹い室内などで、濁つた空氣を吸ひ、多くは惡い姿勢をとり、身體は動かさずに頭ばかりを使ふ勝負ごと等は、活力を消耗させ、後で惡疲れを覺えさせる娯樂である。元來娯樂は、活力を回復增進させるためのものであるにもかゝはらず、かうした結果を生ずるのでは、よい娯樂とはいへない。殊に活力充實に意を注ぐべき青少年には、最も不適當なものである。

(四)活力增進の娯樂　廣い戸外で、新しい空氣を吸ひながら、胸を擴げ手足を伸ばし全身を活動させて、血行を盛んにし活力を增進させるやうな娯樂が、青少年には最も望ましい。遠足・登山の如く、大自然に親しむ娯樂は、健康によいのは勿論、氣宇を宏大明朗ならしめる精神的效果も大きい。

㈣**家庭的娯樂**　娯樂はあくまで娯樂であつて、その結果を、直接修養に結びつける必要はない。疲勞を恢復し、活力を增進せしめるものであるならば、それでその目的は十分に達せられてゐる。たゞそのために心身を害し、或は品位を落し、道義心を失ふが如きものであつてはならないし、また著しく不經濟的のものや、時間を浪費するが如きものは避けるべきである。それは娯樂は面白さのあまり、知らず／＼の間に

㈢娯樂の種類　娯樂は、いろ〳〵の點から分類されるが態度から見て、受動の娯樂と能動の娯樂とに分けられ、結果から見て、活力を消耗する娯樂と增進する娯樂とに分けられる。

(一)受動的娯樂　自分では活動することなく、他から與へられるものを、見たり聞いたりして娯しんでゐるのが受動的娯樂である。美術や音樂の鑑賞もそれであるが、映畫や劇等いろ〳〵の見物娯樂がその大部分である。

(二)能動的娯樂　これに反して、自分自身で實行し活動して樂しむのが能動的娯樂である。運動や音樂や、種々の家庭娯樂等がそれである。

これら二種の娯樂中にも、その內容から見れば、高級のもの、低級のもの、年長者向きのもの、年少者向きのもの等、種々あるから、その良否は一概に定められない。しかし美術鑑賞や映畫の如く、全く受動的になるものは暫く別として、一般に娯樂は自分で行ふことによつて、一層その面白さを味ひ得るものである。殊に運動競技のやうなものは、見物するだけでは老人にはともかくとして、若い者にはもの足らない。この點から考へると、能動的娯樂の方が、青少年にはふさはしいといへる。

なくてもよいであらう。こゝでは娯樂について考察することにする。遊ぶといへば、直ぐにも墮落してゐると見てはならない。遊ぶべからざる時に遊び、遊ぶまじき種類の遊びを求めることは勿論惡いが、適當な遊びは惡くないばかりか、大いに必要である。身體の疲勞が、睡眠や休養によつて恢復せられるやうに、精神上の疲勞は趣味や娯樂によつて癒(いや)される。聖僧ヨハネが、飼馴らした小鳥を手に乘せて弄(もてあそ)んでゐた。一人の獵師がそれを見て「貴僧のやうなお方が、どうしてそんな詰らぬことに時間をおつぶしなさるか。」と尋ねた。彼はすかさず「それでは君は何故、その弓を張り通しにして置かないか」といつたといふ。「一張一弛君子之道」といつた東洋の聖人と、軌(みち)を一にしてゐるところが面白いではないか。

娯樂は單に、個人的に必要なのみではない。一家揃つて健全な娯樂に興ずるところに、明朗にして豐かな家庭が維持され、更に子女の性格陶冶の上にも、影響するところが多い。されば娯樂に關して深い理解をもち、その種類と分量とを誤ることなく、地方の實情に應じ、個々の家庭に即して、これを適當に日常生活の間に交へて行くならば、家の生活は自ら明朗になるとともに健全なものになる。

第七節　家庭娯樂の振興

要項　健全ナル家庭娯樂ハ家生活ヲ明朗且ツ豐カナラシムルト共ニ、子女ノ性格陶冶ニ影響スルトコロ甚大ナリ。仍テ健全ナル家庭娯樂ノ指導ニ意ヲ用ヒ、地方ノ實情ニ應ジ、個々ノ家庭ニ適合スル娯樂ヲ奬勵シテ、健全ナル生活ノ維持増進ニ寄與セシム。

㈠**趣味と娯樂**　趣味と娯樂との間に截然(せつぜん)(きつぱりした)たる區別はない。せめて定義すれば、前者は情操的のものであり、後者は情緒的である。即ち趣味は精神的のもので、娯樂には感覺的のものが多い。それ故に、趣味には比較的に高い教養を要するものもあるが、娯樂は何人も容易に求め得る。しかし兩者の價値は、別個の視點から論ずべきものであつて、優劣・尊卑を一概に斷ずべきではない。また趣味も多くは愉悅を伴なふものであり、娯樂にもまた美的要素を含んだものが多い。隨つて通常は趣味娯樂といふ名を以て、不即不離(ふそくふり)(くべつのない)のものとして取扱はれてゐる。

㈡**娯樂の必要**　趣味の向上が、家の生活に如何に必要であるかは、再びこゝに述べ

が鞏固に團結してゐるならば、敵に乘ぜられるが如き間隙(かんげき)(すき)は起こらない。

㈤銃後の護　國防訓練と同時に、怠つてはならないのが銃後の護りである。

　吾が背子(せこ)(おつと)はものな思ひそことしあらば火にも水にも吾なけなく(いとはない)に

と安部郎女(あべいらつめ)は歌つた。家内の者に、この心構があつたからこそ、當時の男性は

　けふよりはかへりみなくて大君のしこの御楯(みたて)といでたつわれは

と歌ひ得たのである。これと同樣に、銃後の護が强ければ强い程、皇軍の士氣はますます向上する。銃後で肝要なことは、軍費の支出や、軍需品の調達などに、萬全を期することのみではない。軍人援護に赤誠を致し、軍人をして後顧の憂なからしめることとも大切である。皇軍の赫々たる戰果の裡には、或は護國の英靈となり、或は戰傷を受け、または疾病に罹(かか)つた將兵の數も少くはない。肉親を君國に捧げた遺族や、一家の柱石を戰場に送つた家族も多數ある。それらの英靈を慰め、傷痍軍人への感謝と援護とを十分にすると同時に、遺家族に對する實質的な協力に、手落のないやうにしたい。これらのことは、單に近隣に於てのみでなく、手の届く限りあらゆる場合に於て、實踐すべきである。

が、我が國も、要塞地帶法・軍機保護法・軍用資源秘密保護法を始め、幾多の特別法を以てこれを防護してゐる。しかしこれについては、全國民が、周到な注意を以てしなければ、軍事上の機密や、軍用資源の秘密は、保全し得ない。

固より我が國民中には、意識的に國を賣るが如き非國民はゐない。しかし巧妙な諜者の眼は、如何なる時、如何なる所にも、絶へず注がれてゐる。日常の不用意な會話の中に、または寫眞や刊行物の中に、甚だしきは反古(ほご)籠(かご)の中にも、その魔手は伸びてゐる。これら斷片的なものが種々集められて、それが重要な諜報となることも、稀でない。千里の堤も、蟻の一穴から壞れる。「壁に耳あり」の警句を、忘れてはならない。

防諜に關聯して注意すべきは、國際宣傳戰である。宣傳は軍事・外交・經濟に次ぐ第四戰線であるといはれてゐる。歐米諸國がこの戰線に於て、如何に白熱的な角逐(かくちく)(きやうそう)を行ひつゝあるかは、我等の想像を絶するものがある。英國の一放送局の如きは、毎日二十四箇國の言葉で、一日二十萬語即ちシエクスピアの、全著作の五分の一の語數を以て、放送宣傳に狂奔(きやうほん)(はしりまはる)しつゝあつたといふ。我等が戒心(かいしん)すべきは、この宣傳に乘ぜられて、流言蜚語(ひご)(ねのないうわさ)に惑はされることである。國家に對する絶對の信頼を以て、一億國民

民が一家は勿論近隣互に協力して、常々沈着に周到に防空上指示されたところを十分に實踐し、徒に不用意な流言等に惑はされることがないならば、空襲があつたとしても、その被害を最少限に止めることが出來る。

㊂**防火**　我が國は建築様式の關係から、平素に於ても失火による損害は非常に大きい。最近の統計によると、昭和十四年度では火災一萬七千件を數へ、損害約一億圓に達してゐる。これに山火事及び外地關係を加へると、我が國の失火災害は、年約二億圓に達するといふ。その原因は、煙突・弄火・取灰・焚火・竈の不始末等が最も多く、炬燵・煙草吹殼の不注意等が、これに次いでゐる。これらの火災の殆ど大部分は、僅かな火勢によつて、惹起されたものである。これが空襲の如き猛烈な燃燒力をもつ火源によつて、而も計劃的に起こされることを思ふと、憂慮されるのも無理ではない。しかし隣保互に協力して、用水・器具等の設備や、秩序ある動作の訓練など、隣組防火陣の備を怠らないならば、その防止もさして困難ではない。

㊃**防諜**　近代戰に於ては、各國とも極めて巧妙な諜報網を張つて、敵の虚を突かんとしてゐる。されば列國いづれも、嚴重な取締規則を定めて、防諜に意を用ひてゐる

容易に實施し得るやう、これに習熟(しゆうじゆく(なれる))して置かなければならない。

（三）爆彈に對して　爆彈の破壞力は相當に大きい。しかしながら、防空壕(がう)を利用するか或は地上に伏するなど、適當の處置を構ずれば、直撃彈でない限り被害を免かれることが出來る。　昭和十六年の四月中に於けるロンドン空襲では、ドイツ軍は延(のべ)機數六千機を以て六千五百瓲の爆彈を投下したが、人命への損害は死者五千、傷者五千といはれてゐる。　それが百瓩爆彈であつたとすれば、十三發で一人の死者と一人の傷者が出たことになり、五十瓩彈であつたとすれば、僅に二十六發で一人宛の死傷が出た割合である。　我等は徒に恐怖することなく、火の始末を十分にし、各種の防備を利用して、被害を免るべきである。　とつさの時は、眼と耳を抑へて地に伏するなど、危險に對する注意を十分に研究して置くのもよい。

（四）國民の心構へ　要するに空襲を輕視してはならないが、十分の用意さへ出來てゐるならば、それは決して恐るべきものではない。　未だ空襲のみで滅ぼされた國家もなければ、空襲のみで敗れた軍隊さへもない。　中には、實害を與へるためにするのではなく、所謂神經戰を以て銃後を攪亂するためにする空襲もある。　されば全國

國民防空に當つても、第一線たる隣組に於て、組長を中心に固く團結して、十分の準備と訓練とを積み、事ある時には己を捨て、全力を擧げて空襲と戰ふべきである。

（二）家庭防火　我が國の如き木造建築群に於て、最も注意すべきは敵の燒夷彈である。積載量一噸の爆撃機一臺でも、五瓩燒夷彈を二百發積むから、假りに二十機侵入したとすると、四千發落とすことになる。その七割までが道路や空地に落ちたとしても、三割即ち一千二百發は、家屋その他、延燒の危險ある個所に落下するであらう。關東大震災のことを懷古すれば、戰慄を覺えざるを得ない。しかし今年四月の體驗は、不幸中の幸ともいふべきであつた。婦人一人の手で、よく階上階下の燒夷彈を消し、或は一家で七箇を未然に處置し、或はかたはらの布團の上に落ちたものを、病人が早速布團にくるんで、屋外に放り出す等、沈着と勇敢な適宜の處置は、空襲何物ぞとの感を抱かせるほど頼母敷い限りであつた。たゞ日中のこととて、不在中の家屋に落下したり、または人の通れない場所に落下したために、火災を起した所もあつたが、隣組の活躍で延燒を防ぎ得た。我等は必要な設備を整へ、平素から一般的な基礎訓練を十分にするとともに各自の家に於ける具體的な防火法を研究・豫習して、何時でも

土防衛のため、防空・防火・防諜等に當りつゝあるのである。

(三) **防空**　航空機の長足の進歩は、數千粁の距離を克服して、空襲が可能となつた。且つ航空母艦の威力が强まる場合には、距離の遠隔は問題でない。而も近代戰の特質として、國家總力戰となり、國民の生産力や國民精神の强弱が、戰爭の勝敗に直接重大な關係をもつてゐる。隨つてこの生産力や精神力に影響を及ぼす空襲の效果も、非常に大きくなつた。されば今日では、防空なくして、國防なしとまでいはれてゐる。隨つて國家に於ても、哨戒（みはり）に防禦陣に、軍防空として遺憾なきを期してゐるが、しかし空は廣大無邊であり、神ならぬ人力では、絶對の安全は保し難い。現に昭和十七年四月十八日、擊ち漏らされた敵機が、我が國土に數機侵入したではないか。我等はこれに對する萬全の策を平素から、構じて置き、來らざるを恃むことなく、待つあるを恃むといふに足る用意を致すべきである。

(一) 隣組防空陣　我が皇軍が、世界無比の精鋭を誇り得る最大の原因は、御稜威の下、隊長を中心として一致團結し、一死殉國の至誠に燃え立つてゐるからである。國土の防衛に當る國民も、この意氣とこの心構へとを、十分に發揮せねばならぬ。即ち

第六節　國防訓練

要項　國家總力戰ノ一翼トシテ防空・防火・防諜ノ重要ナル所以ヲ自覺セシメ、必要ニ應ジ其ノ訓練ヲ實施シテ、國防ノ完璧(かんぺき)(かんぜん)ヲ期セシム。

㈠國防と國民　近代の戰爭は、その規模が極めて大きく、武力戰に莫大な人員と物資とを必要とすると同時に、思想戰、經濟戰を伴なつてゐる。交戰國は戰線で相戰ふ外に、互に宣傳に鎬(しのぎ)を削つて、相手國の內部を攪亂(かくらん)(かきみだす)することと、國際情勢を自國に有利に導くこととに、全力を傾け、また經濟封鎖、通商の防害は勿論、相手國の統制を亂して、その國民經濟に動搖(どうよう)(ゆるぎ)を加へようとしてゐる。要するに近代戰は、國力と國力との總力戰である。それ故に國防は、單に軍備のみではなく、國家の總力に亙つて充實を圖らなければ、その目的が達せられない。

加之(しかのみならず)、航空機を始め、各種の武器が發達した今日では、銃後もまた戰場となることが屢〻ある。されば國防に當つては、國民凡べてが間接には勿論、直接の戰士として、國

自覺的な扶助がない。而も人の協力は、現存する者の間のみではない。あの山もこの畠も、我等の父祖隣人が開拓したものであり、路傍の一木一石にも、先人の息がかゝつてゐる。現代の文化は、縱に横に人の協力相扶によつて出來たものである。我等はこの恩惠の網の中に、生活を樂しみ得てゐることを思ふと、

持ちつ持たれつ助けて立たにや人といふ字も立ちかねる

といふ俚謠の眞意が、しみ〴〵と味はれる。

この大切な協力互助は、骨身を惜しまず進んで働き、全力を捧げて互に奉仕する誠によつて、始めて完きを得る。自我を主とし、打算を先にする所には眞の相扶はない。今や我等は一億一心となつて、聖戰の目的を達成しなければならないが、そのためには隣保共助が一層必要である。殊に我等の近隣には、出征將士の家族や、傷痍軍人や、英靈の遺族も多い。これらの家に對しては、深い感謝の眞心を捧げるとともに、具體的に隣保相扶の實を示さねばならぬ。家庭の手不足に對する手傳、子の扶育・教育等、なすべきことはいくらでもある。かやうに具體的に、近隣相扶の成果が擧げられてこそ、我が國民は確實に協力一致の體制を整へたといひ得る。

了解してこそ、その精神が通じて意義を成するものである。されば全國二百萬の隣組は、一齊にその普及に協力すべきである。

（七）國民生活指導　國民精神總動員は、滿三年の歴史を大政翼賛運動に讓つて解消した。翼賛會では「國民生活指導部」を設け、先づ手始めに生活指導奉公隊を組織して、全國津々浦々に至るまで、新生活運動の實踐網を張ることとした。その方法は、「義勇志願者」である女性に對して、衣食住・儀禮・趣味・保健衛生等、國民生活刷新に必要な萬端の事項を、二三ヶ月間講習してよく體得せしめ、これらを通じて、各家庭・各隣組に普及せしめようとするものである。

（八）厨芥蒐集運動　國民生活指導部では、主婦の翼賛は臺所からとの趣旨を以て、全日本厨芥（だいところのあまりもの）利用協會と協力して、人口三千以上の都市の主婦に呼びかけて、厨芥蒐集（あつめる）運動に着手した。この厨芥の利用によつて、豚百萬頭を養ふことが出來る外、年一億數千萬圓に價する堆肥（つみごえ）を造ることが出來、隨つてそれが食糧増産となるとともに蠅等の發生を防いで、都市の保健衛生にも役立つこととなる。

㊄隣保共助　本能的な協力は、蟻に、蜂に、鳥や猿類の群棲（むれてすむ）にも見られるが、彼等には

一、衣服の新調は見合はせ、物を最後まで活かして使ひませう。
一、混食・代用食の實行に努力しませう。
一、貯蓄の増額に力め、金製品は皆政府に賣りませう。

との正月行事に關する刷新事項は、翼賛會が成立してから、その生活指導部に於て、全國的に實踐の徹底方を圖つてゐる。

(五) 冠婚葬祭の新様式決定　國民精神總動員本部では冗費(むだなひよう)の王座を占める冠婚葬祭の新様式を、十五年八月に決定し、服装・饗應(もてなし)・儀式及びそれらの金額まで、微に入り細を穿つて制限した。葬祭は我が國の美風ではあるが、その形式に至つては、從來は弊害百出の有様であつた。されば精動本部では、出産・宮詣り・七五三・節句その他、金銀婚式・還暦・米壽等の行事や、慶祝を始め、死亡通知・通夜・喪服・葬列・供物・香奠・法要等に關して周到な規範を示したのである。これらの刷新も、近隣相互の理解と協力とがなければ、その效果を擧げ得るものではない。

(六) 國民新禮法　文部省では、昭和十三年以來「禮法要項」を作りつゝあつたが、十五年四月に至り、廣汎(ひろい)な國民新禮法を完成した。禮儀作法は世間一般が認め、自他共に

策」を決定して實施に努め、更に學生・生徒の徒歩通學を始め、享樂方面の制限も斷行した。戰勝に醉ひ、或は經濟的餘裕のあるに委せて、心に弛が出るやうな事があつてはならないから、隣保互に相誡めて肅正を圖るべきである。

(三)國民服　時局に鑑み、男子の常服は平素から軍服の規格に合せて置き、萬一の場合直ちに軍用にも供し得るやうにと、陸軍省後援の下に、被服協會が考案を募集して、昭和十五年、男子用國民服を決定した。同十一月勅令を以て、公式にもこれを認め、今日では女子國民服も制定せられようとしてゐる。服装に關するものは、一般に普及しなければ、その目的を達し得ないものであるが、その普及には、平素相接してゐる者が、一致して着用することが最も效果的である。

(四)戰時經濟強調婦人大會申合事項　經濟戰強調運動には、婦人の自覺と協力とが肝要であるので、東京府下各婦人團體では、大會を開き左の申合せをして、十五年新春から直ちに實行に入つた。

一、年末年始の贈答と宴會とを全廢しませう。

一、門松は質素に、年賀狀は全廢しませう。

奉公的生活態度を强調すべく、公私生活の全面的刷新を必要とする」とある。而してこれに基づいて定められた昭和十五年度精神總動員運動要綱の第三項には「經濟統制の强化に對應し、精神力を振起すると共に、公私生活の全面的刷新を斷行するため、興亞生活運動を强力に展開すること」とある。

この興亞生活運動の實施方法について、細部の點は地方の實情に委(ゆだ)ねて(まかせる)、實行に移すこととなつたが、精動委員會では、次の三項目を決定した。

一、簡(かん)素(そ)(かんたんしつそ)生活の實踐＝生活費の切下、國民生活綱要の趣旨の徹底的な實踐

二、戰時經濟道德の確立＝闇取引、賣惜み、買溜め、買占め等の徹底的排除

三、戰時の食糧充實確保＝增産並びに節米等の徹底的實踐

これらについては、既にその後に制度化されて、實行されつゝあるものもあるが、更にこれを徹底させる必要があると考へられる。

（二）贅澤品排除　國民精神總動員本部では、政府の贅澤品禁止令に呼應して、贅澤品排除運動に乘り出し、隣組の申合せとして實行を圖り、或は各種團體・組合・學校等を通じて、その實踐に努力した。企劃院でも、昭和十五年八月より「國民奢侈(しやし)(ぜいたく)生活抑制方

から見れば、明らかに弊風であるとしても、それが永年の慣習である場合には、それを破るには夥しい抵抗を感ずる。況んや人によつて見解を異にし、家によつて改革に對する態度を異にする場合には、到底刷新の時機はない。幸にも非常時局に際會して、隣保協同の活動が强まり、日常生活の內容に關しても、近隣の話し合ひによつて、處理される方面が多くなつた。さればこれを好機として、家の生活についても、刷新の必要ある事柄は、近隣互に一致して、これを改めるべきである。

㈣刷新事項　家の生活に關して、刷新を圖るべき事柄については、既に本章第三節に於て說いた。しかし一家のみでは、到底その目的を達成し難く、隣保との聯繫(れんけい・れんらく)を必要とする事項は、凡べて常會に持ち出して檢討を加へ、刷新を斷行すべきである。その刷新事項の內容は、地方的に異なつてゐるから、こゝに事例を盡くすことは不可能であるが、近年全國的問題として、中央の公的機關に於て、論議決定された事項中には、次の如きものがある。

(一)興亞生活運動　國民精神總動員運動の基本方策として決定された「公私生活の戰時體制化」には、「個人主義的・自由主義的生活態度の弊風を肅正して、益〻國民的・

共同の任務を遂行せしむ

二、國民の道徳的錬成と、精神的團結とを圖る基礎組織たらしむ

三、國策を汎く國民に透徹せしめ、國政萬般の圓滑なる運用に資せしむ

四、國民經濟生活の地域的統制單位として、統制經濟の運用と國民生活の安定上必要なる機能とを發揮せしむ

かやうにして現在では、全國に約二十五萬の部落會・町內會が新に登場し、その下に約二百萬の隣組・隣保班が實行部隊として活動することとなつた。

㈢ **生活刷新と隣保**　隣保協同はその第一歩として、生活刷新の協同に進むべきである。家の生活の刷新は、一家のみでは、十分にその目的を達し難い。我等の家は、各自の家に特有な生活樣式をもつてゐると同時に、また近隣一般の人々の守つてゐる習俗に、支配せられてゐるところが多い。然るにこの習俗は、一朝一夕に成つたものではない。遠い昔からの協同生活の中に於て、人々が深く考へ永く實行し、作りつ改めつして、今日に殘したものである。たとへ途中に於て邪道に入つたものがあつたとしても、その存在の根抵には、相當の理由があつたのである。また或るものは今日

とが觸れ合つて、郷土の向上發展が出來上る。この趣旨を以て、地方指導の中心指標としたのが、彼の「芋こぢ」であつた。

明治になつて、五人組の制度は廢止されたが、所によつては、月例會などの名を以て殘されてゐた。明治九年、大日本報德社が、それを常會と稱して、滅びゆく舊制度の再認識を強く呼びかけた。その後、農村の疲弊や選擧の腐敗によつて、農村の協同生活すら破られて行くので、この制度の價値が更に强調され、中央教化團體聯合會では、常會の結成と實施とに努め、文部・內務兩省も、これを督勵して來た。支那事變が起きてから、長期戰體制を整へる關係上、隣保協同の必要がいよ〳〵痛感せられたので、昭和十三年頃から隣組が作られ、常會が開催せられ、その效果を擧げ初めた。即ちこれによつて、相互の和親融和が進められるばかりでなく、隔意なく意見が交換されるため、疑問が徹底的に解決されて、上意下達が十分に行はれ、時艱の克服が次第に容易となつた。かくて昭和十五年二月に、內務大臣訓令として整備要綱が示達された。その目的とするところは、次の如きものである。

一、隣保團結の精神に基づき、市町村內住民を組織結合し、萬民翼贊の本旨に則り、地方

㈠**現代の隣保關係**　村落の協同生活は、古くから近隣相接してゐるので、渾然たる融和の實を擧げてゐるが、都會の生活は仲々さう行つてゐない。寶井其角の句に

梅が香や隣は荻生惣右衛門

といふのがある。片やこち〳〵の漢學者に對して、一方は街の俳諧師である。からした句から見ると、餘り親しさのある近隣關係とは思はれない。しかし隣人が、何者であるかを知つてゐるだけ、今日までの大都會生活よりは優つてゐる。從來の大都市、殊に住宅地區に於ては、近隣は互に職業も違へば趣味も異なり、而も借家に住む者は轉々として移動し、隣人相知る機會さへなく、全く人の世とは思はれないところがあつた。行き合つて挨拶しないのはよい方で、中には互に虚榮を誇示したり、白眼視したりする者もあつた。これでは一億一心も、空念佛に等しい。されば、支那事變を契機として隣保團結・相和互助の聲が高まり、遂に隣組の結成となつた。

㈡**隣組・隣保班**　徳川時代にあつた五人組・十人組などの制度を、二宮尊德は「芋こぢ」と稱した。芋を洗ふとき、棒を叉狀に組んで掻き廻すと、芋と芋とが擦れ合つて、きれいになるやうに、隣同志が膝つき合せて話してゐる間に、氣持が溶け合ひ、眞心と眞心

で評價してはならない。

食ふことは、家庭の全員が心を併せて働けば、六つかしいことではない。全員が共に働き、共に扶けて行けば、貧しいとしても、苦しい筈はない。徒らに贅澤な欲望を滿足せしめようとするから、不如意を感ずるのである。孔子は論語に「疏食を飯ひ、水を飲み、肱を曲げて之を枕とす、樂亦その中にあり。」といつてゐる。人生を樂しくするためには、勤勞に樂しみを見出し、或は健全な趣味娯樂に、それを求むべきである。心を揃へて働いた後の一家團欒の健な笑ひこそ、人生無上の喜びである。

第五節　隣保相扶

要項　家生活ノ刷新充實ヲ圖ランガ爲ニハ、各家互ニ孤立シテハ到底其ノ實現ヲ期スベカラズ。隣保相扶ケ有無相通ジ、特ニ軍事援護ノ實ヲ擧ゲ、協力一致、以テ家ノ内外ヲ通ジテ生活ノ刷新充實ニ力メシム。

眞劍味が湧かう。結局働かない者と同樣な無聊(ぶりよう)(たいくつ)と寂しさとに襲はれて、小人閑居して不善をなすと同じやうに、周圍の誘惑に走つてしまふのである。働く者には墮落する暇もないが、仕事そのものが喜びであり、樂しみであるから、他に興味が移る筈がない。我等は子弟をして、仕事に最も強い魅力(みりよく)(ひきつけるちから)を感じさせるやうに、これを育てあげたいものである。

㈥家と勞働 人はいふ「勞働の喜び、働かざることの寂しさは、一應は肯定(こうてい)(みとめる)する。しかし働くことは、苦痛である。現實としては、少しも嬉しくはない。働くことが面白いとは、働かなくても過ごし得る人達のいふことで、勞働を運動とし、遊戲と思ふ人々の考へ方である。食ふための働きは、そんな生優しいものではない」と。

しかしこれは、勞働が苦痛なのではない。勞働を生活の手段としてのみ考へるから、それが苦しくなるのである。運動、競技は、如何に骨が折れても、登山は如何に辛くても、それ自身が目的であるから、少しも苦痛にはならない。けれども競技で食ひ、山登りで生活すると考へるならば、それは決して樂しいものではない。勞働の苦痛もそれである。我等は勞働を、食ふための手段とのみ考へたり、勞働の價値を、賃銀だけ

る黄金の波を見ては、農夫は夏の勞苦を一瞬にして忘れ去る。立派に荷造りされた製品を見ては、工場の苦勞を誰が身に感じやう。我等はこれを更に、人として成すべきことを今日も成し得たといふ道義的滿足感にまで、高めたいものである。

㊄働かざることの寂しさ　働く者の喜びは、反面に於て働かざる者の寂しさである。病者の寂聊(せきりやう)(さびしさ)には、この氣持ちが多い。人々は何れも孜々(しし)として働いて、家の繁榮、國の富強に貢獻してゐる中に、己のみ手を拱(こまぬ)いて傍觀(ばうかん)(はたからみる)するならば、その日〳〵が如何に味氣なく、生甲斐なく感じられることであらう。

世に「小人閑居(かんきよ)(ひまでくらす)して不善をなす」といふ諺があるが、小人なるが故に不善をなすのではない。閑居してゐると、何かしたいといふ氣持が起きるが、小人には善惡の區別がはつきりつかないから、別に惡をなす意思はなくても、惡をする場合も起きるのである。從來、富裕(ふうゆう)(ゆたか)な者の子弟に、墮落する者が多いといはれてゐたが、それは多くは、これらの子弟に、勤勞の體驗が與へられなかつたからである。またたとへこれらの者が仕事をもつてゐるとしても、それは單に名義的のものであつて、多くはこれを人手に委せ、或は種々の人に輔佐せられて、行つてゐるに過ぎない。それでどうして仕事に

と仰せられてゐる。働くことの尊さを自覺した者は、働くことに感激を覺え、働くことに盡きぬ喜びを感ずる。他から見る眼には、氣の毒なほどの老人が、なほ田圃(たんぼ)に出て働くことは、本人にとつては、いひ知れぬ滿足であるに違ひない。

犬の仔、鳥の雛(ひな)など、若き者は疲れを知らぬ如く、嬉々としてはね廻る。人の子もまたじつとしてはゐられない衝動に驅られて、愉快に瞬時も活動を止めない。活動することは、生ける者の本能的な要求である。隨つて一定の目的の下に、一定の有意義な活動が、心ゆくばかり爲された時の滿足は、察するに餘りがある。勞働の喜びは、この滿足感に外ならない。青少年にして、この喜びと滿足とを感じない者があるとすれば、それは活動力の減滅(げんめつ)(なくなる)した病者か、生物的な本能に缺陷をもつ、變質者(へんしつしや)(かわりもの)といはれても仕方はない。

しかしこの働くことの喜びは、單に衝動的の滿足感に止まらないで、更に創造の喜びへと發展する。即ちこの喜びは價値を創造した時に、一層強く感ぜられる。子供がえたいの知れない繪を描いても、得意となつたり、玩具の城を積みあげては、躍りあがつて喜んでゐるのも、このためである。大人の心理もこれに等しい。一目千町、實

㊂我が國古來の勞働觀　「勞働は神聖なり」といふと、如何にも飜譯らしい感じがあるが、眞に勞働を神聖視したのは、我が國のみである。　神ながらの信念として、造化はひとしく、皇産靈神の司るところであつた。　隨つて生産は、造化の神業を翼賛し奉るものであると考へられてゐた。　それ故に職業に貴賤がないのは勿論、各職業によつて、それ〳〵神を祀つた。　即ち正月には、武士は武具開き、農家は鍬始め、商家は算盤始め、大工は手斧始め、裁縫では針祭等、仕事始めには神を祀つて、これを祝福した。　更に仕事の途中でも、幾多の儀式を以て神を祀つてゐた。　田植祭・惠比須祭・地鎭祭・棟上等、仕事の中に神祭があるが、これは生産が神業であることを信ずる結果に外ならない。されば人々は職場を淨め、體を清淨にし、衣服を改め、心身を正して、勞働にかゝる見上げた心構へを以て、仕事に取りかゝつた。　實に神とともに働く思想は、我が國民のみが體得してゐる道である。　歐米人の勞働尊重は、功利的のものであつて、これを尊重する念はあつても眞に神聖視する考はない。

㊃働く者の喜び　照憲皇太后は御歌の中に

子に孫に業をゆづりし老い人も田面に出でぬ日はなかりけり

この尊い神聖な勞働を、輕視した理由は何であらうか。過去に於ては洋の東西を問はず、これを蔑視した。殊に筋肉的な勞働を、賤しいものとした。元來自發的でない勞働には、苦痛が伴なひ易い。自發的に働いて、勞働の喜びと尊さとを、體得しない者には、この苦痛のみが強く感ぜられる。隨つて勞働には、奴婢や奴隷をしてこれに當らせた。ギリシヤやローマでは勿論、印度でも支那でもさうであつた。大陸文化を攝取した際、我が國にも多少この弊が及んで來た。かうした關係から、筋肉勞働に從事する者には、教育や修養の機會が與へられなかつたから、尊敬に價しない人格の者が多くなつた。勞働が賤しむべきでなく、勞働に從事せしめられた者が、卑しくなつたのである。この關係をはつきり理解しないで、恰も勤勞が卑賤なもののやうに、思ひ出したのは大きな誤である。

歐洲は人口の割合に、天與の資源が乏しいので、働かなければ食へないことが、夙に人々の腦裏に刻みつけられた。米國は、自然に最も惠まれてゐる國であるが、この自然を開發するには、勞働力に賴る外はなかつた。かくて歐米では、勞働の價値は早くから認識されてゐたが、眞にこれを神聖視したのは、我が國のみである。

乃木大將は夏の日、田の草をとつてゐる農夫を見る毎に、感謝をこめた擧手の禮をしたと傳へられてゐる。

この秋は雨かあらしか知らねども今日のつとめに田草とるなり

といふ歌があるが、たとへ酬ひられなくても、人としての責務を孜々默々(けんめいにはたらく)として努めるところに、自ら頭の下る神聖さがある。酷熱の盛夏、嚴寒の冬日、營々として働く樣を見るときは、それがその人の衣食のためにもなるものであるとしても、國民生活に缺くことの出來ない働きであることを思ふと、頭を下げざるを得ない。

釋迦も働くものの前に、拜跪(ひざまついておがむ)したと傳へられてゐる。印度の熾烈な太陽が、砂をも熔かす程照つてゐた或る日のことであつた。山のやうな荷を背に乘せた象が、汗を瀧のやうに流して、土埃を蹴立ててやつて來た。これを見た釋迦は、靜かに道端に跪坐して拜した。弟子達には、その意味がどうしてもわからなかつた。訝かしく問ふ弟子に、彼は微笑して「象を拜んだのではない。佛を拜んだのだ。この炎天にあれ程の荷を負はされて、汗にまみれ塵に汚れても、默々として少しの不平らしい顏もしないあの姿、あの心が、そのまゝ佛なのだ。」と諭したといふ。

兵員一人に對して、工業勞務者二・三一人、鑛山勞務者〇・二四人、計二・五五人であつたといはれ、佛國では二・八八人と計算されてゐる。これらの事實から考へると、前大戰當時に於てすら、百萬の兵を動かすには、二百五十萬乃至三百萬の軍需品勞務者を要したわけである。その後兵器の進歩には著しいものがあるから、軍需品の製造だけについて見ても、夥しい多くの勞務が必要となつてゐるに相違ない。この外、占領地建設に必要な資財も建設しなければならないから、今日の總力戰では、國民の全勞働力を動員しても、なほ足りないくらゐ、多くの勞務者を要するのである。今後我が國は、戰爭遂行のためばかりでなく、大東亞建設のためにも、ます〳〵多くの勞務を必要とするであらう。されば我等は文字通りに、一家總動員體制を整へて、精神的にも、肉體的にも、その全力を捧げて、國家の要求に應ずる覺悟が必要である。これが銃後にある者の祖國を護る道であり、臣道の實踐である。

㈢勞働の尊さ　明治天皇は

暑しとも言はれざりけりにえかへる水田にたてるしづを思へば

と御製に於て宣はせられた。この御製を拜すると、勞働の尊さに自ら頭が下がる。

際しては、想像を超越する資財と、勞力とを必要とする。第一次歐洲大戰當時の佛國に於ては、開戰當初、一日平均八萬發の砲彈を必要としたが、國內の製造能力は、一萬發に過ぎなかつたといふ。また英國に於ては、一九一四年九月中に、西部戰線で、十八封度砲彈や四吋半榴彈を、砲一門につき一日四十發以上を必要としたが、そこに輸送せられたものは、一門につき僅かに七、八發にしか達しなかつたといはれてゐる。隨つて製造能力を急に增强し、英國では開戰當初、月產額二千三百萬發であつた小銃彈を、一九一七年には、五倍强の一億二千萬發とし、十萬發であつた砲彈を七十三倍の七百三十萬發に增加したといふことである。この一事だけから考へても、戰時に於て如何に多くの勞務を、國家が必要とするかが想像し得られる。

彈藥のみでなく、軍需品の種類もます〳〵複雜多岐となり、或人の調査によると、現代一國の陸軍が完全な裝備をするには、三萬五千品種の軍需品を必要とするさうである。また海洋國では、海軍も大切であるから、その方面に要する裝備にも、莫大なものがあるであらう。

而してこれらの戰時用品を製造するために要する勞力は、前大戰當時の獨逸では

によつて致されてゐる。例へば季節の變化に應じて用ひ得る種々便利な衣服にしても、それが我等の身につくまでには、如何に多くの人々の力が、それに結びついてゐるか知れない。今後我等はこの文化を、ます／＼發達させなければならないが、そのためには、我等の働きを合せて行くの外はない。この意味から考へても、勤勞は協同生活をなしてゐる者の大きな務である。

社會心理的意義　人は心に不平なく、喜んで働く時に最も高い能率を示すものである。集團生活に於て、その所屬員が互に、各自の責任を完遂しつゝあると信ずる時に、人々は感激して働き得る。この間に少しの勤勞もせず、何事も分擔せずして、徒食する者がある場合には、勤勞する大部分の者は、平靜であり得ない。人は必ずしも勤勞を苦しいと感ずるものでもなく、また感じたとしてもそれを訴へるものでもないが、たゞそれ／″＼の者が、その分に應じたことをしないのを憂へるものである。

（三）勞働の國家的意義　我等の協同生活は、具體的には國家を背景として、行はれてゐるものであるから、勤勞の社會的意義は、實質的には國家的意義と同じことになる。しかし國家には、國民の勞働を要望する別個の立場がある。例へば戰爭事變に

社會的意義を説く者は少かつた。しかしこの方面に、その重要性があることを忘れることは出來ない。

社會的意義　明治天皇は御製に於て

家富みてあかぬことなき身なりとも人のつとめにおこたるなゆめ

と仰せられ給うた。誰でも肉親の者の汗を、默視するやうなことはあり得ない。それと同樣に、世の人の汗に對しても、勤勞を以て報いねばならぬといふ心持は、眞面目な人には起きる筈である。生產は勞働の結果であるから、その生產物を坐食することは、人の勤勞に寄生することである。たとへ食ふに困らぬ者でも、勤勞なくして坐食することは、祖先に寄食し、世人に寄生する寄生蟲の生活と、何等選ぶところはない。勤勞すべき所以は、家產の有無にかゝはらない。世人の勤勞に對して、自己も働く精神があつてこそ、始めて人らしい道義心がある者といはれ得る。子を持つ親は、その若芽のときから、この心を育てて行くやうにしたい。

また我等は文化の發達によつて、測り知れない恩惠を受けてゐる。而もこの文化の發達は、幾百千萬の人々の勤勞の結びつき、即ち非常に多くの人々の分業と協同と

義がある。この意味に於て、餘りに豐かな環境に育ち、勞働に親しんでゐない子女は、惠まれない者であるといひ得る。

また勤勞は苦難を克服し、困苦に堪へる意志を鍛錬する。鍛錬された意志ほど、重要なものはない。大東亞建設の重任を承繼ぐべき我が國の青少年には、この強い意志が最も要望されてゐる。これは讀書や思索や、單なる教訓のみでは、十分に涵養され難い。たゞ實行により、勤勞によつてのみ叩き込まれ得るものである。

實踐的價値　品性は、單に學習だけでは向上しない。それは實踐によつてのみ眞に身についたものとなる。近時、勞作教育が高調せられる所以もこゝにある。自學自修、ものごとを自ら進んで研究し、實踐する型の人物となるやうに、我が子を育てたいならば、先づ第一に勤勞の習慣を養はしめるがよい。

建康上の價値　働く者は健である。日々勞働に從ふ青年の見事な體格と、強壯な體力とを見るがよい。あれこそ勤勞が、如何に身體を鍛へるかの實例である。いくら榮養を攝り、養生をしても、身體を使はなくては、決して健康は盛り上がらない。

(二) 勤勞の社會的價値　從來は勤勞の個人的價値を論ずる者は多かつたが、その

ヲ圖ル所以ナリ。戰時下勞力不足ノ今日ニ在リテハ、特ニ家族全員ノ協力ニヨル勞力ノ補塡(ホテン)(オギナヒ)並ニ增强ガ、國家ニ極メテ重要ナル所以ヲ强ク自覺セシメ、之ガ實行ニ力メシム。

㈠**勤勞の價値**　蟻も働き、蜜蜂も働く。しかしこれらの作用は本能的であつて、有意的に働くものは人のみである。されば我等は人たるために、勞働の價値を自覺して、家族皆勞(かいろう)(みんなはたらく)の家風を樹立したいものである。

(一) 勞働の個人的價値　勞働の經濟的價値は、今更いふまでもあるまい。しかし勞働の尊さは、この經濟的意義からのみではない。それが國民の心身に及ぼす影響は、實に大きい。

精神的意義　家では働かない者も、その生活を保障されてゐる。まことに有難い集團である。しかしそれに乘じて寄食することは、最も醜い心情であつて、罪惡以上の罪惡である。父母の働きや、兄姉の苦勞を思へば、じつとしてゐられないといふのが、子弟の感情である。かやうな心持の下に、自發的に働くところに、勞働の精神的意

して行はれるであらう。

(四) 生活改善　所謂生活改善の問題は、家の生活に關する陋習を打破して、その合理化を圖ることである。隨つてその範圍も廣く、衣食住・社交・訪問・贈答・宴會・作法・會合等に亙つて、中央に於ても地方に於ても、論議は既に盡くされてゐる。たゞ何人も弊習とは知りつゝも、如何にその打破改善が難事であるかを嘆ずるのみであつた。然るにこの非常時局に際會して、或は變革を餘儀なくされ、或は自覺の下に決然改善されたものが多い。若し不幸にして、未だ殘存するものがあるならば、部落會・町内會や隣保班・隣組の常會の申合せ事項として改廢すべきである。それにしても各家庭が率先して、その刷新實踐に當るのでなければ、その效果は擧らない。

第四節　家族皆勞

要項　勤勞ノ精神ガ家ニ漲リ、家族ノ全員ガ夫々分ニ應ジテ進ンデ勤勞ニ從フコトハ、健全ナル家生活ヲ維持シ、延(ヒ)イテハ國家ノ興隆

に向かつて「凡べて物はこれを探す時のことを思つて、收める時に心を用ひて置くがよい。入れる時に多少の時間がかゝつても、出す時に速なのが最上である」と誡めてゐた。味ふべき言葉である。

餘暇の善用　人は思はず、時間を空費するものである。そして暇を、暇としては認識しない。誰でも自分には餘暇がある、などと思つてゐる者はない。古歌に

をり〳〵に遊ぶ暇はあるものを暇なしとてふみ讀まぬかな

とあるが、自分では暇と思はぬところに、時間の空費がある。或る皮肉家が「若し汝が七十二歳まで生くれば、その一生を一晝夜に譬へて次の如し。即ち一時間は三年に相當すべく、然らば二十七年間睡眠し、九年間化粧し、九年間飲食し、六年間子供と遊び、九年間散歩または人と應接談笑し、六年間喧嘩し、僅かに六年間商賣すべし」といつた。世の人悉くがかやうであるとは言へないが、殆どこれに近いであらう。有效に使ふ時間が、案外少いのに驚く。偉大な仕事を成すか否かは、時間の利用如何にあることをつく〴〵感ずる。起床・就寢は勿論、就業・食事・休息等一切が、家庭に於て時間的に習慣づけられてゐるならば、日常生活改善の第一に擧げられてゐる時間勵行も、期せず

すべきである。實に人を生かすも財であるが、人を殺すも財である。殊に家の經濟が國に及ぼす意義を考へるとき、その活用には愼重な注意を要する。

買方の合理化　日用品の購入は、家計にとつて重要な部分をなしてゐる。價額・時期・品質等に關して、考慮すべき點が多々ある。非常時に於ては、平時の購入とは自ら趣を異にすることも多いが、戰時であればこそ、更に注意すべきである。即ち買溜め買漁りを愼しみ、物資の節約愛護を圖り、代用品を以て間に合はせる等、主婦として創意を要望せられることが非常に多い。

(三) 時の活用　時の活用は、能率の増進に最も深い關係を有するものであるが、これは我が國の家の生活に於て、特に勵行したいものの一つである。

規律　家は親しい者の集團であり、且つそれが休養の場所ともなつてゐるから、ここに於ては動もすれば規律が守られ難い。しかし規律は能率の上からは勿論、健康上にも精神活動の上にも、重大な力をもつてゐる。更に時間の活用上に、直接間接、著しい影響がある。本居宣長は、一大藏書家であつたが、それを一々本箱に整理して置いたから、夜中燈火を用ひなくとも、自在にこれを抽出し得たといふ。彼は常に家人

作つて休養と修養とに當てたい。やがてはそれが、更に能率增進の道ともなるものである。

（二）物の活用　物自體は寧ろ死物であつて、これを活用するものは人である。それ故に物を使用するに際しては、その價値を十分に發揮せしめるやうに工夫すること、即ち合理化することが必要である。

物資の活用　資源の愛護、物資の節約、死藏物・廢物の利用等については、更にこゝに繰返して述べるまでもない。今の時局に際しては、古いことではあるが、滴水和尚の佳話に、無限の味があると思ふ。

天龍寺の滴水和尚が、まだ小僧時代に師の儀山和尚の命で、行水の湯を水でうめたことがあつた。その時、手桶に殘つた僅かの水を、邊の地面に捨てた。これを見た師の坊は「愚なことをするものではない。何故そこらの草になりと、かけてやらぬか。水が泣くぞ。」と大聲に叱つた。彼にはこの師僧の言葉が身に泌みて、これを一生の守り言葉にするために、滴水と名乘つたといふ。

財の活用　財の活用については、啻に經濟的側面だけでなく、道德的目的をも考慮

ころである。家の生活に於ても、各自の地位を自覺して、堅い信念の下にその責を果たさうとするときその能率はあがる。主婦たる者、母たる者が、家のもつ眞の意義を悟らず、たゞ事物を傳統的・機械的に處理したり、甚だしきは屈從感や、倦怠感を以て眺めたりするやうでは、決して能率はあがらない。

企劃　仕事は何事にかゝはらず、綿密な手順(てじゅん)と企劃とを、事前に立ててかゝるべきである。さうでなければ、徒らに不要な動作が多く、或は混亂に陷つて、能率は減殺される。家事に於ても、一事一物に對し、計畫を立てて實行するやうにしたい。

設備器具の改善　家屋から器具に至るまで、規格化(きかくか)(かたにそろえる)しようとするのが現下の大勢である。しかし規格化されたものの中でも、工夫によつては、より便利に、より我が家に適したものとすることが出來る。臺所一室の範圍内でも、能率增進を圖り得る餘地の多いのに驚くことさへある。

休息と修養　適當の休養は誰にも必要である。從來家庭に於ける女子の立場は、殆ど過勞に等しいほどの勞務の連續であつた。しかしそれは決して、能率的であつたとはいへない。仕事の企劃や設備の改善等によつて、家事上の能率を擧げ、餘暇を

位であつてはならない。殊に科學の力とはいへ、今日の程度では、まだ十分に發達してゐるものではないから、謙虚（けんきよ）（つ、しみぶかい）な態度を以て對處すべきである。

㈢**形式的合理化**　我等の生活には、その形式・方法の方面に於て合理的・科學的でないために、資材に於て、時間に於て、または勞力に於て明らかに不經濟なことをしてゐる場合が多い。實質的不合理は、その根本に於て科學性の不足によるのであるが、形式的不合理は頭の働かせ方によるものである。形式的な不合理は、單なる傳統やその場の思ひつきの生活であつて、思慮的・計劃的な態度を缺いてゐるのである。科學的知識を缺いてゐるのではなくて、これを等閑（とうかん）（なおざり）に附してゐるのである。然らば我等は日常の生活に、如何にその力を注ぐべきであらうか。

（一）能率增進　合理化・科學化といふ言葉は、能率化といふに近い内容をもつてゐる。能率即ち人の力を仕事の上に、最高度に發揮せしめるためには、適所適材や、分業と協力との組織によることは勿論であるが、家の生活に於ては、各自の地位を自覺して、一定の企劃に從つて働くことが肝要である。

地位の自覺　勤勞に對する信念が、勞働の能率に影響することは、何人も認めると

うとするものであるから、禍の及ぶ範圍は、廣大であり且つ深刻である。　根據もない迷信でその日の行動を律したり、結婚、職業等人の運命に關するものまで、これで定めようとしたり、殊に甚だしいのは、生命に關する病氣の治療にまで、これに賴らうとする者が、現代我が國にも可なり多い。　これらの者はそのために如何に多くの犧牲者が出てゐるかを、深く考へるべきである。　固より科學の力は萬能ではない。　しかし科學的に處理出來ることは、それによるのが安全であり、且つ賢明である。

（二）　陋習　また迷信とはいへないとしても、今日の科學常識から見て、極めて非合理的なことが、日常生活の上に行はれてゐることも多い。　世間の慣習や、傳統に關するものの中には、この種のものが可なりある。　これが內容は、形式的合理化に於て述べるところと類似のものがあるから、そこで論及することにする。

以上の迷信や誤れる習俗は、旣に久しい間、人の生活に浸み込んでゐるものであるから、急激に合理化することは容易ではない。　また人間生活を實際に支配するものは、必ずしも理論のみではなく、複雜微妙な感情が手傳つてゐるから、その改善には一層の困難がある。　されば單に古いが故に廢棄すべきではなく、また合理化が、自分本

を、合理化することで、人生全體を機械化するといふのではない。たゞ科學や理性の示すところによつて、無智による誤謬（あやまり）と、無駄な損失とを除き、能率を高め幸福を増進せしめようとするものである。

(三)實質的合理化生活　生活の合理化には、二方面がある。生活の實質的合理化と、形式の合理化とである。實質上の合理化は、主として科學の進歩に基づいて行はれるものであつて、原始的・獨斷（ひとりぎめ）的であつた昔の幼稚粗雜な知識に代ふるに、確實精密な科學的知識をもつてしようとするものである。それは生活の種々な方面に對して、行はれるものであるが、その根抵的なものは、迷信並びにそれに近い陋習に對して行はれる。

(一)迷信　迷信については前にも述べたが、それは科學以前の獨斷的妄想（まちがへたかんがえ）から發したものか、或は偶然を以て普遍（いつぱん）に適用したものかであつて、何等確實な根據のあるものではない。例へば祟（たゝり）の迷信の如く、理性によつて嚴肅に判斷すべき事柄を、人智の及ばぬものとして、獨斷的な妄想を恣（ほしいまゝ）にしたり、或は丙午（ひのえうま）の迷信の如く、何等因果關係のない二つの事柄の間に、一定の關係があるかの如く考へて、人の弱點につけ入ら

元來人生には、科學の外に情操があり、合理以外に趣味が必要である。機械の如く單純に、合理一方で押し通されるものではない。我が國民は過去に於ては、科學的であるよりも、藝術的であり、理よりも情を重んじてゐた。そのために人情の麗しさは多かつたが、生活の上には往々にして、不合理が平氣で行はれてゐた。殊にこの傾向は、情に生きる女子の場合に甚だしかつた。

しかし現代文化の長足な發展は、一に科學の賜である。産業に、交通に、保健に、軍備に、あらゆる方面が科學の應用によつて、驚異的な進歩を遂げた。科學の發達が遲れては、國家も民族も、國際的の落伍者となる。これと同様に家の生活に於ても、衣食住各方面に、科學の活用がます〱必要であることはいふまでもない。隨つて現代の女性は昔の女性の如く、頭を使はないで生活することが許されなくなつた。感情にひかされたり、習慣に泥んでゐるばかりでなく、理性によつて合理的に、生活しなければならなくなつた。

但し合理化し、科學化するといふのは、人に對して冷淡になるとか、むづかしくかどかどしくなるとかいふことではない。家の生活の中で、合理化する必要のある部分

第三節　家生活に於ける科學の活用

要項　家生活ニ關スル實際ノ科學的知識ヲ與ヘ、家生活ノ各般ニ亙リ、其ノ整齊ニ對シテ科學ノ活用ヲ十分圓滑ナラシメ、偏曲セル生活ノ科學化ヲ是正スルト共ニ、時局ノ進展ニ即應スル生活態度ヲ修得セシム。

㈠家庭科學の必要　家の生活は傳統に生き、歷史を尊ぶものであるから、尙古的となり易い。且つ東洋の家にあつては、一般に老人が尊重され、而して老人は概ね保守的なものであるから、動もすれば、家の生活は因襲に墮し、姑息に流れ易い。勿論古きが故に排擊すべきではないが、明らかに非科學的・非合理的なものは、改革するに躊躇することはない。しかしこの場合に於ても、長上の諒解を求めることを忘れてはならない。この諒解がなければ、却つて家內の平和を破り、家の生活の根本を亂すことになる。

資源を開發することによつて、國富の増進に貢献することも出來る。國富を増すためには、或る程度の大資本や、大規模な經營も必要であるが、また家の經濟の運用に注意することも必要である。我等の身邊を顧みてゐると、國富増加・資源開發に寄與すべき機會と方法とは幾らも發見される。

我が國の如く自然的資源の餘り豐かでない國は、資源を最高度に利用する精製工業か、或は資材を共榮圈内に仰ぎ得る工業などの、振興を圖るべきである。これがためには、技能の向上に努めて、國家の企劃統制の下に、生産力の擴充に當り、或は財政に協力すると同一の趣旨方法によつて、資材の供出に協力一致することが望まれる。家の經濟がこれらの方面に、密接な關聯をもつことはいふまでもない。我等は時局に關する認識を深め、國策を眞に理解して、自發的・積極的に協力する意氣込みを以て、家の經濟に對處しなければならない。たとへ一家だけでは、些かであらうとも、「塵も積れば山となる」、「千里の道も一歩より」、「大海も一滴の水より成る」などの諺を銘記(めいき)(こゝろにふかくおもふ)すべきである。

於て我が國の經濟が進み來つた常道である。

時局に際して、轉業を餘儀なくされた者も多いであらう。或は一時、家の經濟に苦難を感じた者もあるであらう。しかし今後に於ては、私益本位の經濟は許されない。されば我等はすべて國家本位に考へ、國家の使命に即した經濟觀念を確立し、產業報國の一路を力強く歩むべきである。職業を自利のため、また自家の生計を維持するためのものとのみ考へるならば、轉業も著しく苦痛であり、新に職業につく場合にも、その選擇に關して好き嫌ひを述べたくなるであらう。しかし職業は、如何なる種類のものであつても、國家がこれを公認してゐるものである限り、すべて國家に對する各自の分を果たす奉仕である。直接職業に携はる者はいふまでもなく、これらを背後から援護してゐる家庭人も、よくこの理を悟つて欲しい。

（四）國富の增加　經濟國策の最も直接的なものは、國富の增加である。國富の增進は、資源の開發によつて實現され、それは國民の意氣と心掛次第とで、どこに於ても行はれ得る。例へば未墾地の開拓や、山野の植林、閑地の適切な利用等もそれであり、埋藏・死藏の資源を開發・利用することもそれである。また海外に發展して、積極的に

必要なものを造り、必要なことをなし「大君の邊にこそ死なめ」といふ覺悟を以て、天皇に仕へ奉つてゐた。職域奉公は我が國に關する限り、最近の流行語ではなく、神ながらの大道である。我等の職業は單なる金儲のためではなく、常により良いものを造り、より良いことをなして、國のために盡くさうとする「むすび」の精神に基づいてゐる。勿論我等は職業による實物收入なり、金錢收入なりを得て、一家の生計を立てゝゐる。しかしこれらの家計は、生活の安定を圖つて、明日への活動力を增し、また子女を扶育し、以て君國に報ずるためである。家計を以て單に、一家の安定を增すだけのことと考へてはならない。

(三) 統制經濟　最近世界の經濟は、統制經濟から更に進んで、企畫經濟へ入つたといはれる。我が國に於ても、支那事變に引續き大東亞戰爭の途上にあつては、限られた資金・勞力・資源・生產設備等は、これを國家的に見て、最も適切な方面に運用することが必要となつた。そのためには官民協力して、企劃・統制の方法を攻究し、適切な組織を立ててゐる。しかしこのことは、經濟理論としては新しいものであるかも知れないが、我が國では有史以來の固有の道であつて、時に盛衰の跡を見せてゐるが、大體に

の本義を發揚せしめることは、現下の時局に於て殊に必要である。

㈢家經濟の國家的意義　家の經濟と、國民經濟との間に、密接な關係のあることは、いふまでもない。こゝには我が經濟的國策と、家の經濟との關係を檢討しよう。

(一)生活の安定　孟子に「恒產なくして恒心ある者は、士のみよくするを爲す。民の如きは則ち、恒產なければ恒心なし。」といつてゐる。支那の民本主義は結局、個人主義に墮して、かうした實情に到るであらう。我が國民は、たとひ恒產はなくても、臣道の實踐に於て恒心のない者はない。また國利と民福とが、矛盾對立しないところに、我が國の特異性がある。經世と濟民とは、同一のものを表裏から見たものであつて、國富みて民貧しき理はなく、民の生活の安定は、國家の興隆に外ならない。この意味に於て我が國では、國民生活を安定せしめ、優秀な能力をもつ國民を養成することを、經濟的國策の大なるものの一としてゐる。勤儉產を治めて、生活の安定を圖り、以て子女を有能の者たらしめて、國家の人的資源に貢獻することこそ望ましい。

(二)職域奉公　我が國では、古くは氏族が國民生活の基本となり、經濟生活の單位であつた。それぞれの氏は一定の職業を分掌し、これらの職業によつて國のために

諸外國に見るが如き功利獨占(ひとりじめ)の弊害も見ず、極端な唯物思想に傾くこともなく、農業は勿論、その他の産業に於ても、よくこの根本精神を保持して來た。佐藤信淵が經濟要錄の巻頭に「經濟とは國土を經緯し、蒼生(とくみん)を濟救する義なり」と述べ、二宮尊德が「我が道は天地の化育を賛成(たすける)するにあり」と說き「人はいふ我が敎、儉約を専らにすと。儉約を専らとするにあらず、變に備へんが爲なり。人はいふ我が道、積財を勤むと。積財を勤むるにあらず、世を濟ひ、世を開かんが爲なり。」といつたのも、それぞれ我が國經濟の本義を明らかにしたものである。

明治維新となつて諸般(いろいろのほうめん)の改新が斷行せられ、西洋の近代的生産様式をもとり入れた結果、經濟機構も一新され、我が急速な經濟的發展は、世界の驚異とするところとなつた。これ我が國固有の創造化育の精神に、西洋の機構をよく融合(とりあはせる)せしめて、獨自の近代的經濟組織たらしめ得たからである。しかしながら歐米の生産様式を攝取するに及んで、それらの經濟の根本動因となつてゐる、功利的思想が我が國に流れ入り、道德的である我が經濟生活も、これがために一時かき亂され、主我主義・唯物主義を以て、經濟の要諦(だいじ)であると誤解する者さへ現れた。この悪弊を排除して、我が國民經濟

の生み成し給うたところであり、隨つて無窮に創造發展する力を備へてゐる。「產靈」の思想は、惟神の信念であつて、創造化育は實に我が國產業の大精神であり、經濟の根本原理である。畏くも皇祖天照大神は、御親ら機を織らせ給ひ、また齋庭の穗の神勅に於て、國民生活の大本を示し給うた。この尊い神慮は、農業といはず工業といはず、あらゆる產業の根本精神と仰がれる。それ故に我が國では、創造化育を神聖視して、濫に自然物を奪取したり、單なる私欲のためにこれを亂用したりすることを許さない。まして私利のために、他民族を搾取するが如きことは、非常な罪惡としてゐる。而してこの創造化育は、經世濟民を根本動機としてゐる。肇國の當初に於て、皇祖が親しく生業を授け給ひ、且つ「美しき蒼生の食ひて活くべきものなり」と仰せられて、稻穗を授け給うたのも、經世濟民即ち經濟・產業が國の大業に屬することを、御示しあそばされたものである。されば神武天皇は「苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ」と橿原奠都の詔に宣ひ、崇神天皇は「農は天下の大本なり。民の恃みて生くる所なり。」と仰せられ、歷代の天皇は常に億兆臣民の生業を軫念あそばされた。

かくて我が國では、自然經濟の時代は固より、商品經濟・貨幣經濟の時代に至るまで、

第二節　家庭經濟の國策への協力

要項　國策ヲ理解セシムルト共ニ家庭經濟ノ國家的意義ヲ十分自覺セシメ、之ガ國策ヘノ積極的協力ヲ爲サシム。

㈠**家庭と經濟**　國家の理想を實現するためには、國力を充實せしめなければならない。國力は人と物即ち人力と資源との、綜合統一によつて生れる國家の總力である。隨つて國力の充實を期するには、優秀な能力をもつ國民を養成することと、國富を增進することが、絕對的に必要である。されば我が國に於ては、優秀な能力を有する國民の養成策として、廣い範圍に亙つての敎育の充實と、國民生活の安定とを圖り、國富の增進策としては、生產力の擴充强化に最大限の力を注いでゐる。我等一億の國民は、これらの國策を理解し、それから出づる各種の政策に、積極的な協力を致すべきである。

㈡**我が國經濟の國ぶり**　國生みの神話が示すやうに、我が國土も國民も、すべて神

㈣婦女子と時局認識　大東亞の建設は、實に曠古(こうこ)(まえにない)の偉業である。隨つてその前途には、幾多の困難もあるべく、國民はいよ〱以てそれに備へなければならない。畏くも日獨伊三國同盟成立の大詔にも、その旨を御諭しあそばされ、更に

爾臣民益ゝ國體ノ觀念ヲ明徴(メイチヨウ)(アキラカ)ニシ深ク謀リ遠ク慮(オモンバカ)リ協心戮力(リクリヨク)(チカラヲアハセ)非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

と仰せられた。更に米英に對する宣戰の詔書には

朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各ゝ其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ゲテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

と宣はせ給ふた。この大御心に應へ奉るには、老も若きも、男も女も、國民擧つて微力を盡くさなければならない。この日忠ならずして、何時の日にか忠なるを得よう。このことを思ふにつけても、我等は家の生活を通じてなすべきことの多いのを、ひしひしと感ずる。家を守り、家をあづかる主婦の責任はまことに重い。主婦たる者は、この時局を正しく且つ適切に認識して、これに即應する責務を果たすべきである。

合理化を圖つて、些かの無駄もない生活を送るべき時となつた。それが物資節約の外に、一家の經濟力を增强せしめ、更に國家財政に寄與することを思ふと、一石三鳥の感がある。主婦たる者は深く考へなければならない。

(三) 財政への協力　「贅澤は敵」といふ標語があるが、それはその人にとつて敵であるばかりでなく、國家の敵である。贅澤は、國民生活上缺くことの出來ない物資を浪費するだけでなく、贅澤によつて通貨の膨脹(ぼうちよう)を誘ひ、自然に物價の騰貴(とうき)(たかくなる)を招く。かくて贅澤は、國民生活を脅(おび)やかす文字通りの敵である。

消費を最大限に節約して、その餘剩(よじよう)(あまり)を以て公債に應じ、或は預金として間接に國家の需要に應ずることは、祖國を護る我等の務である。今や我が國の財政は、昭和十七年度に於て、一般會計と臨時軍事費とを合して二百四十三億に達し、このうち公債豫定額は百六十五億圓に及ぶといふ。而して當年度の國民所得の政府推定額は、四百二十億である。されば我等は、家庭に於てもまたはその他に於ても、消費を出來るだけ節約して、所得の半ば以上を貯蓄するのでなければ、國民として平均の責務を果したものといはれない。

家を守る者がよく家事を整へ、一家の和合に努めて、職場で働く者に全能力を捧げさせるやうにするならば、それは間接的ではあるが、増産に貢獻することになる。

工業に反して農業は、殆ど家内産業である。我等の雙手で、一億國民の生命の糧を作り出すのであると思ふと、勞力不足や、肥料の不十分や、物資の不如意などを克服して、一粒の穀物、一株の蔬菜でも多く作り出さうと、心掛けずにはゐられない。その他鑛業・水産業を始め、あらゆる生産部門に於て働く者は勿論、家庭にある者も、産業報國の意味をよく噛みしめ、相共に力を協せて職域奉公にいそしむべきである。

（二）消費の節約・資源の愛護　生産部面に引かへて、家の生活は大部分が消費の生活である。而してこの消費部面は、主として主婦の管掌するところである。随つて家庭の消費資財は、その大部分が主婦の手を通して、處理されてゐる。この場合、各戸に於て僅かづつ資材を節約しても、全國的には、それが莫大な額にのぼることが考へ得られる。昭和五年の内閣統計局調査によると、我が國の所藏財貨は、家具家財のみでも、低物價時代の當時に於て、百二十五億圓に達してゐるといふ。今や我等はその死藏品の活用や、消費の繰伸べや、廢物の利用並に回収等を始め、更に進んでは生活の

事を始め、保健上の指導監督の地位にある主婦の自覺に、依存するところが極めて大である。

㈢**時局と經濟生活**　國家總動員法は、昭和十三年四月一日に公布せられたものであるが、その立法趣旨は國防目的を達成するために、一切の人的・物的の資源を統制して、國家の總力を最も有效に發揮しようとするにある。我等の家の生活は直接間接に、これに關聯するところが大きいから、その立法趣旨をよく理解して、それに副ふやうにしなければならない。そのために我等のなし得るところは、生産の擴充、消費の節約、資源の愛護、財政への協力である。

（一）生産の擴充　企業が漸次大企業化・共同企業化しつゝある今日、家庭人殊に主婦が、直接これに參劃する範圍は縮少されつゝある。しかし我が國工業の特色として、小規模の工業や家内工業なども可なりある。これらの小工業や家内工業に於ては、主婦が直接間接、生産に關係することも多いであらう。自己の手になる生産品が、戰線または銃後に必要なものであることを思ふと、心をこめてその增産に努めたくなる筈である。また大工業に於ても、これに働く者は多くは家庭をもつ人々である。

我が國民の平均壽命は、またおしなべて短命であつて、零歳を標準として男四四・八年、女四六・五年である。歐米の諸國民に比して、十年餘り短命であり、獨逸人に比すると十五年の短命である。勿論これは幼兒死亡率が高いために、かうした數字となるのであるが、しかし二十五歳以上の、成熟し切つた者の平均壽命も、歐米のそれよりは六、七歳の短命である。幼兒の死亡率は、從來約一〇％、卽ち出生百人につき約十人であつたが、近來漸次減少して、昭和十五年には、一擧に七％に激減した。しかしこれも戰時事變に際會して、食物の關係からであるともいはれてゐる。若し然りとすれば平素の不攝生が察しられる。

（三）人口政策　我が國の人口・保健の現況は、近時幾分好轉しつつあるものの、なほ理想より遙に遠いものがある。政府に於ても、適齡結婚の奬勵によつて、人口の增加と優良兒の出生とを圖り、國民優生法の制定によつて素質の改善に資し、國民體力法によつて體力向上の實を擧げ、その他國民醫療法の制定や、結核豫防對策・公衆衞生の諸施設等に於て、萬全の對策を講じつゝある。しかしその實績を十分に擧げるためには、國民各自の深い自覺と眞劍な協力とによるより外はない。就中家に於ける食

一國の運命を左右する。然るに我が國は、人口の自然增加が極めて大なるにもかゝはらず、その保健狀態は餘り良好ではない。

先づ疾病から見ると、我が國には結核・花柳病・癩・トラホームの如き、慢性傳染病に惱む者が可なり多い。殊に結核は本邦死亡原因中の首位を占め、昭和十二年度は十四萬五千餘人に達した。最近まで我が國未曾有の大戰といはれた日露戰爭に於て、參謀本部の調査によると、我が戰死者及び服役免除程度の戰傷者を合して、十一萬八千名であつたといふ。我々は曾つての日露戰爭以上の戰を、年々結核と戰ひつゝあると見なければならない。加之結核患者總數は、現在百四十萬を超え、國民五十名每に一人の患者があることになつてゐる。我が國の一戶平均人口は約五人であるから、十戶の中で一戶には、結核患者一人が病んでゐることになる。まことに恐るべく、悲しむべきことである。歐米に於ても今から三四十年前には、これ以上に結核が蔓延してゐたが、各國とも着々豫防撲滅の實績を收め、今ではいづれも、往年の三分の一以下に遞減せしめてゐる。これを思ふと我が國民も擧つて、この亡國病の徹底的撲滅に協力する必要がある。

質の向上と人口の增加、即ち人的資源の增强は、絕對に必要である。佛國が脆くも敗退したのは、一には人口狀態が下り坂であつたからであり、英國が振はないのも、本國の人口が少いからである。これに反して新興獨逸や伊太利は、早くから人口政策に意を用ひてゐた。

(一)人口　我が國の人口は、明治維新の直前に三千萬人內外であつたのが、昭和十五年の國勢調査では、內地だけで七千三百十一萬となつて、七十年間に二倍以上の增加を見た。これを全版圖から見ると、總人口は實に一億三百七十二萬となつてゐる。しかし大東亞指導の大任をもつ我が民族は、各方面に多くの人物を要するため、政府は昭和三十五年までに、內地人口一億を目指して種々企劃を進めてゐる。

我が內地の出生數は、十年以來每年約二百十萬、死亡總數は約百二十萬內外であるので、その差增は九十萬乃至百萬であつた。支那事變の影響をうけて、昭和十三年には六十七萬、翌十四年には六十三萬增となつたが、これを最低として、十五年からは俄に好轉し、同年には九十三萬人增、十六年の推算では百七萬增と見られてゐる。

(二)保健　國民の體力は、國民活動の直接の源泉であつて、國民保健の如何は、實に

全世界に知らしめて、大東亞建設の大事業を完遂することが出來る。
されば支那事變勃發に伴なひ、昭和十二年九月、我が政府は、擧國一致・盡忠報國・堅忍持久の三大目標の下に、國民精神總動員運動を起こして、國民の一大奮起を促し、そのために三つの實施要項を定めた。
一、時局の認識を深め、國民の精神的團結を强くし、横溢（おういつ）（あふれる）せる精神力と、國民道德とを養ふこと
二、物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の增進、體力の向上等の國策に協力すること
三、事變の進展に伴なひ、ます〳〵銃後後援の實を擧げること
かくてこの目的實現のために、政治・經濟・文化等、國民生活の全部門に亙つて、一切の對立抗爭を克服し、すべてを臣道實踐の誠に歸一せしめて、國力を最高限度に發揮せしめようとする擧國的な、官民協同の國民運動が起きた。而して大政翼贊會は、この國民運動を力强く推進するために設けられたものである。
㈢**時局と人的資源**　戰爭遂行のためにも、また建設事業完成のためにも、國民の素

大東亞建設ノ目的完遂ニ家生活ガ如何ニ大ナル關聯ヲ有スルカヲ自覺セシムルト共ニ、絶エズ時局ニ關スル綜合的認識ヲ深メ、時局ニ即應スル主婦ノ責務ニ關シテ常ニ正鵠(セイコク)(タダシイ)ナル識見ヲ養成セシム。

㈠時局と精神生活　近代戰爭は、その規模極めて大きく、莫大な兵力と物資とを必要とするばかりではなく、同時に思想戰を伴なふやうになつた。即ち最高度の國防國家を建設するには、物心兩面に亙つて、國民の總力を發揮しなければならない。支那事變の當初に於て、既に精神總動員が高調され、これに續いて國家總動員法が制定された所以も實にこゝにある。

抑〻一朝有事の際、總力戰を遺憾なく遂行して、終局の勝利を得るためには、その**根本**に於て、不拔の精神力がなければならない。國家總動員法も、この精神を昂揚して始めて、その效果を完うすることが出來る。國民精神の總動員こそ實に、國家總動員の根柢をなすものである。官民一致、國民精神を振作して事に臨めば、巧妙な宣傳や、假面を裝(よそ)うた危險思想と雖も、乘ずる隙(すき)もなく、また經濟機構の混亂も、これを未然に防ぐことが出來るばかりでなく、更に進んでは、我が不動の決意と崇高なる精神とを

我が國の家の特質である。歴史に生くるが故に永遠の生命があり、生命あるが故に刷新充實の要がある。祖先から承けた家の內容を、時代に即して刷新し、充實し、これを子孫に讓るのが、現代に於て家を構成してゐる者の重大な責務である。

㈢**刷新充實の要點**　我が國の家が悪いが故に、刷新するのではない。根本の精神に生きながら、たゞ時代に應じて、その具體的の生活內容を、より良きものにする必要上、刷新と充實とに心を致すのである。我等の家を、今日國家が要望してゐるところに應ぜしめるためには、先づ「時局認識」を深め、「家庭經濟の國策への協力」に努め、「國防訓練」を實施して、國防の完璧を期しつゝ「家生活に於ける科學の活用」によつて、これを合理化し「家族皆勞」の間に「隣保相扶」を圖り、「家庭娯樂の振興」に依つて家內の和合を進め、自他ともに和樂の間に、臣道を實踐するやうにしなければならない。

第一節　時局認識

要項　國家活動ノ基礎ハ家ヲ齊フルニアルハ古今ノ通則ニシテ、

第五章　家生活の刷新充實

要項　大東亞戰爭ノ目的ヲ完遂シ、皇國永遠ノ發展ヲ期スル爲、家生活ノ刷新充實ヲ圖ルハ正ニ今日ノ急務ト謂フベク、特ニ左記(左節)各項ニ留意スルヲ要ス。

㈠家生活刷新充實の必要

我等はこゝに、我が國に於ける家の本義を理解し、これに處するの道を學んだ。即ち「我が國に於ける家の特質とその使命」とを認識して、それを達成するために、「健全なる家風の樹立」や「母の教養訓練」や「子女の薫陶養護」に努むべきことを學んだ。しかし「家生活の刷新充實」を圖つてこそ、これらを完全に果たすことが出來るのである。

今や皇國は國を擧げて、聖戰目的完遂の途上にある。肇國以來の大御業(おほみわざ)を翼賛し奉り、皇國永遠の發展を期するために、なすべきことは多々あるが、家の生活を刷新充實するは、今日最も大切なことの一つである。思ふに歴史に生き傳統に生きるのは、

徳有能の士であつて健康に惠まれず、これに反して身體が强壯であつて、精神の不健全な者も多い。「健全な身體に健全な精神」といふ諺は、元來省略された言葉であつて、「が宿る」と補足(ほそく)(つけたす)すべきではなく、「を宿したい」といふ願望の文章であるともいふ。子弟の教養に當つては、肉體が健全に育ちつゝあることのみによつて滿足し、或は健康のために、躾を犠牲にするが如きことがあつては一大事である。常に心身の調和的な發達に留意して、强健なる身體の中に、雄渾なる氣魄を培養すべきである。

慢の遊びであつた。今日制定せられてゐる體力検定等の各種目を、部落民總出で行ふ程の、盛況にあらせたいものである。

また冷水浴や摩擦などによつて皮膚を鍛へ、寒暑に耐へる力を増すこともよい。輝く太陽の光を浴びて、新鮮な空氣を思ふ存分呼吸しつゝ、戸外で土に親しみ、勤勞に勵むことも大いによい。かくて鍛錬に鍛錬を重ねるとき、子弟の身體は強健になり、潑剌たる元氣と旺盛な精神力とが、滿ち滿ちて來る。

(四)心身の相關　健康者が明朗闊達な精神をもつことは、何人も認めるところであるが、精神が身體に及ぼす影響も、心理的に説明し得る。愉快な時は、血行を順調ならしめるから顔色もよく、身體筋肉の疲勞も直ちに恢復されて、活氣に滿ちる。これに反して不快の時は、內臟に鬱血して顔色も蒼白となり、筋肉の發達も惡くなる。また恐怖・憤怒(いかり)・苦悶等は、內分泌腺にも影響して、胃の消化作用も鈍り、食欲も減退する。これに反して喜悦の感情は、消化を助長し、活力を強める。

かやうに心身の關係は、密接ではあるが、しかし必然ではない。精神が健全であれば身體が健康となり、身體の健康は精神を健全ならしめるとは限らない。世には有

兎をも得ぬといはれるが、我が武道は、運動量に於ても十分であり、精神修養にもまた、よく意を注いでゐる。しかも實用に供することも出來、世界の人々が齊しく驚異と賞讃とを惜しまないものである。

角力　角力は我が國技とまでいはれ、武道と同樣に、青少年に最も推奬すべき體育法である。しかも角力は、經費も場所も要せず、裸一貫で運動量大きく、興味も多く、相手も一二名で事足り、時間も要しない。夏によく冬にもまたよく、海濱・山間を問はず、我が國民には昔から、親しまれてゐるものである。

徒歩　ハイキング等といへば、如何にも外來の運動であるかの如き感を抱くが、我が國には神佛巡拜と關聯せしめて、徒歩は古來盛んに行はれた。殊に病弱者が、平癒祈願のため、諸國巡禮の旅に出たのは、一は精神的作用もあるが、他面體育的な價値も絶大なものであつた。身を持することと正しく、木青く水清い聖地遍路の旅は、健康に最もよいものの一つである。

其他　昔の夕涼みにつきものは、角力や棒押であつた。見る者も演ずる者も、和氣藹々の裡に、全力を打ち込んで遊び且つ樂しんだ。石持ち・俵持ちも、地方青年の力自

しかし身體の諸器官の調和的・正常的な發達を期するといふのが、最も妥當な見解である。隨つて鍛錬に當つても、身體各部の均齊な發達を理想とすべきである。身體の一部分のみを使用するが如き勞働に從事する者や、長時間同一の姿勢にあることを必要とする職業に從事する者は、特に注意を要する。

（二）鍛錬の程度　鍛錬にも節度がある。年齢や男女の性別を顧慮する必要のあることは勿論、夫々の體質や體力に應じ、またその時々の身體の調子を考慮して、運動も鍛錬も適度でなければならない。僅少な鍛錬では、意味をなさないし、過度の鍛錬は身體を破壞するのみである。また適度に行ふとともに、永く且つ繼續することの肝要なことは、いふまでもない。

（三）青少年に適當な運動　青少年に適する鍛錬は、心身ともに練磨されるものが最上である。また多くの費用や、時間を要するが如きものは、出來る限り避けるがよい。しかし相當に興味あるものでなければ、熱意も持ち難く、且つ永續し得ない。かうした標準の下に、世に行はれつゝあるもので、青少年向のものを見よう。

武道　體育・德育の兩面を兼備したものが、我が武道である。二兎を追ふものは、一

によくこの理を示してゐる。

（四）節制　節度を重んずべきは、ひとり飲食物に關する場合に限らない。運動に於ても勉學に於ても、血氣に逸り興味にまかせて、過度に陷つてはならない。日々の生活を規則正しくし、姿勢や態度にも氣をつけて、節制ある生活に努めるならば、たとひ虛弱な者であつても、よく健康を保つて、志を完うするに難くはない。弱くて育たぬといはれた貝原益軒が、八十五の長壽を保ち、生來虛弱であつたカントが「時計」と綽名される程正しく節制を守つて、生涯病氣らしい病氣にかからなかつた話は、よく味はふべきである。

㈢鍛錬　養護は健康保持のためには、缺くことの出來ないものであるが、より强健な身體を作り剛健な氣性を養ふには、進んで身體の鍛錬による外はない。而も鐵は熱してゐる間に打つべきものである。人の心身も、發育盛りの青少年期に鍛錬することが、最も望ましい。

（一）鍛錬の標準　健康に對する見方は、色々ある。寒暑・疾病に對する抵抗力が强ければ足るといひ、或は勞働能力が高く、疲勞の恢復力が迅速であればよいともいふ。

定の就眠時間を失することは、却つて能率を低め易い。しかし過度の睡眠も、身體と精神とを弛緩させて、好ましからぬ結果となる。家庭は休養と睡眠とを與へる理想的の場所であるが、この二つについては、年少者に節制を守らせる必要がある。

（三）攝生　健康を保持し身體の健全な發達を期するには、先づ榮養を攝ることが第一である。如何によい品種の草花でも、養分が乏しくては、見事な花は咲かない。身體もまたこれと同じである。殊に發育盛りの青少年に、榮養が不足しては、十分な成育も望まれない。勿論榮養は、贅澤な飲食物を意味しない。偏食を避けて、何でも榮養價の高い食物を、攝るやうにすることが大切である。隨つて主婦は食物に對して、萬全の考慮を拂ひ、子弟の陥り勝ちな偏食を、防止しなければならない。子供の偏食は親の恥でもある。それは榮養に關する無智と、子供の我儘を認容する躾のない家庭たることとを、證明するに外ならない。

しかし榮養となるべき飲食物も、これを攝取するに度を過ごせば、却つて健康を害する。暴飲暴食は、嚴に戒めなければならない。特に青少年期は、口腹の欲に驅られて、動もすれば過食になり易い。「病は口より」「腹八分に醫者いらず」の俗諺は、まこと

しかし青年時代には、蓬頭垢面(けをのばしあかをつけること)を以て、質實剛健と思ひ誤るのと同樣に、邊幅を飾ることが清潔であると誤解する者もある。清潔は決して虛飾(みえをかざる)ではない。勿論化粧を意味しない。不潔は不衛生のみならず、人に對しては禮を失し、自己の品位を害ね、且つその心意にも影響するところが大である。子女に對しては、小さい時から正しい意味の清潔を、徹底せしめて置きたいものである。

(二)休養と睡眠　絶えず張りつめた弦は切れ易い。活動が過ぎて、休息が足らないと過勞になる。殊に青少年は、生活力が旺盛であるから、大抵の活動ではすぐに過勞となるやうなことはないが、それだけに無理をする惧れがある。また休息が過ぎて活動が足りないと、惰弱になる。これらはいづれも不健康の基である。

休息の中で、最も大きいのは睡眠である。活動から來る疲勞を恢復し、新しい活力を附與するには、睡眠に勝るものはない。この睡眠は疲勞の程度、即ち年齢や活動の種類によつて、必要な時間が自ら定まつてゐるが、單に時間の長短のみでなく、就眠起床の時刻を正しくすることが、大切である。若い時代は興趣(おもしろみ)の湧くがまゝに、或はただ漫然と夜更しする傾向がある。たとへ勉學・讀書・または業務のためであつても、一

ルト共ニ、積極的ナル鍛錬ヲ重ンジ、強健ナル身體ノ中ニ雄渾（ユウコン）(オトコラシイ)ナル氣魄ヲ培養セシム。

㈠養護・鍛錬の必要　國民保健の大切なことについては、何人も疑をもたないであらう。然るに幼少年期には、その自覺が少い。生活力の旺盛なるにまかせて、且つ欲望を自制する力が乏しいため、恐るべき狀態に陷つてから、始めて氣がつくことが多い。またこの時期は生理的の抵抗力が弱いから、恢復することの出來ない、重大な結果を惹起（ひきおこ）すことがある。而も身體の養護・鍛錬は、その效果が短時日で現はれないだけでなく、その救濟・矯正（きようせい）(なおす)にも長時日を要する。これが、指導監督を怠り易い理由であり、同時に一層それが必要な所以である。一家の年長者は、自己の健康に留意するとともに、幼少者の養護・鍛錬を怠つてはならない。

㈡養護　子弟の健康に障碍となるものを除去し、現在の健康狀態を保持させることが養護である。これについては、節制の一語に盡きるが、次の諸點に考慮を拂ふことが望ましい。

(一)清潔　身體・衣服・住居の清潔が、健康に必要なことは、一般の常識となつてゐる。

大人の世界に入りかけて、各種の新しい本能が擡頭(たいとう)（あたまをもたげる）して來る。その時に當つて、躾のない自恣な子弟は、徒に衝動の誘惑に驅られて、それに支配される。幼少期から確乎(かくこ)（しつかりした）たる躾をつけて、身を誤らないやうにしなければならない。第三は友人の誘惑である。同一年輩の者は、同氣相求めて行動するので、惡習は二乘の力を以て作用する。酒・煙草・浪費・怠惰等の惡風に染み易く、虚榮と流行とを追ふ心理から、輕佻浮薄な唾棄(だき)（いやな）すべき青年となることがある。

思ふに幼少期の躾は、若木の皮に文字を刻(きざ)むやうなものである。その木の長ずるに隨つて、傷もまた擴大する。されば一度び成立すれば、生を終るまで繼續する躾を、時期を逸(いつ)（にがす）せず幼少の頃から、子弟のために與へることは、父兄の重大な責務であり、それが眞の親心といふべきものである。

第五節　身體の養護鍛錬

要項　子女ノ身體ノ發育情況・健康狀態ニ留意シ、之ガ養護ニ力ム

さなければならないといふ、實際に迫つた感じがないからである。現實感の伴なふ運動競技等には、恐ろしい程の苦痛があつても、嬉々として行ふが、遙に容易な勤勞には、多大の苦痛を感じてこれを厭ふ傾向がある。「家貧にして孝子現はる」といふのも、この實際に即した感じからである。農家などは別として都會の子弟は、親兄姉の勤勞の場面に接することが少いから、勤勞に對する實感が薄い。

第二の原因は、働く習慣が出來てゐないことである。働くことは考への上では苦しいが、働いて見れば思ひの外に樂しみである。働くことによつてのみ、勤勞の神聖と、働くことの喜びとを味ひ得る。子弟の勤勞は、勤勞そのものとしては、さまで役立たないかも知れないが、それを習慣づけることの效果に思を致して、幼少の時代から働く躾をつけて置くべきである。

（五）青少年と躾　子弟の躾は、幼少年の時期に於てなすべき理由が三つある。第一に幼少年期は、人の指導を素直に取入れて、いはゞ他律的であるために容易であるが、青年期に入つては、自律の要求が強くて、人の言をなか〳〵容れない。隨つて青年期に入つての躾では、既に時機が遲い。第二の理由は、青年期の最初の短期間は、急に

舍かず」とあり、易經に「天行は健なり。君子は以て自彊息まず」とある。天は自然のうちに偉大な啓示を與へてゐる。天行の健なるが如く、流水の晝夜を舍かざるが如く、寸陰を惜んで刻苦し、徒に功をあせらず、一路向上にいそしむことが肝要である。修練は日々に在るのであつて、心身の鍛錬といひ、智能の啓發といひ、德器の成就といつても、俄にその功は望まれるものではない。日々倦まず撓まず、着實に努力を積重ねて行くところに、事は成るのである。事の大小にかゝはらず、當面のなすべきことに全力を集中し、斃れて後已むの意氣を以て事に當るやうな、堅忍持久不撓不屈な躾を、若い時からつけたいものである。東亞共榮の大事業は、かゝる自彊不息の氣魄をもつてゐる青年の手によつて、完成せられるのではなからうか。

（四）勤勞の精神　剛健の精神や、堅忍持久等の德目は、勤勞の精神によつて養成される。青少年期は、活力に漲る割合に勤勞を好まない。殊に若い學生は、頭が進む程に手が進まず、心を動かす程に、身體を動かさない。隨つて立派なことを知り、美しいことを思ひながらも、實際には何事も出來ず、またしようともしないことが多い。

その原因の第一は、生活上の實感が乏しいためである。これは是非、自分の手で成

こゝに青少年期の危險が潜んでゐる。

自由主義の盛んな時代に、自恣と自由とを履き違へ、本能に從ふのを以て、自然の道と考へた者があり、また思慮定まらず、新奇を好む子弟の中には、往々にしてこれに共鳴する者があつた。しかし本能的欲望や、衝動に從つて生活するものは動物である。理性や意志が、動物的な欲望や衝動を統制して行くところに、人間の人間らしさがあり、この人間らしさに從ふことが最も自然である。二宮尊德は

人道は一日怠れば忽ちに廢す。されば人道を勤むるを以て尊しとし、自然に任ずるを尊ばず。夫れ人道の勤むべきは、己に克つの敎なり。己は私欲なり。私欲は田畑に譬ふれば草なり。克つとは此田畑に生ずる草を取去るを云ふ。己に克つは我心の田畑に生ずる草をはづり捨てて、我が心の米麥を繁茂さする勤なり。是を人道といふ。

といつてゐる。我等は愛する子女に、日常の行動を常に反省せしめ、克己自制、あらゆる誘惑に打ち勝つ鞏固な意志力を養はせたい。

（三）自彊不息　論語に「子、川の上に在りて曰く、逝く者は斯くの如きかな。晝夜を

勝手に振舞はしてそれが自律的訓練であると誤信してゐる父母は、悲しむべき結果を見るであらう。

元來人間は人格の主體であるから、自律的要求を本能的にもつてゐる。隨つて獨創もあり、發展もある。しかし自律の要求と、その能力とが伴なはないときは、兩者の均衡（きんとう）（つりあひ）が破れて、亂調子となる。少年期から青年期に入らうとする頃には、自律の要求と自律の能力との間に甚だしい差がある。隨つてこの年頃が、最も生意氣であり、自恣である。されば人の親たる者は、青少年期の子女に對し、自律の觀念を強く理解せしめて、その躾を誤らないやうにしなくてはならない。即ち自律の能力に應じて、自律の要求を滿足せしめつゝ、漸次その範圍を擴むべきである。それが周到な指導であり、親切な監督であり、好意ある干涉（かんしよう）である。放任自恣ならしめるのは、決して子弟を愛する所以ではない。

（二）克己自制　自律が自恣となり易いのは、私情・私慾に驅られる結果である。活力に富む青少年期は、感情が動もすれば奔放（ほんぱう）（ほしいまゝ）に流れ勝ちで、欲望は衝動的・盲目的に傾き易い。而も理性と意志力とは、未だこれを統御する程度には啓發されてゐない。

㈢**良き躾**　躾は意識的に植ゑつけられた、道德的習慣である。我等は國のため、家のために、各自の子弟に對して、よりよき躾をなさなければならないが、その中で特に重要な項目を二、三掲げよう。

（一）自律自治　目的を明瞭に意識し、それに達する方法・手段を、自ら選定して實行することが、自律自治である。道德的行爲が貴いのは、それが自律に出るからである。他から强制されて行つたものは、寧ろ機械的な行動であつて、道德的價値の對象にはならない。理想的な自律は、孔子のいふ己の欲するところに從つて、則を超えざるに至ることである。しかし自律について、注意すべきことがある。

世の中には自律と不干渉、即ち放任とを混同する者があるが、放任の結果は、自恣になる。それは自律ではない。命令や規則の下に行動しても、完全な自律があり得る。もつとも行爲者が、命令や規則に强制を感じて、餘儀なく行ふものであるならば、それは自律ではない。目的や手段が、たとへ他から與へられたものであつても、その目的を自己の目的とし、その方法・手段を正しいものと自覺して實行するならば、それは自己の意思に出づる行爲と等しく、完全な自律である。子女を少しも指導誘掖せずに、

されて、遂に固定したものといつてよい。それ故に本能と習性との間には、區別し難いものがあり、本能と雖も或る程度抑揚し得るものである。人の道德的行爲に於ても、或る種の行爲を繰返へして行くうちに、自らその行爲はなし易く、反對の行爲はなし難い傾向を生じ、それが身について、將來の行爲を規定するやうになる。かやうにして形づくられた道德的習性が品性であり、または躾である。

習慣はこれを譬ふれば、中毒の如きものである。物事は一度なし二度なせば、最早や習慣性を帶び、度重なるにつけて無意識的に働き、少しの努力をも感じなくなる。しかしその力が如何に有力であるかは、これを中止し或はこれに反抗した場合に、始めて發見される。かやうに習慣の初めは、蜘蛛の絲よりも弱いものであるが、一旦その傾向を成すと、鐵鎖の如く強くなる。習性はまた靜かに落ちる雪片の如く、その最初は極めて微細であるが、累積すると終には雪崩の如く大きな力を出す。されば人の母たる者は、子女の用ひる假初の言動にも注意を拂ひ、惡は小さくてもこれを抑制し、善に移るに敏なる傾向をはぐくみ、以て第二の天性たらしめるやうに努めなければならない。

しその素質や外部的の影響は、躾と自己の修養とによつて、支配することが出來る。弱い性格も鍛錬によつて强化し得るし、粗暴な品性も陶冶して、清雅（じようひん）ならしめることが可能である。素質や環境に支配されることは、結局躾や修錬の足らなかつたことを示すに過ぎない。勿論遺傳的な素質や、四圍の力は、人の性格に根强い作用を及ぼすものではあるが、それを自然のまゝに放任せず、常に道德的な修練を重ねるところに人たる所以がある。躾といへば他律的であり、修養といへば自律的であるかの如き言葉の響きはあるが、いづれもこの道德的な修練の點では同一である。

㈢習ひ性となる　「習ひ性となる」とか「習慣は第二の天性」とかいはれてゐるが、これは生理學的にも説明出來る。即ち習ひが反覆（くりかえす）せられる場合には、感覺神經と、運動神經との連絡を掌る腦髓に於て、一定の通路が出來、隨つて一定の刺戟には、一定の反應が現はれて、一つの性となる。その根源たる反覆には、學習態度の如く努力の結果に基づくものと、惡癖（わるいくせ）の如く、不知不識の間に行はれるものとがある。

本能もその生物の原始時代から、種族的に反覆した一種の習慣が、固定したものと見てもよい。この習慣によつて、一定の傾向が生じたものが、幾百代も幾千代も繰返

めには家の人々、特に母の情操が豊かでなければならないが、兒童に對する健全な文化施設及び資料の活用も忘れてはならない。これらの作用の綜合によつて明朗な性格と、高潔な氣品と、豐かな生命力とが第二の國民に養はれるのである。我が國民がこのゆかしい情操を備へることによつて、東亞の諸民族の信賴と尊敬とは、自ら我が國に向かつて來るものと考へられる。

第四節　良き躾

要項　子女ノ自發的活動ヲ徒ニ阻止(ソシ)(ハバム)スルコトナク、自律自制ノ訓錬ヲ加ヘ、日常生活ノ間自カラ良習慣ヲ修得セシム。就中(ナカンヅク)(トリワケ)剛健ナル國民ノ基礎ニ培フ爲ニ、勤勞・節儉・忍苦ノ精神ヲ涵養シ、之ガ習慣ヲ養ハシム。

㈠徳育と躾　徳育の窮極の目的は、よき人格や、よき品性の錬成にある。この人格・品性は、先天的の素質に、後天的な修練や、環境(かんきやう)(きやうぐう)による影響が加つて形造られる。しか

世界であり、寛容を以て主眼としてゐる。隨つて自分は自分の信仰に生き、他人は他人の信仰に生きやうとも、現實の生活には、何等の衝突を來たすところはない筈である。他人の宗教を非難したり、嘲笑（ちようしよう）（あざわらい）したり、或は宗教のために一家が、衝突したりするが如きことがあれば、それはまだ眞の宗教を摑んでゐない證據である。

第三に注意すべきは、現實の安寧秩序を害したり、國民たるの義務に反するが如きことがあつてはならない。大日本帝國憲法は信教の自由に關して、明文を以てその旨を示してゐる。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ防ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあるのは、宗教を以て超國家的のものと誤解し、そのために皇國民たる責務を忘れる者が、あつてはならないからである。幸にも我が國民は過去に於ては、宗教を護國鎭護の法城とした。今後と雖も、聊かでも國民的信條に、反するが如き宗教があるならば、斷乎として排擊しなければならない。

㈣**情操の涵養**　情操は人の性格を決定し、品位を高める上に、重要な力をもつてゐる。成育の途上にあり、而も彈力性（だんりよくせい）（どうにでもなる）に富む幼少年期は、情操の涵養に最も適する時期である。されば此の期にある子女に對しては、特にその涵養が大切である。そのた

少期からのものと見るべきである。

しかし宗教的情操の涵養に於て、注意すべきことも二三に止まらない。第一に恐るべきは迷信である。科學知識の幼稚なため、無知に基づく恐怖驚愕（おどろき）の感情から、荒唐無稽（とりとめのない）な迷妄を信ずることがある。或は利益の追及に囚はれて、超科學的な不可思議の力をのみ頼まんとする者がある。これらは皆、宗教に似て非なるものであつて、現代文化が極力排撃せんとするところのものである。迷信は神秘的な力を假想して、今日の科學の認め得ないことを、科學の示すところと相容れない方法に於て、實現しようとするものであつて、根抵に於て既に誤つてゐる。眞の宗教は、決して科學と矛盾するものでなく、我執（われにとらわれる）を離れてたゞひたすら聖なるものに、歸一するといふ純眞敬虔な精神生活に入らしめるものである。

第二に注意すべきは、狂信である。科學や道徳は、客觀的のものであるが、宗教は主觀的傾向が強いため、偏狹（かたくな）と狂信とに導き易い。随つて自己の信仰に泥んで、他の信仰を排撃し、時としては異教徒を虐待する場合もある。かゝる事例は、史上に於ても屢々見られる。しかしこれは、人の心の狹い弊であつて、宗教自身は、洪大無邊な廣い

信仰の內容も、多種多樣であるが、この人間性を淨化(じようか)(きよめる)し、現實的な快樂以外の幸福、即ち法悅を與へようとすることに於ては一つである。古來名僧といはれる人々の崇高な人格には、宗派を超越した高い文化的意義が認められる。宗教的情操の重大な所以もこのためである。

宗教に對して抱く偏見(へんけん)(かたよつたかんがへ)は、如何にもそれが古臭いものの如く考へることである。勿論既成の宗教の根源は、極めて古いが、古きが故にその道に生命がないとはいへない。科學上の法則が古くても眞である如く、また古代の巨匠の手になる藝術が永遠の美である如く、偉大な宗教も時代を超越して、聖なる文化として常に新しく生きてゐる。たゞその表現の用語・形式が、異なるのみである。また宗教を以て現世を否定し、來世を欣求(ごんぐ)(もとめる)するものと誤解してゐる者もある。宗教は生命の永遠性を說くが故に、死後の冥福をも說く。しかし永生を希ふが故に、現世の生命を充實して、來世へ延長せしめようとするのである。現世を忘れて、來世のみを說く宗教には生命がない。このことは鐵眼和尙大藏經製版の物語りについて見ても明らかである。されば宗教は、老人や出家脫俗者のみのものと考ふべきではない。寧ろ若い生命の純眞な幼

得した印象を強くしようとして、著しく己れを誇張（おうけさ）する者も多い。かやうな情操は眞の美や健全な人生とは、甚だしく懸隔（へだたり）のあるものである。中には藝術の美名の下に、道徳上の不純を掩ひ、或は醜猥（みだら）な感情を描いて恥ぢない者さへ出る。子弟の美的情操の指導に當つては、正しい批判力を以て臨まなければならない。

（四）宗教的情操　聖なるものを求めてこれを仰ぎ、これに近づかうとする情操も、人間の本性の一つである。これが宗教的な態度である。聖なるものは、人間以上のものであつて、力に於ては全知全能であり、徳に於ては至純最高である。この聖を求める心は、人間の弱さから來る不安感であり、或は自己の不徳と穢とに苦しむ煩悶から起きる。幼少時の宗教心は、前者から生ずるものであつて、長ずるに從つて後者から起こる場合が多くなる。

思ふに聖なるものに信頼歸依（しんとう）する態度は、人間として最も謙虛（へりくだる）な態度であり、嚴肅な心情である。而もそれによつて滿たされる心は、絶對の安心、無上の滿足であつて、浮華な現實の生活では、味ふことの出來ない特殊な歡喜と感謝とが、こゝに體驗せられる。この心境は宗教的態度に特有な法悅（しんとうのよろこび）である。世には宗教の種類も多く、その

駄の鼻緒にまで、美的な配慮を用ひる。たとへ高級と低級との差はあつても、その人としての美的情操を、滿足させようとしないものはない。

美的情操は、美に對する趣味となつて現れる。隨つて人の生活に潤を與へ、溫か味を添へる。而も美の欲求は、單なる趣味に止まらない。より崇高な理想としての、最高至純の美を求めて已まない態度となる。即ち耳目を以て美に觸れてゐる間に、何時とはなしに、心そのものが吸ひ込まれ溶かし込まれて、我と美とが合體して仕舞ふ境地に入る。陶然として美の世界に魂を奪はれるとは、このことである。かくて高級な藝術を鑑賞するたびに、我が心そのものが引き上げられ、性格が次第に向上してゆく。こゝに繪畫・彫刻・文學・音樂等の藝術の貴さがある。

しかし美には美自體の世界があつて、效用や道德の領域の外に、超然たるものがある。隨つて藝術を追及するの餘り、この美獨自の世界のみに着眼して、道德的情操を無視したり、甚だしきは蔑視する者がある。若しも殘酷に美があり、無秩序に美があるとしたら、その結果は如何であらう。かやうに極端に走らないとしても、自己の審美心を滿足させるために、一人よがりになる者もあり、また官能的な刺戟を通して感

する意欲を伴なつてゐる。しかし所謂道徳小説を愛好し、或は劇を見て感泣する者が、必ずしも徳行者とは限らない。甚だしきは、それが單なる自己の慰安(なぐさみ)であつたり、或は一時の感激であつて、後は平然として不道徳を行ふ二重人格者さへある。

この矛盾は、指導者たる書籍や劇が、活字であり俳優(やくしや)であるとの觀念にも基因する。父母兄姉の生きた道徳的感情が、子弟の純な情操に感應すれば、かうした觀念上の遊戲には終らなくなる。この意味に於て祖先の事蹟を始め、偉人の傳記、善行者の記錄等は感化力が强い。それは空な設話(つくりばなし)ではなくて、生きた道徳的生命が、人の心を打つからである。有徳者の心胸に活躍した、純な道徳的感情は、我等の心に潛んでゐる情操を動かし、我等をして彼等とともに惡を憎み、ともに善をなすの感激を覺えさせるものである。

(三) 藝術的情操　眞善とともに、美もまた人間の最も强い欲求の一つである。寧ろ美は直接感覺に訴へるものであるから、眞・善よりも先に、幼兒の感興をひく。美しい色、美しい形、美しい韻律(ちようし)に對しては、心を惹かれずにはゐられない。隨つて我等の生活には、實用中心のものにまで、必ず美の要素を織込んである。衣服・器具は勿論、下

の主要な動力とするが如きことは、望ましいことではない。固より幼少兒に對して、これらを方便として利用する場合もあるが、内面に深く根ざしゐる純な情操を啓發せずに、たゞかやうな表面的な感情にのみ訴へるときは、俗惡な功利主義・快樂主義に走らせて、却つて子女を害ふに至る。知そのものに純な悦びを感得するやうに、努めて誘導(みちびく)して行きたいものである。

(二)道徳的情操　この情操は、所謂良心と見てもよい。勿論良心は、道徳的な知・情・意の綜合(まとめる)的作用であるが、道徳的情操は、その情的方面を主體とするものである。冷やかな道徳的批判のみがあつて、善を求める熱烈な情操がなければ、やがてこれを決行する實踐的な決意は起り得ない。隨つてこの情操は、良心の意的な原動力ともいつてよい。子弟をして惡を忌み、善に向かふ熾烈(はげしい)な道徳人たらしめるには、この情操の涵養が大切である。

道徳的情操の啓發に當つては、知的のそれと同じく、功利に走つてはならないが、更に注意すべきは、情操を喚起するだけに止めてはならないことである。知と意とが一體となつて、實踐にまで進めなければならない。固より道徳的情操は、これを實踐

に飽和狀態に陷り、遂には萎靡（しをれる）してしまふ惧れがある。かくては折角の情操の萠芽も、不醇なものとなつて、惡を惡と思はず、同情心も消へて殘虐性が現れ易くなる。ここにも幼少年期から、情操教育の必要な所以がある。

㈢**情操の涵養**　情操の涵養は、幼少年期から必要である。しからば如何にして我等の子弟にこれを養ふかは、一にして盡くせないが、その端緒（はじまり）ともいふべきものを、次に分說しよう。

（一）知的情操　人は生れながらにして知を求め、眞理を尙ぶ素質をもつてゐる。この知的情操の胚芽を啓培して萎縮しないやうにすべきことは既に述べた。子女の自らもつこの好學心を助長し、ます〳〵眞を求め、知を慕ふ人たらしめるのが親の務めである。元來人には、素質に程度の差はあつても、賢愚の宿命（きめられたうんめい）が定まつてゐるものではない。要はその啓培如何に基づくものである。

事物の中に愉悅（よろこび）を見出すやうに、子女を導くことによつて、その情操は發達する。功利を以て誘つたり、或は欺瞞を用ひたり、または强制を以て威嚇したりしてはいけない。例へば褒められる、勝つ、幸福を得る、榮進するなどといふ感情を刺戟して、勉學

情操は眞を求めては知的となり、善を慕つては道徳的となり、美に憬れては藝術的となり、聖を仰いでは宗教的となる。而してこれら四方面の文化の啓發は、人々の情操を更に豊かならしめ、そのため文化はいよ〳〵向上する。されば國民生活の內容を豊かにし、その文化を發展せしめるものは、國民のもつてゐる情操の力であるともいひ得る。

㈢子弟の情操　人の感覺は、刺戟によつてます〳〵銳敏となる。その結果、感情が高められ、情緒は一層微妙複雜となつて、遂には情操を涵養する。幸にも我等は、長年月による祖先の遺傳によつて、本能的に銳敏な感覺と、喜怒哀樂の情緒とを具へて生れて來た。幼兒から少年期にかけては、この情緒の時期であるといつてよい。この時期に於ては、野獸性の殘存かとも思はれるやうな、殘忍性を潛ませてゐることもあるが、それは單なる情緒のみで洗練(ねりきたえる)された情操が養はれてゐないからである。人を人たらしめるためには、この時期から醇乎たる情操を養ふことが大切である。

感覺は、刺戟によつて銳敏となるが、しかしまた反面に於て、それに順應(なれる)して退化痲痺(かんじなくなる)する傾向がある。隨つて感覺によつて起こされる情緒も、自然に放任すれば次第

金と週末のない二十年來の猛訓練があつてこそ、戰鬪は演習より樂だといひ得るのである。マレーの密林突破は勿論、宜昌作戰では、一千二百粁を四十日間に踏破し、武漢攻略では毎日四十粁の機動（きどう）力（へいたいをうごかす）を發揮したといふ。「今の若い者は、などと口はばつたいことは……」と古武士然たる老將軍を感嘆せしめた氣魄は、斷へざる鍛錬によつて養はれた剛健の精神の發現である。これに鑑みても、大東亞建設の前途を擔（にな）ふ我等の子弟には、堅忍持久・勇往邁進の精神を、常に養はせなければならない。

第三節　醇乎たる情操の陶冶

要項　清雅ニシテ醇乎タル情操ヲ陶冶シ、明朗濶達ナル性格ト高潔ナル品位トヲ涵養セシム。

㈠情操の重要性　人と動物との差は、情操の有無により、また未開人と文化人との別は、その多少によつて知られる。動物は感覺をもつてはゐるが、喜怒哀樂の感情を示すものは、高等動物だけである。未開の人間には、喜怒哀樂（あいらく）（かなしみとたのしみ）の感情即ち情緒は有るが、更に複雜高級な感情たる情操をもつものは概して少い。

斷の鍛練である。修練の道場であるべき家にあつては、この不斷の錬成が、最も肝要である。

我等が日々倦まず撓まずに、心身の鍛練に努めることは、志操を堅實にし、實踐的な性格を養成する所以であつて、質實剛健な氣魄は、これによつて愈々涵養される。額に汗して勤勞作業をなすのも、こゝに大きな意義がある。武道や運動競技に勵み、登山や遠足などを試みるのも、身體の鍛錬とともに、この剛健不拔の精神を錬磨するに、多大の力があるからである。されぱこれらをなす場合に、單に興味を中心にしたり、或は外形的の名聲に憧れたりするが如きことがあつては、却つて輕薄な態度を養ふやうなものであるから、くれぐれも注意を要する。

㈤**鍛錬の效**　大東亞戰爭に於て、皇軍が赫々たる戰果を擧げたのも、一に御稜威の下に於て、平素から錬成した剛健の精神を以て、事に當つたからである。一時の情熱に驅られて、生命を投げ出す者は、或は他國にもあるであらう。しかし數箇月前から、自己の屍を容るゝに等しい舟艇を、自分の手で設計建造し、これが操作を練習して後、從容として敵港内に忍込んだ九軍神の氣魄は、何と呼ぶべきかを知らない。月々金

惰に流れる。更にこの奢侈の動機は、虚榮を基調とするものであるから、浮華に傾いて、内容の價値に生きようとする剛健の精神が消失する。かくして奢侈は、放蕩または罪惡と併行するやうになる。

未だ節制・克己の錬成なく、たゞ本能の衝動にのみ動かされやうとする子供は、動ともすると贅澤へと心を動かす。我が子可愛さの人情は、不知不識の間に實用の線を押し進めて、奢侈の域に入つてゐることがある。かくて愛するが故に、子を害ふやうになる。子弟の教養に當つては、「贅澤は敵」の標語を、個人的にも國家的にも、常に念頭に掲げて置きたい。

㈣不斷の鍛錬　青少年は活動力に富んでゐる。しかし活力の割合に、堅忍持久の精神には、乏しい憾がある。一時に全力を出してやる華やかな仕事は好んでも、日々根氣よく忠實に努力することは厭ふ風がある。また青少年は、野心に滿ち、希望に溢れてゐる。しかしその反面、些細な失敗にも失望落膽し、はては自暴自棄に陷ることも、珍らしくはない。かくの如きは青年の陷入り易い通弊であつて、質實剛健・堅忍不拔な態度とはいへない。向上の一路は、脚下の一歩々々から始まり、日々の生活が不

放縱に走るが如きことは、嚴しく戒しむべきである。

㊂質素　質實剛健を尙ぶ者は、內にあつても外に出ても、華を去り實に就くを旨とし、かりそめにも贅澤・放恣の風があつてはならない。軍人勅諭に

軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陷りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝに至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり

と仰せられてある。皇軍の堂々たる威容も、一にこの聖訓を體し奉つて、質實剛健を尙ぶ平素の訓練から得られる。由來我が武士道に於ては、第一に質實儉素を重んじ、日常の起居動作の間にも、剛健の氣象を涵養することに留意した。鎌倉武士の如きは、その最も顯著な例である。

抑ゝ人の官能的な欲望は、遞增するものであつて、奢侈は直ちに飽和して、更に次なる奢侈を逐ひ、底止するところを知らない。しかもこの奢侈の心は、物質的の享樂を得ようとする性情であるから、快苦の感情に敏感であつて、苦痛を凌がうとする氣力を殺ぐ。享樂が目的であるから、その快樂に耽溺して他に移らうとせず、ますます怠

亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル

と諭させられた。思ふに文化そのものは、決して剛健と矛盾するものではない。ただ文化の恩恵に甘へて安逸に流れ、或は官能的欲望を滿足せしむるのが、文化であると誤解する者もあつた。かゝる弊風は最近その影を潜めつゝあるが、今後に於ても固くこれを戒めて行きたいものである。

凡そ質實剛健の精神は、向上躍進の原動力である。この精神が國民の間に漲ることによつて、國家は興隆し、民族は繁榮する。戰敗れて疲弊のどん底に押しつめられてゐたドイツ國民は、獨特の文化に加ふるに、剛健な精神を振ひ起こして、よく今日の隆盛をなし得たではないか。若し文化の餘弊に墮して、浮華放縱に流れると、必ずや衰頽は免れ得ない。これ古今東西の歴史を通じて見られる、國家興亡の實相である。彼の燦然たる文化を誇つたギリシヤ人も、未曾有の大帝國を建設したローマ人も、質實剛健の氣風を失すると同時に、質朴な新興民族のために、脆くも征服せられてしまつた。近代國家の消長も、一にかゝつてこの例ならぬはない。我等は文化が進めば進むに隨ひ、ます〳〵心をひきしめて自戒に努め苟くも鍛錬を怠り文弱に陥り、浮華

とまで仰せられたのを始めとし、畏きあたりに於かせられては、常にこれを垂示し給ふ。即ち戊申詔書には「華ヲ去リ實ニ就キ」と宣はせられ、大正九年の平和克復の詔書には「重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ」と仰せられ、今上陛下、朝見の御儀に於て賜はりたる勅語には「夫レ浮華を斥ケ質實ヲ尚ビ」と諭し給ひ、青少年學徒に賜はりたる勅語にも「質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ」との有難き御訓を賜つてゐる。

實に剛健の精神こそ、我が國民本來の面目を發揮する根源である。抑々我が國の神には、古來和魂と荒魂との二面がある。隨つてしきしまの大和心も、或は荒魂となり或は和魂として發現する。この荒魂は剛強正義を主とし、和魂は柔和・仁愛などを主とする神の御魂である。我が日本精神の大半をなすものは、この剛健の精神といつてもよい。我等の子弟に對し剛健の氣魄を長養すべき所以が、自ら知られる。

(三)文化と剛健　文化の進歩は、ともすると人を惰弱に導き、國家の繁榮は、やゝもすれば國民に、偷安の心を起こさせる。畏くも國民精神作興に關する詔書に、

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ

とあるのは、このことを最もよく示したものである。我等は直接に皇國に歸一するとともに、近隣と親睦(しんぼく)協力し、更に公德を守り世の中に奉仕する等、横への奉公も怱せにしてはならない。

第二節　剛健なる精神の鍛錬

要項　質實剛健、堅忍持久、勇往邁進ノ精神ヲ養ヒ、氣宇(キウ)(キグライ)ヲ高大ナラシメ、强固ナル意志ヲ鍛錬シ、其ノ實踐力ヲ培養セシム。

㈠剛健の精神の重要性　如何なる大事に直面しても、恐れず怯まず、如何なる困難に遭遇しても、よく堅忍持久し、斃れて後已むといふ氣魄をもつ者ほど、たのもしい者はない。かくの如き剛健な精神が、我が國民にあればこそ、皇國は無窮に發展するのである。されば國民精神作興の詔書に、

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

ては人に遅れる」「不正は信用を失ふ」等と訓へたのでは、結局個人主義の皷吹と、五十歩百歩である。

（三）奉公　我が國統治の本義は、上は皇祖の御心を御心とし、下は萬民翼賛の力を集めさせられて、天業を恢弘し給ふところにある。明治天皇の御製に

ほど〳〵にこゝろをつくす國民のちからぞやがてわが力なる

と仰せられてある。されば國民各自が、分を守つて務を完うするとともに、互に橫の繫りを緊密にして、相扶け相補ひ、各自が分有してゐる力の統合と、昻揚とに努めることも、職分奉公の重大なものである。橘守部の「待問雜記」に

世人、直ちに大宮に事ふるのみを奉公といへども此照す日月の下に、天皇に不事人やはある。武士の官司を將ます、かけまくも畏き御あたりをはじめ下がしもに至るまで、只高き卑き差等こそあれ、咸く君に仕る身にしあれば、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃るも君のため、商ひするももとより君の御爲なれど、卑賤身は、遙に下に遠離れれば、只近く世人のために勞くほどの天皇への事はなきなり。

聖戰に現れた幾多の忠烈な同胞を、眼のあたり見聞することが出來る。父兄は自ら率先垂範するとともに、これらの生きた教材を、若き純眞な者の心の錬成に、そのまゝ用ひて欲しい。

（二）皇國に歸一　我が國民はその信念に於て、君國に盡くす意の無い者はない。少くとも、これを考へない者はゐない。しかし行爲に於ては、それと全く反することをしつゝあるのに氣がつかない者がある。例へば財を成すは君國のためだと信じてゐながら、財を成す行爲に於ては、平然として背德を敢へてしてゐる者がある。買占め賣惜みは勿論、暴利・量目不正、粗惡品の製造等、手段を選ばないとすら見られるやうな者もある。たとへ經濟犯人として檢擧に到らない程度の者であらうとも、法網を潜り（もぐり）、免れて恥なき者といはれても致方はない。またかくの如き不正を犯してゐるのではないとしても、日常の行動に於て、言ふところと行ふところとが、相違することの多いのに、自ら恥ぢてゐる者も可なりあるであらう。「窮極（きゆうきよく）（つまり）は國のため」では既に遲い。それは單に、自己辯解（べんかい）の具に過ぎない。仕事も勉學も、運動も休息も、一擧手一投足が、凡べて皇國の道に、副ふか否かの基準に、照らして行動すべきである。「怠け

に、深く刻み込まれた大和魂であり、また我が大君の惠を歡ぶ我等御民の、感謝の念に外ならない。

㊄**皇國民の鍊成**　幼少の間に啓培された信念は、先天的といつてよい程强いものになる。されば子弟の訓育は、若芽の時から正しくしたいものである。我等は我等の祖先が曾つてあつた姿そのまゝの皇國民に、我等の子弟を養成すべき責務をもつてゐる。その方法は唯々まことの一語に盡きるが、更に二、三の事項を掲げよう。

(一)率先垂範　子弟は口舌のみで、鍊成し得るものではない。二宮尊德の庇護(おかげ)をうけて、子弟に儒學を敎へてゐた學者があつた。或る日暴飮し、醉うて路傍に臥してゐた。弟子がその醜態(みにくいすがた)を見て、翌日からその敎を受けることを拒んだ。學者は大いに怒り、尊德に訴へていふやう「私のしたことは惡いに違ひありませんが、私の敎へるところは聖人の道です。私の行を見て、聖人の道まで捨てるといふ理窟がありませうか」と。尊德はこれに諭していふには「怒ることはない。米の飯でも糞尿桶(こえたご)に入れて出されたのでは、誰だつて食べる者はない。學問もこれと同じことで、いくら聖人の學でも、德のない人から說かれたのでは、誰が耳を傾けやうぞ」と。幸にして我等は、

㈣**我等御民**　我等御民の仰ぎ奉る天皇は、「すめらみこと」であらせられる。「すめらみこと」はいさゝかも不純なものを含み給はぬ、現御神におはします。天皇は澄渡つた大空の如き、うるはしい大御心を以て、我等を照らし給ひ愛育し給ふ。天皇の御民として、この麗しい光に照らされることの喜びと矜とは、我等の生命の源であり、何事にも換へ難いものである。されば我等は、この光の惠を喜ぶとともに、これに感謝し、この光を身に現し給ふ天皇を慕ひ奉り、心身を捧げて天皇に仕へ奉らねばならぬ。

大伴家持は

海行かば　水漬くかばね　山行かば　草むすかばね　大君の　邊にこそ死なめ
かへりみはせじ

と歌ひ、また橘諸兄は

ふる雪の白髪までに大君につかへまつれば貴くもあるか

と詠じてゐる。これらの歌は、武官とか文官とかの心ばへを述べてゐるだけではなく、男といはず女といはず、あらゆる地位・職業にある者が、全能力を盡くし全生命を捧げて、大君に仕へ奉る精神を現したものである。この精神こそ、古來我が國民の胸中

と宣はせられてゐる。なほまた後醍醐天皇は、天下の飢饉を聞し召されて

朕不徳あらば天予一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふ。

と宣はせられて、朝餉の供御を止めさせられて、窮民に施行し給ひ、明治天皇は明治元年、維新の宸翰中に

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆　朕カ罪ナレハ今日ノ事　朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列聖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

と仰せられた。また御歴代の御製を窺ひ奉るに、

伏見天皇　いたづらに安き我が身ぞ恥かしき苦しむ民の心おもへば

櫻町天皇　身の上は何かおもはん朝な朝な國安かれといのる心に

孝明天皇　すまし得ぬ水に我が身は沈むとも濁しはせじな四方の民草

明治天皇　照るにつけくもるにつけて思ふかなわが民草のうへはいかにと

と詠み給うた。かやうな尊い御心を拜するとき、我等はたゞもつたいないと伏拜む外はない。

義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

と仰せられ、今上陛下の御即位式の勅語の中には、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率ヰテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ。

と宣はせられた。かく歴代の天皇が國民の上に、限りなき愛撫を垂れさせ給うた御事蹟は、國史を通じて到るところに窺はれる。民のかまどの賑ひをみそなはせられて、心から御喜びあそばされた仁德天皇の御慈愛や、寒夜に御衣を脱がせられて、民の寒苦をおしのびあそばされた醍醐天皇の御事蹟は、普く國民の間に語り傳へられてゐる。かやうな有難い聖德は、數限りなく史上に現はれてゐるが、我等はこゝにその一端を記し奉つて、皇恩の深く且つ大なることを、偲び奉るよすがとする。雄略天皇は御遺詔の中に、

筋力精神一時に勞竭きぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せむと欲するのみ。

ものである。外國には國家統治の必要上立てられた主權者、または知力・德望等をもととして、臣民から選び出された君主があるが、我が國の天皇は、それらとは全く異る御位にあらせられる。神ながらの大道として定まるところに、我が國天皇の御本質がましますのであり、こゝに祭政一致の根源があるのである。

(四) 臣民の道　我が臣民の道は、天孫に奉仕した多くの神々の精神を、そのまゝに承繼ぎ、億兆心を一にして、天皇に仕へ奉るところにある。即ち我等は遠祖以來、生まれながらにして代々天皇に奉仕し、皇國の道を行ずるものである。西洋諸國に於ては、君主と人民とはその源を別にしてゐる。隨つてその君民の關係は、人民先づあつて、その人民の發展のためや幸福のために、君主を定めるといふが如き關係である。それ故に君主と人民との間には、これを一體ならしめる深い根源がない。これに反して、我が天皇と臣民との關係は、一つの根源より生まれ、肇國以來一體となつて榮えて來た。これ我が國の大道であつて、我が臣民の道の根本をなすものである。

(三) 聖德　畏れ多くも天皇は、國民を「おほみたから」と呼ばせられ、赤子と思し召されて愛撫し給ふ。大正天皇の御即位式の勅語の中には、

（一）肇國の本義　我が國は神これを肇め給ひ、神裔（かみのごしそん）永く統を嗣ぎ給ふ。これ我が國體の大本である。即ち西洋の國家の如く、主權者と人民との契約によつて成立してゐるのではない。天皇も臣民も國土も、ともに一つの根源から生まれ、肇國以來一體となつて生成發展し、御稜威によつて無窮に興隆すべき國である。

（二）統治の本義　我が國は萬世一系の天皇が、皇祖の神勅に基づいて、これを統治し給ふ。即ち天皇は、皇祖皇宗の御遺訓により、惟神の大道に遵つて、天業を御經綸あそばすのである。而も天皇は國民を離れて統治し給ふのではなく、民の力をば力として治しめし給ふ。即ち天皇は、皇祖皇宗の御心を御心とせられ、萬民翼賛の力を集めさせられ、以て天業を恢弘（おしひろめる）し給ふのである。

（三）現御神　天皇は統治權の總攬（ひとてにまとめる）者にまします。天皇は、皇祖皇宗の御心のまにまに、我が國を統治し給ふ現御神であらせられる。現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶對神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の宗教的な神とは異なり、皇祖皇宗の神裔であらせられる天皇は、皇祖皇宗と御心を一にせられ、永久に臣民・國土の生成發展の本源にまします、限りなく尊く畏い御方であらせられることを示す

企圖する世界政策の假面であつた。この米英的な假面が、樞軸諸國によつて白日の下に曝され、遂に今回の第二次世界大戰となつたのである。國家や民族による自己本位の侵略主義は、固より排撃すべきであるが、安易な感傷から來る世界主義への共鳴が、如何に危險なものであるかを知らなければならない。

(三) 個人主義の廢棄　自己本位の考へ方の弊害と、その批判とは既に述べた。人情の弱點に根強く巣食ふこの思想は、あらゆる文化面の基調となつてゐたが、殊に經濟方面に、根深く浸潤してゐた。隨つてこの間に人となつた我等の考へ方には、不知不識の間に、自己本位の考への殘滓が潜んでゐることがある。我等は今こそ自己中心的な考へ方を、徹底的に廢棄して、再出發をなすべき時である。しかし飽くまで反省したいのは、他人の個人主義を責める動機が、自己の利己主義に根ざしてゐることに、氣がつかない場合が多いことである。

㊁ 我が國の特異性　子弟に對し皇國民たるの信念を啓培するには、先づ自らよく我が國體の特質を、理解して置くことが大切である。こゝには萬邦に比なき我が特異性について述べよう。

異に眩惑（めがくらむ）されて、歐米人の思索を、無條件に正しいものとする者もあつた。その結果、我が國の傳統に對しては、單なる因襲（むかしのならはし）に過ぎないものとして、これを捨て去らうとする者さへあつた。しかし歐米の理知主義・合理主義は、現代人の考へ得る程度の抽象的理論を以て、萬事を解決しようとしたところに、大きな缺陷を含んでゐた。實際に於て人間の生活は、單に理知的にのみ出來上つてゐるものではなく、信念や情操に強く動かされてゐるものであり、而してかゝる信念や情操は、永い間の歴史によつて養はれたものである。この歴史的具體性を無視したところに、歐米の合理主義の行詰りと破綻（ほころび）とがある。このことが、最近になつて我が國民に明らかになつた。かくて世界秩序の再建となつたのであるが、この期に人となつた現代人は、こゝに強く目覺める必要がある。

（二）世界主義の再吟味（しらべなほし）　抽象的な合理主義は、當然に國家や民族を超越した世界主義を生んだ。これには純然たる觀念的な立場から成されたものもあるが、中には宗教的な世界主義もあり、更に恐るべきは、思想戰によつて世界を征服しようとの意圖（たくらみ）から出てゐる、政略的の世界主義もあつた。例へば英米の説く世界主義は、彼等の

格を作りつゝ「良き躾」の間に「身體の養護鍛錬」に十全を期すべきである。

第一節　皇國民たるの信念の啓培

要項　我が國體ノ萬邦無比ニシテ皇恩ノ宏大無邊ナル所以、日本人トシテ生ヲ享(ウ)ケタルコトノ喜ビト矜(ホコリ)トヲ體得セシメ、以テ幼少ノ間ニ自カラ盡忠報國ノ信念ヲ固メシム。

㊀自己の再錬成　言ふところと、行ふところとが一致しなければ、人を指導することは出來ない。まして自己に信念がなければ、人を動かし得ない。子弟の薫育には、後に説く如く、率先垂範(そつせんすいはん)(てほんをしめす)が肝要であるが、そのためには、先づ父兄自ら自己を再錬成すべきである。何となれば現代人には、次のやうな過去の時弊が、心裡(しんり)(こゝろのなか)の何處かに潜(ひそ)んでゐる惧れがあるからである。

(一)特殊性の認識　維新後の我が國民は、世界文化の水準(すいじゆん)(おなじていど)に到達することを急いで、多少無批判的に、歐米文化を吸收・攝取した傾向があつた。中には新しい文化の驚

第四章　子女の薫陶養護

要項　子女ノ薫陶養護ハ家庭敎育ノ中核（ちゆうかく）（ちゆうしん）ナリ。父母ノ慈愛ノ下、健全ナル家風ノ中ニ、有爲ナル次代皇國民ノ錬成ヲ爲スベク、特ニ左記（左節）諸項ニ留意スルヲ要ス。

㈠**家と子女の薫育**　家が子女を養護・薫育するに、最も適した機關であることは、前に屢〻說いた。殊に我が國の家は、これを祖先に承けて子孫に傳ふべきものである。隨つて子女の養成薫陶は、我等が君國に奉ずる一大責務であるとともに、祖先に對する最大の孝である。それ故に我等は健全な家風の中に、有爲な次代國民を錬成して、忠孝兩全の臣道を完うしなければならない。

㈡**實踐事項**　親としてこの崇高であり、且つ樂しみ多い子女養成のために、守るべき事項は多々ある。しかしこれを要約すると、「皇國民たるの信念の啓培（けいばい）（ひらきやしなふ）」を第一とし、子弟の「剛健なる精神の鍛錬」に意を用ひ、「醇乎（じゆんこ）（まじりけない）たる情操の陶冶（とうや）（ねりそだてる）」に努めて、明朗高雅（こうが）（じやうひん）な人

以上が虚弱兒であることは、帝國將來のため寒心に堪へない。厚生(こうせい)(せいかつをこうふくにする)施設の適切有效な活動を切望するとともに、保健衛生に對する國民の自覺を、要望してやまない。殊に婦人は絶えずこれに關する知識を養ひ、常に榮養と、活動と、休息とについて正しい考慮を拂ひ、一家揃つて强健な身體の内に、雄渾(ゆうこん)(いきおいのよい)な氣魄を培養するやうに努めなければならない。

母體上の問題からのみではなく、生れ出づる生命のためにも、このことは大切である。古來出産は一家を擧げての慶事とされてゐるが、また婦人の大難とも考へられてゐた。十月の懷胎期と、出産に於ける母體の損耗とは、相當に大きい。且つ乳幼兒の傅育には、母は心身ともに疲れ切る。平素の健康と、時に臨んでの保健衛生に關する周到な注意とがなければ、母子双方に不幸な影響を及ぼすことが多い。

しかるにこの期の母の保健狀況は、不幸にも遺憾といはねばならぬ。先づ死産に就いて見ると、懷孕期四ヶ月以後のものは、年々十一萬を超え、出生數の五%に及んでゐる。この率はいづれの文明國のものよりも高く、獨逸のそれに比較しては、三倍以上である。また辛うじて生れ得ても、生後五日以內に死亡する者が四萬を超え、一箇月以內のものは十萬を前後してゐる。かやうに多數の者が、徒らに母の心身を傷めるだけで消えてゆくことは、實に遺憾なことである。

更に昭和十五年乳幼兒(生後二箇月乃至一年二箇月)の健康診斷の成績によると、全國百五十萬の受診兒中、疾病または榮養不良によつて、療養または保護指導を要すると認められてゐる者が、二十七%約四十一萬の多數に達してゐる。幼兒の四分の一

それと同時に體育問題からは、置去りにされた感がある。佐久間象山の「女訓」に
をんなの、ちからわざすれば、ほねもこはく（かたく）、ゆびもふとく、すがたもいやしくなるも
のなれば、ちからわざは、せぬ方よろしとも、申しならはせど、のち〳〵、もののふのつ
まとならん身の、太刀長刀のあつかひ、一とほり心得ざるもいかゞなれば、とし（としよらぬ）せぬ
あいだに師をえらびて、よきほどにこゝろ得侍（はべ）るべきなり。
とあるが、彼程の人物も、體育の立場からは論じてゐない。しかし近來女子の健康が
重大視されるに及んで、明治以後、學校敎育では相當の注意が拂はれて來た。明治三
十年の中頃から最近までの四十年間に、靑年期の女子の體位は、可なり向上した。即
ち十八歳の者を例にとつて見ると、身長に於て約五糎、胸圍に於て三糎餘、體重に於て
約四瓩增してゐる。けれども一度び家庭人となつてからは、體育鍊成について意を
用ひる者少く、衣食住の保健的な改善も、聲ばかりであつて、その實績は殆ど擧つてゐ
ない。殊に農山村では、男子に匹敵（ひつてき）（かなふ）するやうな勞働も加はるので、全身の活動力を高
め、體育に考慮を拂ふ餘裕（よゆう）（ゆとり）さへない實情である。

㈣産前産後の衛生　女性が特に注意すべきは、産前産後の保健衛生である。單に

直接に一家の保健に影響する。農山村は空氣も清淨(せいじやう)(きよらか)で、且つ新鮮な食料品が豐富に得られるにもかゝはらず、兎角(とかく)保健の成績が面白くない。例へば昭和十一年度の徵兵檢査では、農・山村からの甲種合格率は高いが、同時に三十一%の丙丁種を出し、甚だしきは三十七、八%を出した年もあつた。殊に昭和十四年度秋に於て實施した「體力章檢定」には、全國の青少年二百七十萬人中、二割七分の合格者を出したが、地方町村の青少年中には、僅かに一割の合格者があつたに過ぎなかつた。これは檢定に技術的な種目があつたためとも見られるが、農村子弟が必ずしも優秀な體位の保持者でないことを、或る程度示すものである。

その原因とも見るべきものは種々數へられるが、主婦に保健上の知識が乏(とぼ)しく、殊に榮養に關する考慮が殆ど拂はれてゐないことが、最大の原因である。傳統的な食物を、傳統的な調理法で、十年一日の如く暮してゐるのが、農山村の大部分である。勿論文化の浸潤(しんじゆん)(しみこむ)向上によつて、漸次改善されつゝあるが、榮養に關する關心を、更に强く喚起(かんき)する必要がある。

㈢ 女子と體育

從來我が國に於ては、女子は優美を特質とすることを教へられた。

減少せしめ得る餘地がある筈である。　なほ五歳未滿の幼兒死亡實數は、事變前に於て平均三十八九萬であつて、全死亡者の三割一分五厘に及んでゐる。　この部分の死亡も、母の健康如何によつてゐるところが、相當大きいであらうと考へられる。

（三）母の保健思想　乳兒死亡者二十三萬中で、母の不注意からともいふべき下痢・腸炎は三萬七千、肺炎が四萬二千、その他氣管支炎・流感・百日咳・痲疹等を合すると、九萬六千に達し、乳兒死亡者の四割以上となつてゐる。　尚また主婦が掌るべき方面の多い家庭の保健狀況も、決して良好とはいはれない。　例へば寄生蟲の如きは、主婦の注意によつて、可なり驅逐し得るものであるにもかゝはらず、大正七年より十四年までの、農村保健調査によると、八十五ケ村十五萬餘人の檢便の結果は、有卵者七十八％といふ驚くべき數を示してゐる。　最近は稍減少しつゝあるが、昭和十四年度調査によると・七十五萬人中三十二萬（四十二％）の卵保有者があり、村落部に於ては四十二萬中五十三％の寄生蟲患者があり、その八十五％は蛔蟲病であるといふ。　母の衛生思想の向上が如何に大切であるかは、これ等の事實に徵しても明らかである。

（四）母と榮養　母はまた、一家の臺所を掌つてゐる。　隨つてその榮養上の關心は、

であるが、殊に母たる地位にある者の健康の良否は、一家の浮沈にも關するほど、大きな影響を與へるものである。

(一) 家と母の健康　一家の和樂の中心であり、子女の敬慕の中心である母が病床にある場合には、家の中は忽ち憂色に被はれる。「妻は病床に臥し兒は飢に泣く」場合には、志士も內面に於て深くその心を痛めた。通常の者がかやうな場合に、その活力を萎縮せしめるのは無理もない。時としては自暴自棄の結果、一家の悲慘事を招いた例も往々にしてある。更に母亡き後の孤兒のことを思ふとき、母の健康が如何に大切なものであるかが知られる。

(二) 母と子女の健康　「強健な子女は強健な母體から生れる」ことは、常識となつてゐる。嬰兒の死亡は、母體が羸弱であるか、または母の不注意によることが多いといはれる。我が國に於ては、乳兒の死亡は、總數二十三萬(昭和十二年)であつて、出生兒の一割〇分六厘となつてゐる。乳兒死亡率の最も少いのは、オランダ(三分七厘)、濠洲(三分八厘)等であるが、世界に類のない母性愛をもつ我が國に於て、かくも高率の乳兒死亡があることは、悲しむべくまた惜しむべきことである。この死亡率は、更に〳〵

念な家庭調査を行つた結果によると、醫藥・賣藥等、いづれにしても藥に頼る程度の病氣に罹つた者は、その人員の六五％で、一年中無病息災であつた者は三五％に過ぎなかつた。その全病者の延日數を罹病者だけで平均すると、一人五二・八日間の病氣となり、健康者を合して二千名に平均すると三一・三日であるといふ。病氣による損失を一人當り一日一圓とすれば、一家(五人平均)の損失は一年に約百六十圓、治療費を加へて倍加するとして、年三百二十圓となり、これを一億國民に類推すれば、年額六十億圓以上の損失になる。

(三)精神的價値　「健康な身體に健全な精神が宿る」とまで極言する者がある。病氣は病む人の心氣を興奮せしめ、鋭敏ならしめる結果、やゝもすると周圍の者との間に誤解を生ぜしめる。家庭内の陰鬱な空氣と、經濟上の影響とは、一層この傾向に拍車をかける。かくて隔て心のない家族員の間に、一抹の靄と、一種の溝とを置かしめる。これこそ家の崩壞の基であつて、一家の不幸これより甚だしいことはない。まことに病魔といふ名の如く、病氣は人に對し、家に對する魔の手である。

㈢母と健康　一家の者の健康如何は、かやうに家の生活に重大な關係をもつもの

㈠家と健康　健康が個人にとつて、如何に大切であるかを、知らない者はあるまい。また國民の健康と國力の伸張との間に、重大な關係のあることも、周知の事實である。さればこそ厚生省を特設して、政府は國民保健に全力を傾注してゐるのである。それ故にこゝには、家と健康との關係を明らかにして、健康増進の資料としよう。

(一)家の幸福　「笑ふ門には福來る」といふが、笑聲が門に滿ちるためには、先づ一家の者が健康でなければならない。一家の中に一人でも不健康な者があると、家の中は陰鬱になる。孔子は「父母はたゞその疾をこれ憂ふ」といつてゐるが、父母のみではない。血緣の者は互に、その不幸を己の不幸とする。家族一人の疾は、家庭全體の者の心を傷める。これに反して溢れる健康は、凡べてを明かるくし、これによつて一家は自然に繁榮する。

(二)健康と經濟　「病氣は最大の浪費なり」といふ諺があるが、病氣程あらゆる意味に於て不經濟なものはない。醫藥治療費等の費ばかりではない。病める者は勿論、家族の勞働力や、能率に影響することを換算したならば、思半ばに過ぎるものがある。東京市内の某區衛生聯合會が、昭和十四年度に於て區內の一劃、約二千名について丹

全な趣味をもつてゐる場合には、家の生活は一層明朗となり、子女の品性陶冶に資するところも多い。殊に母にゆかしい趣味のある場合には、外部の社會關係に於て、心身疲勞して歸つて來る父や子女に對して、無限の慰めを與へ、家の生活にえもいはれぬ潤と品性とを增して來る。隨つて趣味は、一家の和合を促進する上から考へても大切であるが、更にまた子女の品性を高め、健全な國民にこれを育て上げるといふ點から考へても大切である。母たる者はここに思を致し、自分自身に健全な趣味を養ふとともに、子女の趣味についても常に、十分意を用ひることに努めねばならぬ。

第六節　强健なる母體の錬成

要項　强健ナル子女ハ强健ナル母ヨリ生マル。母タルモノニ保健衞生ノ思想ヲ徹底セシメ、常ニ活動ト休息トニ關スル正シキ考慮ヲ拂ハシムルト共ニ、積極的ニ心身鍛錬ノ方途ヲ講ジ、以テ心身ノ保健ヲ向上維持セシムルコトハ極メテ肝要ナリ。特ニ産前産後ノ保健衞生ニハ萬全ノ處置ヲ講ゼシム。

惧れのあるものは、斷然これを排擊しなければならない。

(三) 經濟的考慮　文化の向上は、一面人々の生活を贅澤なものとした。娯樂や趣味にも、隨分費用のかゝるものが出現した。この傾向は殊に、敏感な營利業者の手に挑發されて、一層甚だしくなつた。軌道を逸してこれらの方面へ誘導せられる者になると、自己の生活費の全體よりも、遙に多額の費用をこれに投ずる者さへある。深く愼しむべきである。

(四) 時間的考慮　趣味の種類によつては、多くの時間を要するものがあり、或は數日に亙るものもあり、また遠隔の地に出かける必要のあるものもある。修學の途上にある子弟は勿論、繁忙な職業に從事する者や、責任のある地位にある者は、かやうな種類の趣味を追ふことは考へものである。机上の花瓶に一輪の花を挿し、壁に一枚の畫を掛けて室内に趣を添へても、自他共にすがすがしい氣持になり得るものである。心遣ひ如何では、僅かの費用や時間を以て、十分耳目を樂しませ、心氣を新にする工夫が幾らでも得られる。

かくの如く趣味は、我等の生活に重大な效果を及ぼすものであるが、一家の者が健

ならず、社會一般の道義心を低下せしめるものである。即ち射倖・賭博的行爲や、文學藝術に名を假る官能刺戟的のものや、その他世にいふ惡趣味のものに、近寄らない方が賢明である。

（二）保健的考慮　水泳・相撲・武道・登山その他運動競技の類は、青少年にとつて最もふさはしい趣味である。これらは單に、保健上有効であるのみならず、心身を鍛錬して質實剛健の氣風を養ひ、困苦缺乏に堪へる氣象を養ふものである。しかし熱中して過度に亙るときは過勞の結果、却つて健康を害ふことがある。また勝敗にのみ沒頭すれば、心氣を陋劣（いやしい）ならしめ、友情を傷つける等の弊に陷ることさへある。

映畫・演劇・音樂等の鑑賞も、高尚な趣味ではあるが、中には大衆の卑俗性に媚びる低級なものも、可なりあるから努めて注意した方がよい。しかのみならず、劇場等は夥しい雜沓のため、空氣の汚濁（にごる）が激しい。また往々にして、風儀上面白からぬこともあるから、年若い子女には、監督上の注意を怠らぬやうにしたい。

要するに趣味を、保健的立場から見るときは、各自の健康度に適したもので、更に體位向上に資するものを、選ぶことが望ましい。如何に興味あるものでも、健康を害ふ

月明の陣中に管弦を樂しむ等、我が國の軍記物語は、恰も詩集の感がある。日本海海戰の幕が、將に開かれんとする際に、悠々と艦上に尺八をすさび、琵琶を彈じた將士があり、大東亞戰爭下にも、藥莢に花を挿す程の雅懷(みやびやか)は、至るところに見られた。この餘裕ある態度こそ、戰はざるに既に勝を制するのみならず、俘虜をいたはり、占領地民をよく感化指導する、大國民的品格の源泉である。

㈣**健全なる趣味**　趣味はかやうに、我等に重大な影響を及ぼすものである。それ故にその選擇に際しては、各方面からの吟味が必要である。また子弟の趣味に對しても、その指導に十分の意を用ひてやるのが眞の親心である。

(一)修養上の考慮　趣味と修養との關係は、前に審にした。趣味にして修養に資し得るものがあれば、それは上乘である。しかし兩者を兼ね得なくともよい。たゞ背德的な傾向を持ち、風敎上面白くない趣味は、どこまでも遠ざけなければならない。近時、世人の趣味や娯樂の追及に乘じて、營利業者がかやうなものを誘發(さそふ)する傾きが多い。即ち利欲に訴へた射倖的(とばくてき)なものや、或は低劣な本能的欲望を刺戟して、放縱・遊惰に流れさせるものがある。これらは個人の心身を害ね、徒に財を失はしめるのみ

とする。我が國民は、自己を廻る自然の一切のものから、味ひ盡くせないほどの幸福をよみとつてゐる。

行き暮れて樹の下陰を宿とせば花ぞ今宵のあるじならまし

とは西行の生活であつた。古今集の昔にも

野邊近く家居し居れば鶯の鳴くなる聲は朝な〳〵聞く

とある。歌に詠む技はなくともこの感懐は、我等同胞が等しく抱く心境である。茶の湯・生華・盆栽などは、決して貴族のみの嗜好(たしなみ)ではなかつた。草深い田舍にも、俳諧があり連歌があつた。俚謠・民謠の中には、心憎いまで生活の潤が見出される。

（五）餘裕　「倉廩(こめぐら)滿ちて榮辱を知り、衣食足りて禮節を知る」とは功利主義萬能の戰國時代に、宰相となつた李斯の言である。彼は物質的餘裕が生じて後に、精神的餘裕を得ることを自ら體驗した。しかし趣味に生きる我が國民は、たとひ物に窮迫しやうとも、精神的に餘裕ある民族である。心に餘裕があつて始めて、物事を愼重に考慮し得る。あらゆることを、悠揚(ゆつたりとして)迫らずに考へてこそ、思慮ある行動に出ることが出來る。昔から風雅を辨へるは、武士の嗜みとされた。兵馬倥偬(いそがしい)の間に詩歌を詠じ、或は

國民すべてが共通の大自然と和し、同じ國土に結びつくところに、我が國獨自の强さがある。況んや我が藝道には、自他一如の融合を旨とするものが多い。茶道に於ては、狹い茶室に膝つき合せて一期一會を樂しみ、主客一味の喜びにひたり、上下の者が相寄り相集つて、私なく差別なき天地に、沒入する。連歌や俳諧も、本來は一人の創作ではなく、集團的な和の文學、協力の文學である。劇に於ても、歌舞伎の如きは花道によつて、舞臺と觀衆との融和にまで進んでゐる。かやうに趣味道に於てさへ、ともにたのしみ、ともに共感するところに、擧國一致の國民的信念が涵養される。

(四) 簡素　自然を自己に取入れようとする者は、自然のもつ現象に眩惑(めがくらむ)され、表面の美に感覺をそゝられる。かくてその感覺美は、次から次へと欲望を增して、次第に濃艷の度を加へる。西洋の繪畫や食物のもつ濃厚さは、これにある。然るに自然に歸一し沒入する者は、現象の底にある精神に到らうとする。隨つて淸寂を好み、さびを愛し、淡白を嗜む。我が國民性が、感覺的な情緒よりも、精神的な情操を尙ぶ所以がこゝにある。

また眞に自然を愛するものは、森羅萬象如何なるものでも、採つて以て趣味の對象

(二) 趣味と眞善美　藝道に入る特質は、沒我歸一の精神である。人意を恣にするが如き、主觀的な考へを、全く棄ててかゝらねばならぬ。而してこの歸一の道は、更に深く自然と合致しようとする態度となつた。庭園の作り方に於て、一木一石の配置から、竹の簀子に萱の屋根の亭に至るまで、凡べて大自然の趣を眺めようとする。方一寸の盆景や、窓際の盆栽にも、大自然の妙味を求めようとする。繪畫も建築も、自然に則り自然に溶け込んだ、限りない神々しさを持つことはいふまでもなく、日常の衣服から鎧兜の模様に至るまで、自然との合致の見られないものはない。俳諧に至つては、自然を離れては全くその生命がない。

この自然に沒入歸一する心は、自然のもつ眞善美に打たれる。即ち自然は眞であつて、聊かの僞を含まない。自然は正々堂々として、少しも僞善的な作爲をしない。また自然は雄大であり、最高の美である。天の啓示ともいふべき、これらの眞善美を、我が日本民族は趣味を通して滿喫してゐる。こゝに神ながらの正義日本・道義日本の國民性が育まれてゐる。

(三) 國民的共感　趣味を介して親しくなることは、何人も經驗するところである。

㈢**我が國民性と趣味**　浦安な國體と國土とに擁せられて、我が國民は神代から、趣味の中に生活を見出し、生活を趣味化して、床しい暮し方をして來た。大陸諸國に比して、或は物質的には潤澤ではなかつたかも知れないが、趣味による精神的な潤ひから、幸福な生活を味はつてゐた。如何に貧窮な者の生活にも、王侯も及ばない心のゆとりがあつた。徒らに齷齪することなく、綽々たる餘裕を以て事にあたり、死に臨んでもなほ辭世の一句をものするといふが如きは、實に我が國民獨特の面目である。

今その趣味の特徴を見よう。

(一)**藝道**　我が國の諸藝は、趣味の具であるとともに修養の具であり、一つの道を成した。詩歌・管絃・書畫・聞香・茶の湯・生華・建築・工藝・演劇等、皆その究極に於ては、道に入りまた道から出てゐる。道に入るが故に、傳統を尊重する精神となり、道から出るが故に、創造があり發展となる。それ故に先づ最初は、型に入つて修練し、その道を極めて後に、型を出づるといふ修養方法をとつた。即ち個人の恣意を排し、傳統的な型に從つて道を習得して後に、これを個性に從つて實現すべきことを教へた。かくて藝道には、強い精神的な修養があり、一藝一能に秀でた者には、自らなる品格が生じた。

に、心ゆくまで笛吹き澄すもよい。一日の體驗を和歌・俳句に託し、或は優れた文學に、俗腸を洗ふもまたよい。かくて日常の激しい生活に、活力を溢れしめるのは、全く趣味の力である。

㈡ **趣味と修養**　趣味は後章に述べる娛樂とともに、それ自體に意義をもつものである。隨つて特に精神修養上の問題を、主眼としなくともよい。修養は趣味の世界では、副次的（にばんめ）のものであつて、それがないからとて、弊害さへ伴なはなければ、必ずしも擯斥（のけものにする）すべきではない。しかし趣味になりながら、同時に修養の資となるものがあれば、それに越したことはない。思ふに人は修養のためには、さほど努力を續け得ないとしても、趣味・娛樂のためには、精魂を打ち込んで熱中する。隨つて修養の資となるものを趣味としてゐる者は、不知不識の間に、自ら氣品を作りあげることになる。

古來我が國民は、趣味を通じて品性を養ひ、藝道を通して教養を高めた、ゆかしい國民である。學校その他の修養機關は、整備してゐなかつたにもかゝはらず、古來君子國の名を得た所以はこゝにある。次にその趣味の道を檢討して、如何なるものが健全な趣味であるかに說き及ぼさう。

ラシムルト共ニ、子女ノ品性、情操ノ陶冶ニ影響スルトコロ大ナル所以ヲ認識セシメ、日常生活ノ間、健全優美ナル趣味ノ涵養ニ努メシム。

㈠ **趣味と近代生活**　文化が進むにつれて、人々相互の關係は益々複雑になり、また物資の使用量もいよいよ增加して來る。而してこれに處するためには、あらゆる方面に於て經濟化、機械化、更に進んで規格化が必要となる。その結果機械化が進めば進むほど、生活にゆとりや無駄が少くなり、隨つてやゝもすれば、沙漠のやうな、殺風景な生活となり易い。しかしながら人は、ロボットでもなければ、化石でもない。生き身の人間は、かやうな機械化した生活の中に、變化と一掬の潤とを欲して已まない。否外部の生活が合理化し、機械化すればする程、内部に於ては情味の豊かなものを求めるやうになる。かゝる要求に應じて我等の生活に溫雅な風情を吹き込んでくれるものは、趣味である。

この潤ひはまた、活力の淵源ともなる。即ち休養が、疲勞の恢復となることは、何人も認めてゐる。その休養が自分の好みに從ひ、趣味に副ふものであるならば、その效果は一層著しい。可憐な草花を栽培し、優しい小鳥を飼育し、或は潺々たる小川の邊

は薄い。最近生活の科學化といふことが一般に注意され、學校に於てはいふまでもなく、出版物または講演等に於ても、家庭生活に應用せらるべき科學的知識の普及が圖られつゝある。住居の構造、被服の處理、食料品の種類と榮養との關係、熱の利用法等を始めとして、育兒・看護等に到るまで、科學的研究の結果は、比較的わかり易い形に於て、一般に傳へられつゝある。由來女性は情操的方面に比して、科學的教養に於て缺けるところが多いといはれてゐるが、この教養に於ても現代の女性は、これを怠ることが許されない筈である。

しかしながらこの場合に於ても、注意しなければならぬことは、家の和合である。科學的知識の應用も、家の生活をよくし、その和合を進めるためのものである。こゝに本末の轉倒があつてはならぬ。されば家庭生活の科學化に於ても、その和合を害はぬやうに、家の人々の理解を進めて、無理のないやうにすべきであらう。

第五節　健全なる趣味の涵養

要項　母タルモノノ趣味ノ向上ガ家生活ヲ豐カニシ、之ヲ明朗ナ

い。學校教育のみが決して唯一の教育ではないが、家庭に於ても努めて餘暇を善用して、科學的教養に意を用ひなければならない。

㈤**女子と科學**　驚異に價する近代科學の綜合的應用によつて、我等の生活は昔に比べて、著しく豐富潤澤になつた。西暦千九百年に入つての二十五年間に、米國の全生産高は一七五％勞働者一人の生産量は五十％の増加を見たといふ。かくてその全人口は、七十％の増加を來した。かうした現象は、發展途上にある國家では、到るところに見出し得ることとである。勿論自然科學のみの發展で、國家の興隆は期待されるものではないが、これに遲れることは、世界の進運に取殘されることとなる。

女子に科學的教養の向上を望むことは、その第一線に立つことを要望するのではない。女子は前に述べた如く、母として子弟の科學的萠芽を助長する地位にある。更にまた後章に說く如くに、家生活の刷新充實の中心となるべき責務をもつてゐる。更に衞生・榮養・體位向上等の保健方面に、或は家庭に於ける消費・貯蓄・廢品回收等を通じて、資源愛護・財政協力等に當たるが如き、國策の各方面に協力し得べき地位にある。これら家事の整備及び國策への協力には、科學的な理解を以てしなければ、その效果

中學校令は明治十九年に公布されたが、高等女學校令は二十八年に至つて、漸く發布された。

しかし世は變つた。女子教育の必要が漸次要望されて、現在では高等女學校數は、中學の五百六十數校を遙に凌ぎ、校數約一千に達してゐるし、またこれに學ぶ生徒數も約五十萬であつて、中學より約十萬の多數となつてゐる。尙また實業學校並びにこれに類する各種學校は、男女殆ど同數である。隨つて中等教育を受けてゐる女子數は、寧ろ男子數を凌駕(りようが)(しのぐ)してゐる盛況である。

かやうに女子教育は量に於ては、慶すべき域にまで達したが、設備に於て、或は程度に於て、更にこれに學ぶ者の心構へに於ては、男子のそれに比して劣るところがないともいへない。されば女學校卒業といふ形式的な資格さへあれば、それでよいと考へるやうな、父兄や生徒があつたならば、それは大きな誤に陷つてゐるものといはざるを得ない。これを青年學校について見ると、昭和十四年末に於て男子在校生二百萬に對し、女子は僅に八十萬に過ぎない。勿論年限の差もあるから、直ちにその總數のみから、比較判斷は出來ないが、女子の向學心には未だ遺憾の點が多いといつてよ

算盤程度の教をうけたが、女兒は、學問すれば高ぶるもとといふ理由の下に、十分の教育を受けることが出來ず、針仕事を主とする教養を積むに過ぎなかつた。固より學校教育がないから、道德的文化が低いとはいはれない。婦德に關しては、傳統による家の教育で、可なり高い教養が仕込まれてゐた。しかし所謂學問については、低調の憾が少くはなかつた。然るに明治四年文部省が設置され、五年八月二日に學制が頒布された。その「被仰出書」に

自今以後一般の人民、必ず邑に不學の戶なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其の愛育の情を厚くし、其の子弟をして必ず學に從事せしめざるべからざるものなり。

と仰せられ、更に

幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざる者は其の父兄の越度たるべき事

と義務教育の根底を、宣し給うた。かくて男女ともに、義務教育をうくべき有難い御代となつたが、女子に學問は不要との因襲的觀念は、仲々拔け切らなかつた。隨つて

て、滿足のゆく解釋を與へなければならない。隨つて母に科學的教養がなければ、その子の科學的興味を伸ばして行くことは出來ない。自分が愛兒の求知心を摘み去つて置きながら、子供の向學心のないことを歎んずるのは、矛盾も甚だしい。

また小兒には、知らうとする深い欲求からではなく、單なる衝動の趣くまゝに、次ぎ次ぎと心に浮かぶに任せて、問ふ傾向もある。これも多くは、その最初に當つて、興味が湧くまでの指導が、與へられなかつたためであつて、たゞ一通りの解釋に止めたことに、基因してゐる。漸を追つて、物事を深く追及し、徒に移り氣や散漫な態度をとらないやうに、習慣づけなければならない。かうした點から考へても、育兒に際しては兒童心理または教育といふ科學的な教養を以て、臨まなければならないことが知られる。

㈣我が國の女子教育　昔から假名は、女文字といはれた如く、女子の學問は多くの場合、假名交り文を讀み得る程度に止まつてゐた。明治時代の始めに於ても、教育は依然として舊幕時代のそれと變りなく、藩校には士族の子弟が入學して漢學を學び、一般庶民は、入學の道を閉されてゐた。それ故に男兒は寺小屋で、辛うじて「讀み・書き・

あるか、何故光るかを疑ひ、更に何故落ちないか、如何ほど遠い所にあるか等と、うるさいまでに問ふて來る。かくて求知心は窮まるところなく續き、人の子の智慧は日増しに伸びる。

㈢ **幼兒の求知と母**　賢者も愚者も、小兒時代は均しく蒙昧であり、たれも同じ程度の疑問をもつてゐる。しかし或場合には、解説者の無知のために、肝腎な質問があるにもかゝはらず、知識の扉が開かれないことがあり、また他の場合には小供の程度を顧みない解説が與へられるために、折角の疑問も、滿足な理解にまで達しないことがあり、尚また甚しい場合に於ては、小供の質問がうるさいといふ小言を以て報いられることもある。かうした大人の態度からして、次のものに對して知らうとする小供の熱意に差が生じ、一は學び一は怠ることになるのである。

幼兒が、寸時も傍を離れず、絶對の信頼を寄せて物を開く相手は母である。されば我が子の求知の若芽を、摘むも伸ばすも、母の態度一つである。出鱈目なその場限りのごまかしが、あつてはならないばかりでなく、うるさがつてこれを叱るが如きことは、絶對に許されない。勿論小兒には、理解し難いことばかりであるから、程度に應じ

かず。其の目をして見るべからしむ。學ばざれば其の見ること盲に如かず。其の口をして言はしむ。學ばざれば其の言ふこと啞に若かず。其の心をして以て知るべからしむ。學ばざれば其の知狂に若かず。

とも極言してゐる。勿論これらの學ぶとは、道即ち規範科學を指してゐるものではあるが、それは當時德教が學の全體であつたからである。しかしこの態度は、今日の**科學全般**に對しても、適用される至言である。荀子の言に至つては、そのまゝ今日の**自然科學**に適用してもよい。

㈢幼兒の求知心　知識を求める性情は、人の本能である。眼に映ずる一切の現象に對して、驚異と疑惑(うたがい)とをもち、納得の行くまで質問する。これが知識の發端であり、科學の發祥である。ギリシヤの大哲プラトーも、「疑は學問の始である。」といつてゐる。賴山陽は幼時「天とは何ぞや」と、不審に思つても解釋がつかないので、終夜泣いたといふ。始めて物心のついた幼い子供には、見るもの凡べてが、不思議に思へるに違ひない。天に瞬いてゐる星を見ては、山陽ならずとも「何だらう」と、奇異の眼を輝かす。星といふ名前を知ることが、既に彼等には一つの知識である。次には、星が何で

國策ヘノ協力ニトリテ極メテ緊要ナリ。仍テ特ニ母ノ科學的教養ノ向上ヲ圖リ子女ノ教養ニ寄與セシムルト共ニ、國策ヘノ協力ヲ徹底セシム。

㈠學の貴さ　孔子は論語に「吾嘗つて終日食はず、終日寢ねず、以て思へり。益なし。學ぶに如かざるなり。」といつてゐる。荀子は更に

吾嘗つて終日にして思ひしも、須臾の學ぶ所に如かざるなり。吾嘗つて跂ちて望みしも、高きに登るの博く見ゆるに如かざるなり。高きに登りて招けば、臂、長きを加ふるに非ざるも而も見ゆる者遠し。風に順つて呼べば、聲疾きを加ふるに非ざるも而も聞ゆるものの彰かなり。輿馬を假る、用ふる者は足を利するに非ざるも而も千里を致す。舟楫を假る者は水を能くするに非ざるも而も河を絶る。君子生れながらにして異なるに非ざるなり。能く物に假るなり。

といつてゐる。更に呂氏春秋には

天の人を生ずるや、其の耳を以て聞くべからしむ。學ばざれば其の聞くや聾に若

この有難い母の愛が、子に感應せずにはゐない。「打たれても親の杖、なつかしければ去りやらず」と小袖曾我に謠ひ、石川啄木は

たはむれに母を背負ひてその餘り輕きに泣きて三歩あゆまず

と泣いてゐる。しかしこの貴さは、東洋の母には殆ど普く見られる。

我が國の母の貴さは、實に祖國愛に繋るところにある。プリンス・オブ・ウエルス雷擊の勇士は、敵艦上に母の笑顏を見て突進したといひ、眞珠灣急襲の荒鷲も、齊しく、氏神に祈る母の姿が、眼前に髣髴（ほのかにうつる）したといふ。訓へる者と訓へられる者との間に、この心の通ひがあればこそ、訓育は絶對の效果を擧げて來るのである。これを思ふと、あの奇績も決して奇蹟ではない。

第四節　科學的教養の向上

要項　國民ノ科學的教養ハ幼少ノ間ニ啓培スルコトヲ要シ、而モ子女ノ科學愛好ノ精神ハ母ノ教養ニ負フトコロ極メテ大ニシテ、家庭生活各般ノ問題ヲ處理スルニ科學ノ謬ラザル活用ヲ圖ルコトハ、

ふべきである。

㈣**母の貴さ**　母性の貴さは、その責務の重大さにある。即ち將來世界を動かす者は、今日搖籃を動かす母性の手にあり、來るべき世界を背負ふ者は、今日背負ふ母の背にある。しかしこの意味に於ての母の貴さは、洋の東西を問はず、歐米の母性にも見出し得る。

母の貴さは、かうした效果だけで評價するのではない。また理論によつて强ひられる責任や、義務によつて拘束される柵から來るのでもない。衷心から湧き出づる母性愛にある。中江藤樹の「翁問答」の一節に

……母はぬれたる寢敷に臥して、子をば乾ける褥に臥さしめ、よく眠りぬれば母の身屈伸をなさず、身あかつきけがれても沐浴髮洗ふべき暇もなく、衣裳身の繕などいと取亂し、子の安穩思ふよりほかは他念なし。若し少しにても病みぬれば、醫を求め神に祈り、身をもて替らんことを思ふ。

とあり、「父母恩重經」にも「孝子經」にも、これと殆んど同じ意味のことが書かれてあるが、母の姿は佛もかくやと、思はれるばかりである。

ろに側ず、坐するにかたよらず、立に跛せず、邪味を食せず、左道をふまず、割め正しからざれば食せず、席正しからざれば坐せず、目に惡き色を見ず、耳に惡き聲を聽ず、口に惡き言を出さず、手にあしき器を執ず、夜は正しき書を讀み、朝に起ては、立居振舞を正しくすれば、其子形容端正にして、才德人に勝るゝといふ。是胎教を守るの德なり。

と諭してゐる。子女の性格は、母の性格の反映であることを思ふと、母たる者の教養・訓練の必要を痛感する。

（四）母の責任　使命と責任とは物の表裏の關係であるから、母の責任は、母の使命のあるところに生ずる。されば既に母の使命、母の影響を理解した上は、今更その責任を述べるまでもなく、自ら明らかである。たゞここに改めて銘記すべきは、その責任の本質である。思ふに母の責任は、單に結婚により夫に對し、或は夫の家に對して生ずる契約上の債務ではない。我が家に對し、我が血を分けた子孫に對する責務であるのみならず、君國に對しよりよい國民を捧げる、臣民の道としての重大なる責務である。男子のもつ兵役の義務に比して、優るとも劣らない、臣民としての義務とい

人の子は沒我・献身・犧牲の念に滿ちた母の愛によつて、敬慕と信賴の念を起こし、この心から信賴する人の言葉に感動して、鄕土愛・祖國愛の情操を涵養して行くのである。幼き者に對するかやうな愛情は、家庭の人は何人も潛在的にもつものではあるが、中でも最も强く、最も細かく、幼き子供にこれを注ぎ得る者は、母を措いて外にはない。實に人の子は、女性特有の優しさや、天賦の母性愛によつてのみ、幸福に完全に育ち得るものである。

(三) 母の影響　母子は全く異體同心である。未だ言葉をもたない幼い時代から母と子は互に心に依つて、心を傳へ合つてゐる。長ずるに從つて一顰一笑、母を模しつゝ育つてゆく。隨つて母の子に及ぼす影響は、今更說くまでもないほどである。されば、家を重んじ、家の後繼者養成に、心を盡くした我が國に於ては、早くからこれに注意を向け、胎教にまで心を用ひてゐる。即ち江戶時代に廣く讀まれた、女訓孝經の胎教章第十六に、

夫れ人は五常の理を受けて生るといへども、性と習とあり。故に善に移れば善人となり、惡に移れば惡人となる。是皆敎によるなり。古の敎に、婦人懷妊すれば寢

入るためには、同化が當然に要求され、この流れに入つて、それを榮えしめ、永續せしめることによつて、自己を尊く永遠に生かすのである。

(二) 母の使命　夫は家の外にあつて働き、妻は内を守つて、子女の養育に當る。これが祖孫一體の家を、繁榮永續せしめて、皇國に貢献する男女の分である。勿論人により場合によつては、母が外に働くこともあらう。しかし母が子女を完全に扶育し、よりよい後繼者として君國に盡くさしめることは、何よりも勝れた奉公の道である。このことを忘れることは出來ない。

子女は家庭に於て最もよく育つ。空想的に考へるならば、今日の理論と技術とを以て、より經濟的に、より保健的に、より知的に、子供を扶育することは可能である。個個の雌鳥(めんどり)が、卵を孵化(ふか)してそれを育てる代りに、人工孵化器で飼育する場合のことを考へると、必ずしもそれは不可能ではない。しかし扶育所に所屬する保護者や指導者の、義務的・機械的な指示をうけ、而もそれらの人が、子供等と運命を共にするのではなく、施設經營の都合や、個人的の便宜(べんぎ)のために、時々交替(かうたい)する場合のあることを考へるならば、かやうな方法によつて果して、如何やうな國民が養成されるであらうか。

ければ、優劣もない。しかし男子には男子としての特性があり、女子には女子の本分がある。この女子の尊き本分の最大なものは、母たるにある。

㈢母の自覺　母たるの道を完うするには、その地位と責任と使命とを自覺して、これを守り、これを遂行するに、遺憾のないやうにせねばならぬ。

(一)母の地位　歐米の家は、夫婦を中心とし、それらの者一代限りに消滅するのを以て原則としてゐる。勿論子女を養育するが、それは幼きが故に扶養するのであつて、家を繼がせるために訓育するのではない。それ故に最小限の家の生活について考へるならば、男子は夫であれば十分であり、女子は妻であれば足りるのである。

これに反して、我が國の家に於ては、妻は夫の妻たるとともに、家の妻である。されば我が國では、古來婦人に從順・寛容の德を訓へ、沒我同化を婦人の美德とした。それと同時に、妻は子女に對しては母である。こゝに母の尊嚴と、小我を捨てて大我に生きる特質とがある。されば我が國の婦德にいふ從順は、決して女子を男子に隷屬せしめることでもなければ、妻を家の奴隷とすることでもない。祖先に承けて子孫に傳へる永遠の生命の一齣(いつしやく)(ひとこま)を、夫と共に分擔・分掌することである。この永遠の流れに

一八二八―一九〇六)作の「人形の家」があつた。この劇が一八七九年に、ノルウエーのコペンハーゲンで、始めて上演された時、觀衆は連日連夜、亢奮し、議論し、喚きながら劇場を出たといふ。その筋は、夫の利己主義的な男性本位の態度に憤慨した妻が、その家を去る時に遺した問答に盡きてゐる。

夫ヘルメル「何よりも先きに、お前は妻であり母である。」

妻ノラ「私はもう、そんなことは信じません。私は何よりも先きに人間です。あなたと同様に人間です。……」

㈢女子の本分　この「人形の家」の二人の言葉は、誰にも評價し得るやうに、一面に於て正しく、他面に於て誤つてゐた。女性は男性のために、便利な道具としての妻であり、母であるのではなく、正しい意味での妻であり、母でなければならない。また女は、男に似た人間たるのではなく、女としての人でなければならない。

「全體」に對して「分」の尊いのは、分としての特質があるからである。萬物がそれ〴〵尊いのは、その個性の價値を發揮するが故である。個性のないところに、そのものの存在の價値はない。固より男子と女子とは、人間として國民として、何等の上下もな

第三節　母の自覺

要項　子女ノ性格ハ母ノ性格ノ反映ニヨルコト極メテ大ニシテ、皇國ノ次代ヲ荷フベキ人材ノ萠芽ハ、今日ノ母ノ手ニヨリテ育成セラルルコトヲ思ヒ、子女ノ薫陶養護ニ對スル母ノ責任ト使命トヲ自覺セシム。

㈠婦人問題　自由主義・個人主義の所産として、所謂婦人問題が世界を風靡し、我が國にも浸潤しようとした時代があつた。その及ぶところ教育・家庭・勞働・政治等の、あらゆる部門に亙つて婦人の開放を叫び、男女の同權を主張した。その道德的の基調は、現在の女子の地位が、男子に從屬するものであり、奴隷化されてゐるから、これから女子を解放して、人格上の平等を得させようとするにあつた。そのためには女子の「勞働」の評價を新にし、これによつて女子を男子から「獨立」させ、これを「自由」の境地に立たせる必要があるとした。この思潮を具象化し、更に拍車をかけたものに、イプセン

されば奉公の道は、決して女性のみの徳ではない。日本臣民たる者の須臾（すこしのあいだ）も怠つてはならない臣道である。しかし女子は環境上、動もすれば眼界が狹く、或は感情に囚はれ易くて、大局を誤る惧れがある。一身・一家のことにのみ囚はれ、不正な取引などをして、知らず知らず公の秩序を亂す者がないでもない。かやうにして、萬一奉公の道に缺けるところがあるならば、折角の溫良貞淑も從順犧牲も、水泡に歸するばかりでなく、却つて豫期しない惡名を被り、子女を始め一家の者に迷惑を及ぼすこともある。さうなつては、遺憾この上もない。

女子は更に、子弟教養の任に直接當るべき者である。我等が大君の御民であるとともに、我等の子はまた陛下の赤子である。大君からお預かりしてゐる子弟に對して、教養の懈怠（おこたり）があつてはならない。母たる者は、自ら奉公の道を行ずると同時に、その子弟に奉公の大義を植付くべきである。「自分の子供がと思ふと、泣けて〳〵仕方がなかつたが、陛下からお預りの者をお返しして、陛下の御役に立て得たと思ひついた日から、涙をこぼした身が淺間しく感ぜられました。」と述懷してゐる戰死者の母の言葉こそ、奉公の眞義に徹した聲である。

ある。殊に母の姿は、犠牲の權化（ごんげ）である。即ち家に對し、夫に對し、特に子供に對する母の生活は、犠牲そのものである。しかし犠牲は己を捨てることではあるが、決して、己を殺すことではない。より高きものに己を捧げて、その中に生きることである。母の犠牲は家の生命に、愛兒の魂の中に、不滅に生きてゐる。極悪人が、母の涙の一滴に更生するのも、爆彈抱いて敵陣に突入する勇士がその眼底に、ありありと母の姿を認めるといふのも、一切の人の子の心に、母の魂が生きてゐるからである。まことに犠牲こそ、永生の道である。

（六）奉公　我等の心身は、もとこれ我等のものではなく、我が大君に捧げまつつた天皇の大御寶（おほみたから）である。若しも自分のまゝになるべき身と思ふならば、到底、御民（みたみ）または大御寶など、烏滸（おこ）がましい言葉は用ひられない筈である。たゞ我等がひたすらに、大君に仕へまつる心の一筋に生きるときに、最早我が身は我が身でなく、まさに陛下の御民となる。それ故に皇運扶翼のまにまに、沒我歸一すること、即ち滅私奉公が、唯一の臣道となるのである。一旦緩急あれば、直ちに義勇以て公に奉ずるのは勿論、平素に於ても、國民生活のあらゆる場面は、奉公の道を實踐すべき舞臺である。

犠牲はより大なる報償を以て酬いられることもある。けれども始めから報償を豫定するのは、犠牲ではない。形はそれに似てゐても、實質は取引であり、交換である。自己の打算を動機としない、至純至誠の念慮に出るものが犠牲である。仁も愛も義も、凡べての道德は絕對のものであつて、報償を豫想しない犠牲の行動でなければならない。個人主義の下に於ては、眞の道德は行じられない。それ故に正義・博愛・平等を說くキリスト教を奉じながらも、米・英等の國民は最も不義不正をなし、暴虐慘酷の限りを盡くし、弱者に對しては、不公平の極を敢へてするのである。

かやうに犠牲は、諸德の根本であるから、偉大な力をもつてゐる。西鄕隆盛が遺訓に「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、始末に困るものなり。この始末に困る人ならでは、艱難を共にし國家の大事は成し得られぬなり。」といつたことは、犠牲の偉大さを指したものである。また我が國の武士は、子弟が年頃に達すると、まづ切腹の作法を敎へたといふ。これこそ道のため義のため、何時たりとも身命を捧げる、犠牲の覺悟を敎へたものに外ならない。

この崇高な犠牲の德は、我が國の家に於ては、當然のこととして、日常實踐されつゝ

を保つ事あたはず。古人も、女子と成ることなかれ、百年の憂苦他人に任すと、宜なるかな此言。舅姑はじめ一家親類眷屬にいたるまで、風波のあらきごとき、世間の人情なれば、我心に、物事十に九つはかなふ事有るまじ。たゞ物に能く忍ぶを以て、身を保つの要とすべし。それ堪忍の文字は、堪はたへ忍はしのぶと訓り。又こらゆるとも訓り。忍の一字を忘るゝときは、一生身を保ちがたし。易といふ書にも、忍の字の象を、人の心の上に氷の如き刃をさし置たるにたとへり。心の上に利刃をさしあてたらむには、身を思ひのまゝに働く事なるべからず。能く愼しみ堪忍ぶを以て女子の婦德といふべし。

(五) 犧牲　或るもののために、自分を捧げて顧みないこと、例へば身命を捧げて、他のために盡くすことが犧牲である。我等人間の心は、常に二つの道に惑ふ。即ち「私」を中心とした小さな滿足を追うて生きるか、或は「私」を去つてより大なるものに身を捧げ、中途で倒れても默つて瞑目するだけの大きい心で生きるかの二途に迷ふ。兩全を完うし得なければ、寧ろ前者を採らうといふのが個人主義の考へ方であり、後者を選ぶのが犧牲の道である。

と教へてある。勿論現代とは、表現上の言葉こそ異つてゐるが、この程度の精神を訓へない家庭はない。殊に玉耶經の三惡法を、現代的生活と思ふ婦人があるとすれば、良家の子女はこれと同席することすら潔しとしないであらう。

（四）忍耐　僥倖を拾つた者は別として、今まで難事を大成したほどの者で、忍耐によらない者はなかつた。艱難に遭遇しても怯むことなく、敢然とこれに直面邁進して行く努力・勇氣等も、忍耐が基調である。また物事の遂行には、專心沒頭がなければならない。この專心凝念の努力は、忍耐である。業を成すに當つて更に大切なことは、中途で倦怠・放棄しないことである。その堅忍持久・不撓不屈・勵精精進等は、すべて忍耐に基づく。殊に難事中の難事たる諸德の修練は、忍耐なくしては能はない。即ち修德の妨は、私利私慾であつて、これを克服する克己は、忍耐そのものである。隨つて煩惱を斷つて解脫を修する佛道は、忍辱を慈悲と並べて重んずる。

されば從順・溫和・貞淑等の婦德はいづれも、忍耐に出でないものはない。江戸時代の女子修身書であつた「女中庸」には、この理を盡くして餘すところがない。

凡そ女子は他の家に行き、一生身をまかせ終るものなれば、憂苦堪忍ざれば、我が身

て恒に及ばざらんことを恐れ、五には一心に姑婦及夫主を敬ひて孝貞を盡すべし。次には三の惡法あり。一には未だ冥からざるに眠り、日出でて起きず、夫主に對して瞋り反目して、嫌ひ且つ罵り、二には好食物は自ら啖ひ惡食を人に與へて、色を好み且つ欺く。三には生活を念はずして遊ぶことを好み、他人の好醜・長短を言ひ親族を憎むの如きは、人のため賤しめらる。

と。貝原益軒もその「女子教法」に

父母なるもの、女子のいとけなきより男女の別を正しくし、行儀をかたくいましめをしふべし。父母のをしへなく、たわむれる行あれば、一生の身をいたづらにすへ、名をけがし、父母兄弟に恥をあたへ、見きく人につまはじきをせられん事こそ、口惜しくあさましきわざなれ。よろづいみじくとも、ちりばかりもかゝることあらば、玉の盃のそこなきにもをとりなん。俗のことわざに、萬能一心といへるも、かゝることとなり。こゝを以て女は心ひとつを貞しく潔くして、いかなる憂にあひて、たとひいのちを失ふとも、節義を堅く守ることこそ此の生後の世までのめいぼくならめ。つねに心づかひをして、身を守る事かたきにすぎたらんほどはよかるべし。

の心ばへを優しくし、言葉遣や起居動作もしとやかに、人から荒々しく仕向けられても輕く柔かく受け流して、淑女のあるところ常に和氣に滿つるといふやうに、人をして春光に浴するが如くあらしめたいものである。それは決して人に媚び、人に諂ふことではない。女性の天賦的（てんからうけた）な優しさから來る潤であり、溫和の慈光が然らしむるところである。

（三）貞淑　貞とは正であつて、心が定まつて迷はないことを意味し、淑とはしとやかなことをいふ。即ち婦人として正しい道を、堅くとつて動かないとともに、人に對して溫良從順なことをいふ。これを廣く解すれば、女性の道全體を包含し、狹くとれば夫道に對する妻としての道である。今試みに古い教から、貞淑の道を取り出して見よう。釋迦は玉耶經中に、玉耶女に告げて曰はく、

女人の法は端正に倚りて、憍慢（たかぶり）を生ずる勿れ。形貌の端正は、眞の端正にあらず。唯素行端正ならば、人皆愛し敬ふ。是れ誠の端正なり。

女人は一には、晩く眠り早く起きて、家事を修治め、善膳あれば先づ姑姉・夫主に進め、二には家物を護り、三には口を愼しみ忍耐にして瞋ることなく、四には誡愼しみ

なり、夫や家に對しては貞淑となる。これは男子の剛健の德に對する婦人の德であつて、古來貞淑と併稱して、溫良貞淑といはれ、女子の美德とされて來た。

凡そ女性にして、氣むづかしくひねくれてゐたり、我儘であつたり、人といさかひ勝ちであるならば、如何に美貌であらうとも、どんなに美裝してゐようとも、それは決して女性らしい女性ではない。女子が眉を逆立て言葉を荒らげて怒り罵る様ほど、世に見苦しく聞苦しいものはない。この狂態を寫眞に撮つて後に見せられたならば、我ながら愛想も盡き、自ら恥ぢぬ者はあるまい。故に女大學の第二に、

女は容よりも心の勝れたるを善とすべし。心緒無美女は心騒し。眼怒ろしく見出して人を怒り、こと葉あららかに、物いひさがなく、口きゝて人に先立ち、人を恨み妬み、我が身に誇り人を謗笑ひ、われ人に勝り顔なるは、みな女の道に違へるなり。女は唯和ぎ順ひて貞信に、情深く靜なるを淑とす。

と訓へてゐる。この婦德は唯、婦人自身を高めるだけではない。溫和な者は、人の怒れる心を和らげ、人の爭心をも釋く力がある。溫良を以てこの家この世を、和平圓滿ならしめる姿こそ、女子本來の面目であり觀音・彌陀の相である。それ故に女子は、己

（一）從順　從順は正しきに順ふことであり、優しくて抗はぬことである。前者の意味では、男女を問はず從順なるべきは當然であるが、後の意味では、特に婦德として大切である。古來婦人は三從の教として「家に在りては父に從ひ、嫁しては夫に從ひ、夫死しては子に從ふ」ものと訓へられた。これは孔子家語・禮記・華嚴經・賢愚經・智度論等にも見える教である。しかしこの三從は我が國では、家長に從ふの意味であつて、祖孫一體たる我が國の家に於て、特に重んぜられる家族道德である。婦人は家にあつては、その家長たる父に從ひ、嫁して他家に入つては他家に同化すべきであつて、家長たる夫に從ひ、夫亡き後に於ては嗣子が家長となる故、それに從ふのである。それ故に形に於て三從であるが、精神に於ては家長への一從である。

この從順の本質は、己の「さかしら」によつて言擧げしない我が皇道の眞髓であつて、それは盲從・屈從を強ひるものではなく、大我に生きるための沒我であり、正しい意味における寛容である。またその内容に於ては、溫和・貞淑・忍耐・犧牲・奉公等と、態樣を同じうする部分が多いから、以下順次に檢討しよう。

（二）溫和　溫和はすなほでおとなしいことであるから、人に對しては寛容・從順と

は飽くまでも修正すべきである。しかし西洋の誤つた思想にかぶれて、或は對立的な歪められた心理からして、或は算術的な平等思想からして、婦德を否定するが如きは、人倫の道を故意に歪曲(ひきよく)(けがめる)するものである。なほまた婦德は、古い道德なるが故に正しくないといふが如きは、論ずるに足らない淺薄な考である。

婦德を高調することこそ、婦人の尊い所以を實證するものであり、女性の重大な使命を、認識するものといふべきである。何となれば婦德は、婦人を婦人たらしめるものであつて、男子には到底求め得られない尊貴のものであるからである。たとへ如何なる專門家となり、如何なる地位・職業についても、女性に女性の特色がなければ、一層力の弱い男子と同一である。女子にして男子に等しいことは、珍奇(ちんき)ではあつても、尊貴には價しない。その地位の如何を問はず、その敎育の程度にかゝはらず、女性の特質が豊かに備はつてゐる婦人こそ、眞に尊く貴い婦人である。

㈢ **我が國の婦道** 德目は法律の如く、成文で示してあるものではない。随つて用語にも定義はない。それ故にこゝには、我が國の婦德と世に謂はれるものの中で、重要なものについて述べよう。

由・功利の思潮は、一時全世界を風靡した。

しかし我等は現在に生きてゐるとともに、永遠の歴史に結びついて生きてゐる。また個人たる我であるとともに、國民たる我である。然るに個人主義は、人間の個人たる我の方面のみを抽象（ちゅうしょう）（ぬきだす）して、その國民性と、歴史性とを無視してゐる。こゝに西洋思想の過誤（かご）がある。勿論我等は自他の別を知つてゐる。しかし我等の生活は、大きい國民的協同の中に於てのみ、許されるのであり、この協同から離れての生存はあり得ない。この協同生活中に於て、我等に許されてゐる任務、即ち我等の分を誠實に守つて行くところに、我等の生きて行く道がある。

㈢**婦德と女子**　分を通し分を行じて、全體に歸一するところに、眞の公平がある。隨つて婦德を唱（とな）ふることは、女子に餘分の德を強（し）ひることではなく、男子に德の必要がないといふのでもない。男子の德と女子の德とが相俟つて、人倫の大道は全きを得るのである。婦德を主張することは、當然反面に、男子の德の存在を肯定することである。また婦德は決して、婦人を男子に隷屬せしめんとするものではない。若し過去に於ける婦德が、女子をして從屬的な地位に追込んでゐる點があるならば、それ

さうとしたものである。ギリシヤ思想は、主知的・合理的であつて、末期に至つてはアテナの自由主義から、漸次に個人主義的傾向を生じた。その合理主義は、自然科學の發達を促す功があつたが、自然科學は著しく唯物主義となつた。かくて唯物主義は、個人主義を一層驅り立てて、利己主義に追込んだ。

また宗教に於ても、中世に於けるキリスト教に反抗して、合理主義による宗教改革を斷行したが、新舊いづれにしても、超國家的な架空的のものに過ぎない。超國家的なものには具體的實質的に、人々の生活を保障するところのものがないから、信仰の上では人は神に結びついて安心立命を得てゐるとしても、人々相互の間に於ては自己を本位とせざるを得ないやうになり易く、その結果個人主義に走り易い。

かくて西洋思想は、主知主義・合理主義の美名の下に、個人主義の傾向を辿ることになつた。元來新奇を逐ふのは人情の常であり、且つ個人の自由は、耳朶に甘く響く。隨つて西洋の物質文明に眩惑されてゐる者は、これと結びついてゐる思想に共鳴し易くなり、また流行を追ふ女性の中には、これに動かされるものが少くなかつた。かやうにして個人主義は、經濟的には功利主義となり、思想的には自由主義となつて、自

第二節　日本婦道の修練

要項　個人主義的思想ヲ排シ、日本婦人本來ノ從順・溫和・貞淑・忍耐・奉公等ノ美德ヲ涵養錬磨スルニ努メシム。

㊀**個人主義思想**　歐米に於ける近代思想の基調をなすものは、個人主義である。この個人主義は、自己を中心としてすべてのものを判斷し、あらゆるものを自己本位的に取捨する主我主義である。かゝる思想は、沒我歸一すべき國家生活の強くないところに起り易い。儒教や佛教にも幾分個人主義的のところがあるが、それはこれらの思想が、具體的に強い統一國家をなしてゐない所に起つたものであるからである。しかしこれら兩思想も、我が國民がこれを攝取してからは、著しく國家主義的のものとなつてゐる。

個人主義の最も典型的のものは歐米のそれであるが、近代に於ける歐米の思想はこれを要約すると、中世紀の極端な宗教的壓迫と、封建的專制とに反抗して、個人の解放と自由とを求め、文化の基調をキリスト教以前のギリシヤ思想に復古して、考へ直

害ふが如き行爲は、絶對に許されない。

㈣子女の育成と國家觀念　我等日本國民は、凡べて大君の赤子であり、大君にひたすら仕へまつる公民である。隨つて我等の一身は、決して私のものではなく、大君の「おほみたから」であり、御民である。我等の親は、祖先代々「すめらぎにつかへまつれと我を生みし」垂乳根であり、我等子孫は「赤き心を　皇方に　極め盡くして　仕へ來る祖の職と　言立てて　授け給へる　子孫」であり、その旨を「いや繼ぎ繼きに、見る人の　語りつぎてて　聞く人の　鑑にせむ」と訓へ育てられた國民である。

これが皇國の道であり、我が國臣民の道である。我等の祖先は、この道を言擧せず、絶對に遵守して來た。況んや現代人は、前に述べた如き國家生活の利便をうけ、國家と不離の關係にある。このことが理解されるならば、我等は皇國民たる道を行ずるとともに、我等の子女を國家の子女として、養成せずにはゐられない。その養育を怠り、或は誤るが如きことは、己の子女、家の子弟を害ふのみではなく、次代を形成すべき國家の一員を害ふものである。我等の子弟は、實に皇國の跡繼である。人の父母たる者は、この理をよく自覺すべきである。

協同生活の一環をなしてをり、この家を通して國家に寄與することが、益々必要となつてゐる時代に於て、その家を守り家を育成する女性が、國家に對する十分の自覺を、もたないでゐるわけには行かない。

㈢**國家生活**　國民生活は、協同生活の具體的な場面である。協同生活は鄕土とか、或は漠然と一定の生活圈内を指す「世の中」といふ如き意味に、限られるものではない。一定の目的の下に結成せられた集團も、また國籍を異にする者の間の交りの如きも、一種の協同生活と名づけられることはある。しかし具體的な協同生活は、常に國家を背景として存在し、國家を基として、その機能を全うするものである。

我等は國家の中に於て、始めて人らしい生活に生き得るものである。祖國をもたない民族生活が、如何に不安なものであるかは、今回の戰爭に於ても明らかに知り得られる。國際的團體の如きものも、それ自體が國家を前提として存立するものである。それが國家生活に必要な作用をなすが故に、構成されもし、また認められもする。これらのことをよく認識するならば、如何なる場合に於ても、國民的自覺が如何に大切なものであるかが、自ら明らかとなるであらう。個人的利害のために、公の生活を

較して見ると、この點がよくわかる。

㈡現代人と協同生活　我等はかやうに、協同生活の利便や恩惠をうけて、毎日の生活を營んでゐる。隨つて偏狹な孤立主義や、わがまゝな高踏主義や、社會に無關心な超越主義などは、許すことの出來ない背德である。固よりそれ自體は、罪惡ではないとしても、協同生活の恩惠を滿喫しながら、自己の責務を盡くさないのは、忘恩であり無責任であるといはざるを得ない。

協同生活の本質は、個人間の契約の如く、はつきり定めてあるものでもなく、また具體的に眼に見えるやうなものでもないから、動ともすれば忘れ勝ちとなる。個人的には、如何に信義に篤く、清明な精神の持主であつても、社會的自覺がないと、知らずして反社會的な結果を惹起することがある。まして利己的傾向の強い者は、平然として顰蹙すべき行動をとり易い。

我が國の女子は從來、家の外に於て行はれる諸事には餘り接觸せず、外部のことに携はらないことを以て、一種の特色であるかの如く考へてゐた。それにも一應の理由はあつたであらうが、かやうな時代は、すでに過ぎ去つた。家が國家といふ大きな

めには、それに必要な資材を得る上から考へても、直接作業をする上から考へても、他の人々の協力を得なければならない。　また物を造る目的から考へても、それは自分の使用するだけの物を、造ることを主とするものではなく、多くの場合、自分等と直接間接に結びついてゐる他の人々の生活に、役立つものを造るといふ意味をもつてゐる。　かやうに生産は、多くの人々の協力、即ち協同生活を通して行はれ、また廣い範圍の協同生活を、目標として行はれるものである。　現代に於て精巧な製品が、比較的容易に且つ廉價に使用し得られるのは、生産が大きな協同生活の中に於て行はれるからである。　近代人の生活が、協同の範圍の狹溢であつた時代に於ける、王侯貴族の生活よりも、物質的に惠まれてゐるのは、この生産組織の恩惠といつてよい。

（四）政治生活　現代の政治が、公論によつて公明に行はれつゝあるのも、國内に於ける大きな協同生活が、緊密に行はれてゐるからである。　各人が國民的協同生活の中に於て、その長所を伸ばすとともに、他の者の長所を尊重し、すべての者がその最も優れた力を十分に發揮し、互に協力しながら、國運の伸展に盡くし得るやうになつてゐるが故に、政治が力強く、且つ明朗になるのである。　現代の政治を過去のそれと比

（一）**生活上の利便**　日常生活の利便は、協同生活の範圍が大きくなるに伴なつて、無限に増進されつゝある。例へば交通について見ても、その發達は技術の進歩したことと、協同生活の範圍の擴大に伴なつて、人々の間に接觸・交渉が頻繁（ひんぱん）に行はれるやうになつたこととによつてゐる。勿論協同生活の範圍の擴大は、交通の發達に負ふところも多いが、しかしこの範圍の擴大につれて、交通上の利便が増大しつゝあることは否定出來ない。その他電燈・水道から市場の施設等についても、同樣のことがいはれ得る。これらのものは、利用者が多ければ多いほど、その施設が充實して、各人の享（う）ける利便は増進するものである。

（二）**福祉施設**　いはゆる厚生事業としての託兒所・育兒院・無料または實費の病院等や、教養機關としての學校・圖書館・博物館・講演會・博覽會等を始め、公園・運動場・娯樂機關等、我等の先人が夢想だにしなかつた諸施設が、現代に於ては益々増加しつゝある。これらはいづれも、少數の人々の生活では實現し得られるものではなく、多數人の協同生活による恩惠である。

（三）**生產**　生產が協同生活の賜であることは、いふまでもない。物を生產するた

念の涵養」に努め、「日本婦道の修練」に勵み、「母の自覺」に燃えて、「科學的教養の向上」を圖り、「健全なる趣味の涵養」を以て家の生活を豐かならしめ、「強健な母體の錬成」によつて、その負荷する大任を全うすべきである。

第一節　國家觀念の涵養

要項　家生活ハ單ナル家ノ生活ニ止マラズ、常ニ國家活動ノ源泉ナルコトヲ理解セシメ、一家ニ於ケル子女ハ單ニ家ノ子女トシテノミナラズ、實ニ皇國ノ後頸(コウケイ)(アトノソナエ)トシテコレヲ育成スベキ所以ヲ自覺セシム。

一

㈠**協同生活の部面の擴大**　現代の最も大きい特色は、人々の協同生活の部面の擴大である。日常生活上の利便も、福祉(ふくし)も、生産も、政治も、凡そ我等の生活内容の大部分は、協同生活によつて充實せられるものであるが、現代に於てはこの協同生活の範圍が益々擴大するにつれて、我等の文化内容は一層豐富になりつゝある。

も敬慕してゐる母の感化とは、想像以上に子の上に及んでゐる。その子を見てその母を知り、その母を知つてその子がわかる。まして胎教にまで思ひ到ると、母たる者は自己教養に努めざるを得なくなる。

㈡**母の任務** 女性のもつ責務は、多くて且つ重い。しかし畢竟、それは母性としての責務に歸一する。女子が家に對し國に對する最大最高の貢献は、母として次代の後繼者を作ることとである。青少年は實に「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル」重任を負うてゐる。かやうな青少年を、養育することと以上の大任が他にあらうか。平時は勿論、戰時に於ても、これ以上の銃後の務はない。

この高くして貴い責務を完全に果たすため、直接には母としての教養錬成に自ら努めるならば、健全な母性の感化を、その子女に及ぼすことが出來、また間接には、明朗な家風を建設して、家を子女錬成の道場とするならば、次代の皇國民の育成に、遺憾なきを期することが出來る。

㈢**母性錬成の要綱** 母の重大な任務も、これを要するに、國家の分たる家の主婦となり、大君の「みたから」たる國民を育成することにある。隨つて母たる者は、「國家觀

第三章　母の敎養訓練

要項　家庭敎育ハ固ヨリ父母共ニ共ノ責ニ任ズベキモノナレドモ、子女ノ薫陶養護ニ關シテハ、特ニ母ノ責務ノ重大ナルニ鑑ミ、母ノ敎養訓練ニ力ヲ致シ、健全ニシテ豊カナル母ノ感化ヲ子ニ及ボシ、次代ノ皇國民ノ育成ニ遺憾ナカラシムルト共ニ、健全ニシテ明朗ナル家ヲ實現セシメンガ爲ニ、特ニ左記(左節)諸項ノ徹底ニツキ留意スルヲ要ス。

㈠母の感化　幼少な者は、偉(えら)いと感ずる人の眞似(まね)もすれば、犬の眞似、猫の眞似から、電車や飛行機の眞似までする。彼等が興味を感じ關心をもつものを、手當り次第に模倣(もはう)する。この模倣が、やがて創造の基礎(きそ)となる。かくて模倣と創造とを經緯(けいい)(たてよこ)として、人は成長し人格は向上する。隨つて寸時も傍(かたわら)を離れない母の影響と、子供等が最

よりも近い他人」といふ諺のやうに、一旦事ある場合には、先づ力になつてくれるものは隣近所の人々である。されば我が國では昔から「向かう三軒兩隣」を一組として、それに連帶共同の責任を負はせた五人組制度があつた。傳統を重んじ舊來の美風が存する地方には、この制度が種々の形となつて、今日まで續いて來た。しかし人の移動の激しい都會では、物質文明の弊に墮して、この美風も地を拂はふとした。幸にも大東亞戰爭の勃發以來、一億一心・共助共存の聲が巷に滿ちて、同胞意識は一齊に蘇つた。隣組・隣保班も、上意下達の政治的機能の他に、隣保協和の實を高度に發揮しつゝある。最近に於ては、この氣運は更に高められて、日々の仕事の上にまで及ぼされて來た。即ち全國各地の農村に於ても、作業共同化が一段と進められた。例へば共同苗代・共同炊事・幼兒の保育所設置等に好成績を擧げて、傳統的美風たる隣保共助の農民道に立返つてゐる。我等は血緣による家の精神を、地緣による隣保に及ぼし、延いては國家的結合を、家のそれの如く強いものとしなければならない。それは單に、この度の戰爭を勝ち拔くためのものだけではなく、八紘爲宇の惟神の大御心に副ひ奉る所以である。

人一倍の情熱を湧かした。

故郷の訛なつかし停車場の人ごみの中にそを聞きに行く　（啄木）

やまひある獸の如き我が心故郷のこと聞けばおとなし　（同　）

かにかくに澁民村は戀しかり思ひ出の山思ひ出の川　（同　）

この郷土愛の擴充は、そのまゝ愛國心となる。他國に對しては、祖國は郷土に外ならない。かくて愛郷即愛國と、完全に合一した狀態が我が國の特質である。

㈣隣保協和　郷土は一面に於て土地であり、土地を繞る自然である。しかし我等はひとり山河と親しむのでもなく、一家一族だけで土地と深い因緣を結ぶのでもない。必ずそこには我等と同じく、その地に結びついてゐる他の人、他の家がある。元來同胞相親しみ、知己相扶けるのは、人の本性である。この本性が土地を同じうする者を、自ら強い協同生活に導き入れる。朝夕の挨拶にも、互に安否を問ひ、事あれば隣保互に相扶けて行く和やかな生活が、郷土の生活である。かくて協同生活が成立し、文化が發達し、人と土地との親しみは一層強くなる。

かうした郷土の中でも、隣近所の者は、なほ更切實な關係に立つてゐる。「遠い親類

育んだ先輩知友がをり、我等と因縁の淺くない山河のある所であるが、これらの血縁と地縁との悉くが、渾然と一體をなしてゐるのが郷土である。

されぱこそ日本人で、故郷を慕ひ郷土を愛せぬ者はない。阿倍仲麻呂の望郷の哀話は、三歳の童兒も知つてゐる。鬼上官の名で韓土を震憾させた加藤清正も、一日咸鏡道から、遙に海を隔てて富士の幻影を感じ、懷郷の情に堪へず、渚に跪坐して默念數刻、征衣の袖を霑したといふ。「ふるさとは蠅まで人を刺しにけり」「ふるさとは西も東もばらの花」と郷土を呪ひ、郷土を捨てて、旅から旅へ漂泊した一茶も、矢張り郷土が一番住みよかつた。

これがまあつひの住家か雪五尺　　一茶

「日々旅を住み家とす」と「奥の細道」に、悟り切つた芭蕉でさへ、故郷伊賀へ歸へつての述懷は、人の胸を打つものがある。

ふるさとや臍の緒に泣く歳の暮　　芭蕉

雲水行脚二十年の生活にあつた越後の良寛も、故郷を歌つて故郷に歸へり、脫俗の遊子西行にも、郷土を憶ふ情は厚かつた。若き多感の詩人啄木に至つては、望郷の念に

㊂**郷土愛**　血緣と地緣とが、渾然として一體をなしてゐる我が國民の生活は、鄕土に於ける氏神や、產土神からも覗はれる。即ち如何なる山間や僻地にも、鎭守の神の祀られてゐないところはない。その氏神は、始めは同血族の守護神であつたのであるが、いつの間にか他の氏の者も、同じ地域に住むやうになり、遂に土地の守護神ともなつた。我等の祖先は他氏の者が來住して、氏の神の氏子となつても、少しの矛盾を感じなかつた。

また新しい土地に、始めて聚落を作つた際は、必ず產土神を祀つた　抑々「うぶすな」は「產砂」であり「產住場」であるともいはれるが、いづれにしても產土神は土地を守護する地緣の神である。しかし氏の神が、土地の守護神として尊崇せられたやうに、この地緣の守護神が、氏の守護神として崇拜せられた場合もあつた。即ち國民は「產子」は氏子であると信じてゐるのである。かやうに產土神と氏神とを、ともに鎭守として祀り、事ある每にその森に集ふのは、血緣と地緣とを不可分のものと考へてゐる我が國民の信念を、よく說明するものと考へられる。なほ鄕土は、我等の最も尊敬する祖先が、安らかに眠れる地であり、我等と同じ血緣に繫る多くの人々が住み、我等の魂を

用だけによつて作らうとしても到底作り得られるものではない。

㈢我が國土と國民　神話によると我が國土は、伊弉諾・伊弉冉二柱の尊の生み給うたもので、我が國土と國民とは同胞の關係にある。この語事は、國民的信念となつて傳はり、我等が國土・草木を愛するのも、この同胞としての親和の念からである。かくて國土は、國民と生命の源を同じうし、我が國柄に育まれて、益々豐かに萬物を養ひ、ともに大君に仕へ奉つてゐる。萬葉集の柿本人麿の歌の一節に、

疊はる　青垣山　山祇の　奉る御調と　春べは　花かざしもち　秋立てば　黄葉かざせり　ゆきそふ　川の神も　大御食に　仕へ奉ると　上つ瀬に　鵜川を立て　下つ瀬に　小網さし渡し　山川も　依りて仕ふる　神の御代かも

とある。この歌を誦む者は、國民も國土も一つ心になつて、天皇に仕へまつるといふ、我が國古來の心を知ることが出來るであらう。國民はかゝる心を以て、國土や自然と親しみ、その中に生活しつゝ絶えず發展して來たのである。而してまたこの信念ゆゑに肇國以來三千年、未だ尺土をも他國に浸されたことなく、寸土をも外國に蹂躙されたことのない、世界に唯一の國となつたのである。

かうした國民に、國家的意識の薄弱なことも、また已むを得ないであらう。

しかしまた、一民族一國家が、必ずしも強盛になるとは限らない。ヘブライ人は強い特徴を持つ民族ではあるが、國民としては遂に失敗した。紀元前二千年の昔、メソポタミヤの郷土を離れてパレスチナに移り、後にエジプトに移住するなど、一定の國土を持たなかつた。その後、エジプト人の迫害をうけて始めて自覺し、再びパレスチナの地に歸つて定著した。かくてダビデ王のとき、エルサレムの新都を建設して、黄金時代を現出した。しかし彼の死後、國内に爭亂が續き、イスラエルとユダヤとに分裂して、遂に他國の支配をうけ、今日では祖國のない流浪の民族となつた。また現在の蒙古民族は、その居住地域が餘りに廣漠で、且つ遊牧を業としてゐるために、民族的結合の觀念も十分行き亙つてをらず、隨つて歐亞兩大陸に跨つて建設した昔日の大國の面影は、今は見られない。

新興ドイツは「一民族一國家」の標語の下に鞏い結合を圖つて、今日驚異的な興隆を見た。蓋し一民族が、一定地域と堅く結んだ時に、その國家的團結は極めて強いものとなる。國土と國民とが肇國以來、固く結びついてゐる我が國の如き國家は、人爲作

きは數十の民族を含んでゐる場合もあるので、その結合は必ずしも堅くはない。例へばフイリツピンには、三十種の民族が數へられ、全島嶼を合すれば、七十餘種族にも分類されるといふ。また舊蘭領東印度にも、四十餘種の民族があるといはれ、馬來半島もまた人種展覽會場の觀があるといはれる。かうした多種多樣の民族の間に於ては、一國家となるのに必要な、鞏固な團結は容易に結成され難い。

何事にも世界第一を誇りたがつた米國は、人種の複雜なことに於ても世界第一である。北米合衆國には三十五の異民族が雜居し、日常の會話は五十四の異なる言葉で語られ、その母國を偲んで組織する各國人の會は、三百種を遙に超してゐるといはれる。而して國內で發行されてゐる週刊・月刊の雜誌は、五十八の異なつた言語に分類され、每日の新聞も三十一の違つた言葉で編輯されてゐる。ニユーヨークは、世界で最も多くユダヤ人の住む都會であり、ベルリンを除いては世界第一のドイツ人都市であり、ローマを除いては世界第一のイタリヤ人都市であり、ワルシヤワを除いては世界第一のポーランド人都市であるといふ。最近の國勢調査によると一億三千萬の國民中、アングロサクソン系の國民は、遂に五十%以下に切り下げられてゐる。

望される。遊子が最も心を傷めるものは、母の悲しみである。笑つて子弟を送る母の心構をもつだけでなく、女性自らも赴くだけの覺悟が望ましい。

第四節　隣保協和

要項　血緣ト地緣トハ、古來我ガ國ニ於ケル家ト家トノ結合ノ基本ニシテ、血緣ニヨル家ト家トノ親和ノ實ヲ移シテ、地緣ニヨル隣保ニ及ボシ、延イテハ國家的結合ヲ家族的ナラシムルトコロニ、家ノ日本的性格ノ存スル所以ヲ認識セシメ、隣保協和ノ實ヲ擧ゲシム。

㈠血緣と地緣　人の集團には、血緣によるものと、住む土地を同じうすることによつて生ずるもの即ち地緣によるものとがある。前者の最大なものは民族であつて、後者のそれは國家である。

現代の國家は、主權と領土と國民とから成るが、中でも領土を重大視して、一定の區域を劃定し、この中に住む人々を國民としてゐる。隨つて一國内に數民族を、甚だし

彼のこの歌を聞いた一座の者は、定めて己が家庭の愛に、目覺めたことであらう。凡べての男性が、かうした心情になるとき、悉くの家に繁榮の春が來る。それにつけても、主婦たる者は特に意をこゝに致して、家庭和樂の中心たるべく、「それその母も」といはれるやうに、心掛けたいものである。

㈣積極的な和樂　我が國の家は、實に生活の保溫床であり、人生の安息所である。しかしこの溫床の溫かさに甘えては、徒らに溫情に狃れ、依賴に過ぎて、自ら獨立する氣力を失ひ、或は長上の力に寄食するが如き子弟となり易い。世界に誇るべき家の制度と家の生活とがあるために、獨立雄飛の氣風を萎縮せしめたり、或は早くから隱退して、餘世を送るが如き弊に陷つては、餘りに見苦しい。

東亞共榮の大業は、我が國民が指導率先するところに、始めて可能となる。この秋に當つては、家風も和合も、凡べて積極的進取的であつてほしい。長男は大陸に分村し、次男も南方に移住し、老翁一人故山を守つてゐるとしても、心だに一つに通ひ合へば儼たる一家の協同であり、完全な一家の和合である。戀々たる小兒的な和合のみが、一家の和樂であると思ひ誤つてはならない。このためには、女性の理解が最も要

多い所に、不健全な娯樂の榮え易い所以がこゝにある。我が國に於ては從來營利的な娯樂機關も少く、またそれに對する人々の關心も薄く、國民は主として室內娯樂を求めてゐた。それは、國民が家の生活に重きを置き、和氣靄々とした家の中に、眞の樂しみを見出してゐたからである。

㈢和樂と家の繁榮

かやうに人の活動力の源泉は、一家の和樂にある。一家の人人が互に信賴し、敬愛の誠を以て一體となり、各々その分に勵精するところに、一家の繁榮がある。昔から「笑ふ門に福來る」とか、またこれを消極的に見て「六親不和なれば三寶の加護なし」といつてゐるのもそれである。精神的、德義的方面に病魔が浸入して、一家の和が缺け易くなつたらば、最早やその家の繁榮は望まれない。一家の和合は絕大の富であつて、經濟上の富貴の如きは、これに比しては、物の數ではない。

憶良らは今は罷らむ子泣くらむそれその母も吾を待つらむぞ

この歌は、山上憶良が宴會から退出する時に、聲高らかに歌つて歸へつたものである。彼は一片の感傷詩人ではない。大寶元年遣唐少錄となつて入唐し、新知識を得て歸朝して、從五位下伯耆守に任ぜられ、のち筑前守に任官した程の當時の新人である。

それは荊棘の座であつて、日々の生活も砂をかむ如く味氣なく、人世最大の不幸と寂寥とを嘆ずるであらう。

㈢和樂と活動力　社會は決して、美しく和やかなことのみではない。殊に利害を基として相接觸してゐる對人關係に於ては、處世意の如くならない場合の方が多い。それ故にこの世を「浮世」とも「憂き世」ともいつてゐる。かやうな社會に終日働く者は、心身も疲勞し氣持も穩かではないが、「むつとして歸へれば門に柳かな」といふ句の如く、夕靄の靜かに迫る頃、我が家へ歸へり、その和やかな團欒の人となると、一日の勞苦も自ら消え去つて終ふ。和氣靄々たる家庭の氣風は、日々人々の氣分を爽にし、これに新たなる生氣を與へて、翌日の活力を吹き込む。

一日の活動に疲れ切つた心は、魂の安息所を目指して歸へる。かやうな安息所となるべき家のない者は、また家はあつても和樂のない冷い家に住む者は、止むなく慰安を巷に求めて逍遙する。しかし街頭の營利的な娛樂によつて、人は內心の安定を求め得ない。そこは、人々の弱點に乘じて營利を貪る、より醜惡な「憂き世」でしかないからである。荒んだ家から不良な子女を出し、眞に家の和樂を味はひ得ない人々の

それは親子の間には互に親しみ、互に信頼するといふ自然の姿に歸ることが、最も容易であるからである。

家の生活に於て精神的の和合がなければ、如何に近親者の協同生活であつても、それは合宿であり、寄宿舍であるに過ぎない。かゝる合宿や寄宿舍では、人々の内心の安定を求め得ない。然るにこの精神的合一の行はれるところには、必ず心からなる慰安と和樂とが湧く。隔意のあるところでは、親しげに談話を交換し、食事を共にするとしても、眞に内心の慰安となるものを求め得ない。如何に好遇されても、他家にあつては窮屈を感じ、如何に貧しくても、我が家ほど樂しいものはない。橘曙覽は

たのしみは妻子睦まじくうち集ひ頭並べて物を食ふ時

たのしみは稀に魚煮て兒等皆が甘し〳〵といひて食ふ時

たのしみは常に好める燒豆腐甘く煮立てて食はせける時

と歌つてゐる。魚肉は年に何回と數へるほどしか買へず、せい〳〵燒豆腐ぐらゐが上等の御馳走といふ貧しいくらしであつたとしても、一家團欒の樂しみは特別である。たとへ金殿玉樓に、錦衣美食に飽いてゐても、一家に和樂合一がなかつたならば、

㈠一家和樂の源泉　一家和樂の根本的な根源は、家族員間に於ける心的統合、即ち心と心とが和合し、出來るだけ人格的に一體化することにある。例へば、婚姻に於て始めは打算的な動機を多分にもつてゐたとしても、日常生活に於て互に親しみを以て相接して行くならば、自然と理解も深まり、強い和合一致を形成することが出來る。かやうな場合は、最初外形的・假裝的であつた家の生活が、夫婦の態度によつて家らしい眞の家の生活となつたのである。これに反して夫婦が互に我執(かしゆう)に囚はれ、相手方を信頼せず、常に我を是として他を非とする態度を取る場合には、平和であるべき家の中にも、絶えず風波が起り易くなる。かゝる風波を防ぐ唯一の防波堤は、相互の和合信頼以外にはない。また親子の間に於ても同樣である。元來親子は自然的に強く一體化してをり、親はその子を何ものにも換へ難きものとして愛護し、子はその親を他の如何なるものよりも愛慕し、二者は感情の上では、全く離れることの出來ないものとなつてゐる。しかしかやうに合一化の強い親子の間に於ても、我執の念がそれらの者に强まる場合には、世にも見苦しい場面を惹起し易い。勿論親子の場合に於ては、かやうな場面があつたとしても、やがて本然の感情融和を取り戻すであらう。

道を知りて行はざれば知らざるに同じ。

とあるのが、それである。「大學」の三綱領・八條目、その思索は精で、その道理は昔ながらに變りはないが、實行せられなければ、畢竟古書の空文に過ぎない。「中庸」に「禮儀三百、威儀三千、其の人を待ちて後に行はる」とある。　支那三千年の歴史を通觀すると、名敎徒らに殘存して、その實踐の容易でないことに、無量の感慨を起さずにはゐられない。幸にも我が國には、國の生活に合體すべき家の生活がある。　我等はその子弟鍊成のために、德性涵養・道義實踐の場たるべき家の本分を、十分に活かし得る家風を作興するやう努めなければならない。

第三節　一和家樂

要項　家生活ハ國家活動ノ源泉ニシテ、道義ニ基ヅク家生活ノ實踐ハ、自カラ之ヲ和樂ナラシム。　勤勞ト規律トヲ和スルニ寛ギヲ以テシ、一家團欒ノ樂ミヲ偕ニスルコトハ、更ニ豊カナル生活力ニ培フ所以ナリ。

つて、大國民たる者の襟度も、かやうな心構の中に養はれる。しかしこれらの剛直と傲岸、謙讓と卑屈などの差は、到つて機微なものであるから、日常の實踐によつて、その機微なるところを體得するより外はない。そのためには、家庭の如き情味の豊かな集團の中に於て、よく錬成するのが最も適當である。

㈣**道義と實踐**　日に新に、日に〳〵新となるのは、文明の世の姿である。今や學術の發達は目ざましく、その成果は、産業に交通に國防に、その他あらゆる方面に應用されて、驚くべき力を發揮してゐる。人智の進歩は、實に止るところがない。

しかし人の人たる所以のものは、その德性にある。德性の伴なはない智性は、奸智であつて、世に害毒を流すのみである。近時、教育施設の完備に伴なつて、德性指導にも大いに力が注がれてゐる。隨つて德性が如何なるものであるかについては、論議も重ねられてをり、可なりよく知られてゐる。けれども德は知るだけでは、單なる知識に過ぎない。實踐することによつて、始めて德たり得るものである。貝原益軒の大和俗訓に、

人生れて學ばざれば生まれざるに同じ。學んで道を知らざれば學ばざるに同じ。

しく服膺すべきところである。殊に父母の躾がよく行屆いて、女子の禮儀作法のわざとらしくない家庭は、まことに奥ゆかしいものである。

(四)謙讓　己はへりくだつて、人を先にする慎しい心構は、すでに敬の第一歩であり、禮儀の本質である。凡そ世に地位ある者が地位を誇り、富める者が富を誇り、才ある者が才を誇る程、見苦しいことはない。得意・長所とするところを人に誇り、尊大に振舞ふのは、品性の劣つた者のすることであり、またその者の向上の行きどまりである。「自慢・高慢・馬鹿のうち」といふ俗諺は、まことに穿つたものであつて「實のるほど頭の垂れる稲穂かな」であつてほしい

たかぶることは自己の、人格を下げるのみでなく、人々の嫌悪(きらいにくむ)と反感とをそゝつて、相互の間の調和を害ふ。周圍の人々と協同生活をしてゐる限り、我等はあくまで、謙讓の美徳を守らなければならない。しかし謙讓は卑屈ではない。自己の理想や實力を、わざと隱すが如き消極的のものでもない。大いに才能を振つても、これを誇るが如き態度が微塵もなければ、完全な謙讓である。たとへ人と議論を戦はしても、先方の言ひ分をよく聽く謙讓の心持と、寛大な態度とがあれば、やがて和を致すのであ

及ぼすやう心掛くべきである。

(三) 禮節　親しい間柄では、親愛に狃れて、序を破り勝ちである。「親しき仲にも禮儀あり」とは、このことを誡めたものである。　人間生活に禮節がなければ、禽獸のそれと選ぶところがない。　禮記に「凡そ人の人たる所以のものは禮儀にあり」といひ、貝原益軒の五常訓にも「凡そ禮あるを以て人とす。　もし禮なければ人の法すたり、鳥獸に同じくなりて人道たたず。」と訓へてあるのも、これがためである。

東方の君子國と謳はれた我が國は、昔から禮儀を重んずる國である。　その後儒教思想を取入れてからは、禮節は五常の一として、國民の生活中に重く實踐せられた。殊に武家時代に於ては、仁義禮節を尙ぶことが深く、武藝の道場に於ても、第一に重んぜられたものは、この禮儀作法であつた。　隨つて家に於ける子女の教養のためにも、それが強く要望せられ、茶湯・生華などの道に於て、禮法が重んぜられたのはいふまでもなく、遂には禮法自體が一つの教科目となるに至つた。

明治天皇は軍人に賜はりたる勅諭の中に、忠節の本分に次いで「軍人は禮儀を正しくすべし」とお諭しあそばされた。　この聖訓はひとり軍人のみではなく、國民のひと

㈢家の序の維持　家族員間の序を維持し、健全な家を建設するに必要な、楔となる家の道義には種々あるが、敬愛・親和・禮節・謙讓の諸徳が特に大切である。

(一) 敬愛　分を守り序を保つことは、あらゆる集團生活に於て必要である。而してこれは、長を敬し幼を愛する敬愛の至情によつて、更に潤を増して來る。この敬愛の至純なものは、親子・夫婦及び兄弟等の間に見られる。それ故に敬愛の誠の裡に、分を果たし序を守る家は興り、かゝる集團は榮え、その國は發展する。孟子に「吾が老を老として以て人の老に及ぼし、吾が幼を幼として以て人の幼に及ぼさば、天下を掌に運らすべし。」とあるのは、このことである。

(二) 親和　全體は部分が、漫然と集合したものではない。各部分がその分を盡して調和を保つところに、完全な全體が成立する。家に於ても家人各自が分を守り、敬愛の中に序に從つて和合するところに、眞の家が興り、その機能がよく發揮される。「血は水よりも濃し」との譬のとほり、血縁に繋る家は、自然に最も鞏固な親和に結ばれる。幸にして我が國民性は、大和を以て一つの特性としてゐる。我等は家に於て親和の家風を樹立し、これを國家に擴充して、一億總親和の實を擧げ、更に世界の和に

の天分を伸ばさしめ、また妻は貞淑に内助の功を積むことを忘れてはならない。かくてこそ家風を振起し、以て祖先に應へ國家に貢献することが出來る。

(三) 兄弟姉妹　兄弟は幹を同じうする枝の如く、同じ親からの分身である。同じ懐に、同じ乳房で育てられ、毎日喜憂を分つて成長した者である。されば互に長幼の序を守つて、友愛の至情を盡くして和合すべきである。長じて東西所を異にし、境遇を別にするやうになつてから、互に扶け勵まし合つて、相互の繁榮に盡くしあつてゐるのは、他の目にも羨ましいものである。「兄弟牆に鬩ぐとも、外その侮を禦ぐ」とは詩經にある有名な句であり、「兄弟三人、鬼をも拉ぐ」とは我が俗諺であるが、こゝに友愛の美と强さとがある。

しかし常に心してゐなければ、世の嗤笑を招き、川柳の種とされる場合も屢々起きる。「兄弟を忘るる程にときめきて」くれるのは、忘れられても心窃かに嬉しいことであるが、「泣く〳〵もよい方をとる形見わけ」に至つては、人間の悲劇である、私欲ほど恐るべく厭ふべきはない。「兄弟は他人の始め」と嘆じ、血で血を洗ふ反目を來たして家名を傷つけ、父祖を辱しめるが如きは、かへす〴〵もあさましいことである。

女ありて然る後に夫婦あり、夫婦ありて然る後に父子あり。」とある如く、家といひ血統といふも、その元は皆夫婦にある。親子兄弟などの關係が生ずることも、血統が永續することも、夫婦がなくては望まれない。隨つて家に於ては、親子の道と同様に、夫婦の道義も嚴(おごそか)でなければならない。

抑々夫婦の關係は、婚姻によつて成立する。而して婚姻の第一歩は、配偶者の選擇に始まる。配偶者選定の如何は、子孫の運命を左右し、一身一家の禍福を定める大事であるから、昔から特に愼重になされてゐる。即ち一時の感情に走り、身分に泥(なず)み、迷信に囚はれるが如きことなく、先づ相手の人格・趣味などを見極め、血統や健康状態などを調べるとともに、父母・兄姉や先輩長上の圓熟した意見をも尊重し、悔を將來に殘さぬやうに萬全を期しつゝある。なほこの心構の下に、政府や指導團體の指針に顧みて、時宜(じぎ)を誤らないやう心掛けることも必要である。

夫婦の協同生活は、自己の生活を享樂することを目標とするものではなく、家を齊へて國に寄與することを目的とするものである。男女は自ら天性を異にするから、夫は外を治め妻は内を守り、各々その分を盡くして互に協力し、夫は妻に母性として

しかるに近代、社會機構や經濟組織の變化するに伴なつて、親子が別居する傾向が多くなつた。この傾向は特に都市に於て甚だしい　筆者が大正九年の國勢調査票寫によつて調べたところによると、二十歳以上の男の子をもつ親であつて、その子と同居してゐる者は、農業・水産業等にあつては一〇〇%、商工業・交通業にあつては三九%、自由業及びその他にあつては三〇%となつてゐる。これらは種々な原因に基づくものであつて、強ち親を思ふ心の薄らいだ結果と見るべきではないが、別居の傾向が都市に於て強いことは爭はれない。この上は、たとへ同居相見る機會が乏しからうとも、定省の誠を致し、子は常に至情を以て親の安泰を祈り、老後の親に孝養を怠つてはならない。孔子家語にある

樹靜まらんと欲すれども風停まず、子養はんと欲すれども親は待たず。往いて來らざるものは年なり、再び見るべからざるものは親なり。

とのいはゆる「風樹の嘆」を心に銘すべきである。

(二) 夫婦　人倫は縱に見れば親子を本とするが、横に眺めるならば夫婦が基である。支那の古典に「天地ありて然る後に萬物あり、萬物ありて然る後に男女あり。男

この尊い親心も、ともすれば盲目の愛に陥り易い。愛するがために、子供を害ふことがあつてはならぬ。元來我が子は、我等のみの子ではない。父祖傳來の我が家の子であるとともに、天皇の「おほみたから」である。随つて親が我が子を有爲の士に育て上げることは、子に對する愛情の發露であるのみでなく、また父祖に對し、大君に對し奉つる重大な責務である。されば親をして子に對する愛の眞情を盡くさしめ、また親の責務を容易ならしめるために、民法は親に對して親權を與へてゐる。この親權は、親が單に個人的に任意に行ひ得る權利ではなく、子を保護し、親の義務を行ふために、國家から認められてゐる權利である。いはゞ第二の國民を養成すべき者に、その責務を行はしめるために許されてゐる權利である。

また子が親を思ふ心も、單に育てられたが故ばかりでもなければ、愛せられたがためばかりでもない。親に對する孝養を功利的に見たり、相對的に考へたりするのは、個人主義的思想の現れであり、自利を主とする交換の思想の轉用である。我が國に於けるそれらの道は、子としてやむにやまれぬ自らの道であり、國民としての絶對的な道德である。

とが一致せず、寧ろ個人主義・利己主義に走り易い。歐米人の思想が、我等のそれと異なるところのあるのは、これにもまた原因してゐる。

㈢家に於ける人の序　家長を中心として親子・夫婦・兄弟などが序を正して、親しく結び合つてゐるのが家である。父父たり、子子たるの分を通じて家に奉仕し、互に親和して行くところに、健全な家風が樹立される。今この家族員間の序と、それから生れ出る道義とについて考察しよう。

㈠親子　「燒野の雉子、夜の鶴」と昔からたとへられたやうに、子を思ふ親の情は本能に近い。その深さは次の歌の示す如く、昔も今も變りがない。

銀も金も玉もなにせむにまされる寶子にしかめやも　山上憶良

人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道に惑ひぬるかな　藤原兼輔

世の中に思あれども子を戀ふる思にまさる思なきかな　紀貫之

物いはぬ四方の獸すらだにも哀れなるかなや親の子を思ふ　源實朝

這へば立て立てば歩めの親心我により來る年は忘れて　讀人不詳

而してかうした子愛の情は、親の一生を通し、子の年齢の如何を問はない。

とほめて禮儀の本をくらまし、或は兄弟並居たる時は、彼は我子にあらず是は我子也などとたはぶれて、其子のあらそひねたむ心を引うごかし、又はよき食物衣類など手に持つて、與へんか與へまじきかなどいひて、貪慾の心根をおこさせ、或は其子にさかふ事有て泣さけぶ時は、子は道理をつけて、かれをたゝきしからんなどいひすかして人に恨をむくひ打たゝかふ心さしおこさしめ、或はむざとたぶらかして、人を欺きうそをいふ事を知らしめ、又はおそろしきつくり事をいひ、たはぶれおどして、物におそれ臆病の根を引うごかす。痛しきかな。かくのごとく覺えずしらずして子の惡念をいざなひ、如意寶珠（ふしぎなたからもの）たる本心をうばひくらます事をしらず、少し成長してよからぬ業立居ふるまひなどのあれば、むごく打たゝき追ひすくめて、父母めのとの身をあしくもち、あしく養ひたる咎なる事をかへり見ず、只其子の咎とのみ思へり

とあることとは、今も昔も同じである。かりそめの戯れにも、かやうな悪影響がある。況んや家庭が亂れ荒び、道義の行はれないものであつたならば、恐るべき結果を招ねくであらう。また國と家との繫のない國家に於ては、家の教ふるところと國の要求

要項　家長ヲ中心トシテ親子・夫婦・兄弟ノ序ヲ正シクスルコトハ、家生活ノ根本ナリ。家人相互ニ敬愛ノ情ヲ盡クシ、親和ノ間ニ禮節ヲ忘レズ、相互ニ謙讓シテ、協力奉公ノ實踐ニ力メテ、家生活ヲ健全ナラシメ、此ノ間健全ナル國家ノ基礎ヲ確立ス。

㈠家庭と道德　家のもつ道德涵養の機能については、既に學んだ。即ち家はそれ自體が集團であるから、その中で集團生活の道義が錬成されるが、更に家族員は家の外の者に對して連帶責任をもつ關係上、反社會的行爲を互に愼しむ。これが家の德性涵養の機能であり、使命の一つである。

然しながら、親しい者の間のみに起る弱點もある。即ち動もすれば、長者は溺愛に流れて子弟の躾を忽にし、子女は恩愛に狃れて、長上の指導を遵奉しない家庭も往々にしてある。天和から享保時代に、盛んに讀まれた「女家訓」の中卷に、

寵愛に溺れて何事もその子の氣隨にまかせて、ほしいまゝにふけるやうにもてなし、立居ふるまひなどの賤しく、そこつにして身がちなるしわざをすれば、利根なり

美しい祈りがあらう。　吉田松陰が獄中から、妹に與へた書翰の一節を以て、我等が受けた教訓としよう。

……さて肝要は、元祖以下代々の祖先を敬ふべし。　祖先を忽にすれば、其の家必ず衰ふるものなり。　先祖の御蔭と申すことを、寢ても覺めても忘るゝことなく、その祥月命日には、先祖のことを思ひ出し、身を潔く體を清め、これを祭り奉りなどすべし。　また一事を行ふにも、先祖に告げ奉りて後、行ふやうにすべし。　されば自ら邪事なく、する事なす事皆道理に叶ひて、その家自ら繁昌するものなり。　若しこの心得なく、己が心まかせに吾儘を働きなば、いかで其の家衰微せざらんや。　聖人の教は、死去りて世に居給はぬ親先祖に事ふること、現在の親祖父に事ふる如くすべしとあり。　今親祖父現在し給はば、何事も思召を伺つてこそ行ふべきに、世に居給はぬとて、先祖の御心をも察し奉らず、吾儘ばかり働くは、これ先祖を死せりとすと申す。　勿體なきことどもなり。……

第二節　敬愛　親和　禮節　謙讓

更に祭祀の本義は、神前に於ける行事だけで終るものではない。日常の生活にあつても、ひたすら神慮を畏み、その奉體に努むべきである。政教にたづさはる者は勿論、我が國民たるものは、如何なる職業に從事する場合と雖も、敬神の本義に徹して、己を虚しうし神意奉體の誠を致さなければならない。祭祀に於ける沒我歸一の精神こそは、我が國民をして一心同體たらしめる基である。

㈤**家に於ける祭祀**　我が國の家庭では、神棚に皇祖天照大神を祀り、祭壇に祖先の靈位を祀る。朝起きると直ぐに、手を洗ひ口を淨めて、先づ神佛を禮拜する。四季の果物・穀物などもその初穗を捧げ、到來物も先づ神佛に供へて後に、初めて口にする。一日を無事に終つたといつては、燈明を掲げて心からなる感謝をこめて額づく。これが古くから傳はつてゐる我が國の慣であり、まことに美しい報本反始の現れである。勿論宗教に似たところはあるが、宗教ではない。我等は生ける父祖に仕へる氣持をもつて、曾つては現身であつたこれらの神々や、父祖を齋き祀るのである。懷しいが故に慕ひ、尊いが故に敬ふ人間本來の至情以外に、何等の作爲もなければわざとらしさもない。神人ともに和ぎ睦ぶ、一如の美しさである。世界の何處に、かやうな

の天の八重雲を吹き放つ事の如く……（中略）……遺る罪は在らじと、祓ひ給へ清め給ふ。

とある如く、祓の精神は、清明にして嚴肅雄大なものである。次に神饌を供し拜禮を行ふは、人間自然の情に基づく。元來我が國の神は我等の御祖であり、祭祀は恰も子の親に對する孝敬の至情と聊も異るところはない。祝詞は神德を稱へまつるのが主であつて、それに感謝と祈願とが述べられてゐる。また神前に奉賽を致すのも、我等の誠を現はすゆかしい感謝のてぶりである。

かやうに我が國の敬神崇祖は、國民道德であつて、その行事も道德に於ける作法に類するもので、宗教的な祈りの行事ではない。然るに世の中には、往々にして神を祀るにも、宗教上の儀禮に倣ひ、甚しきは迷信に囚はれる者さへある。固よりこれらの陋習や弊害を伴なふが如き誤つた行爲は、速に廢棄すべきである。しかし形式であるといふ故を以て、祭祀の行事を捨てゝ、却つてその精神を見失ふが如きことがあつては、本末をあやまるものである　我等が皇國民としての錬成に資するには、その大精神を顯現する行事に、進んで參加して惟神の精髓に觸れることが望ましい。

ゐる神への奉仕であつて、いはば國民道德の實踐である。これはなほ、祭祀の行事を見ても明らかに知られる。

㈣**祭祀行事**　敬神崇祖の誠を表はすに、祭祀の行事がある。祭祀は古語にいふイハヒ・マツル、またはイツキ・マツルである。齋は忌の意であつて、諸々の惡や穢を忌み愼しむこと即ち敬愼である。マツルは隨順の意であつて、神に從順に服事することをいふ　即ち祭祀は穢を祓つて誠を致し、神に近づき神意を體し、私を去つて公に合し、我を沒して家と國とに歸することである。

しかしこの精神を示すには、形式を以てしなければ滿足し難い　それ故に古來、祭祀には多くの行事が伴なつてゐる。祭祀の儀式では齋戒・祓禊を行ひ、神饌を供し、祝詞を奏し、拜禮を行ひ、神饌を撤するのを以て骨子とする。齋戒祓禊は心身の罪穢を清める大切な行事であつて、明かき心に生き、生命を躍進せしめるためのものである。蓋し神を祀るには、己に執し利を圖る黑き心を去り、心身ともに清淨潔白でなければならない。　大祓の詞に

皇御孫の今の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪といふ罪は在らじと、科戸の風

苟も日本人の住む所には必ず神社がある。これら神社の祭神は、皇祖皇宗を始め奉り、皇運扶翼の大業に參じた我等の祖先の神靈である。この神靈を拜きまつる國民は、祭祀を通して我が肇國の大御心を奉體し、私を捨てて君國に奉ずる覺悟を固うするのである。敬神は實に　天皇に歸一し奉る精神であつて、崇祖は　天皇に仕へまつた祖先の心を、我が心とすることである。こゝに敬神と崇祖とは相合致して、忠孝一本の道となる。されば臣民の敬神崇祖は、宮中の御奉齋とその精神を同じうしてゐるものであり、天皇は祭祀によつて彌〻君德を篤くし給ひ、臣民はそれによつて益〻臣節を磨くのである。

これを西洋の神に對する信仰と比較すると、その間に大なる相違がある。歐米の神話傳説にも多くの神々が語られてゐるが、それは肇國に繫がる國家的な神ではなく、また國土・國民の生みの親、育ての親としての神でもない。たゞ單なる宗教上の神であるか、または現在の人々の心の中に生きてゐない過去の傳説上の神たるに過ぎない。然るに我が國の神に對する崇敬は、肇國の精神に基づく國民的の信念であつて、天國や彼岸を求める觀念的な神の信仰ではない。それは國民生活の中に生きて

はせ給ふ大御心を拜することが出來る。

かくて　天皇は、祭祀によつて祖宗と御一體とならせられて、その御遺訓を紹述し給ひ、以て肇國の大義と臣民の履踐すべき大道とを明らかにし給ふのである。隨つて我等臣民が神祇をいつきまつるのも、大政を翼賛し奉るのも、ひとしく　天皇に仕へまつる所以のものであつて、その眞心に於て一である。こゝに於て祖宗の御遺訓を奉體して皇運を扶翼し奉るのは、これ忠良なる臣民として生きる道であり、同時に神慮に副ひまつることになる。我が國の教育と學問とが、無窮の皇運を扶翼するのを以て、その本義としてゐるのは、教育に關する勅語を始めとして、その他の聖訓によつたものである。されば教育と學問とは、大御心に應へまつる道であつて、祭政一致はまた祭政教の一致ともなる。徳川光圀の大日本史の神祇志に

夫れ祭祀は政教の本づく所。敬神崇祖・孝敬の義、天下に達す。凡百の制度も亦是に由つて立つ。

とあるのは、祭政教が根本に於て一致する我が國の特色を、よく明らかにしてゐる。

㈢敬神崇祖　我が國民は敬神の念篤く、町であれ村であれ、或は外地に於てであれ、

ふのである。これ　天皇が現御神に在します所以であつて、また祭政教一致の根源である。

即ち　天皇は、恒例及び臨時の祭祀を、極めて嚴肅に執り行はせられる。この祭祀は　天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈を御祀りあそばされる重要な祭祀であつて、これによつて　天皇は彌々皇祖皇宗と御一體とならせられて、國民の慶福、國家の繁榮を祈らせ給ふのである。かくて皇室に於かせられては、祭は神明崇敬であり、政は蒼生の愛撫である。まことに敬神と愛民とは、歴代　天皇の有難き大御心である。神ながら御代しろしめし給ふ大御業は、皇祖皇宗に對し奉りては敬神となり、その大御心を體し給ふ政治は愛民となり、御親祭と御親政とはその精神に於て一である。明治天皇の御製に

　神風の伊勢の宮居の事をまづ今年も物の始にぞきく

と仰せられてあるのは、新年の政始の御儀に御歌ひあそばされたものであつて、この御儀には總理大臣が、先づ「前年中、神宮の祭祀の御滯りなく奉仕せられたる旨」を奏上すると洩れ承つてゐる。こゝにも我が政治の最も重要なものとして、祭祀をみそな

吾は則ち天つ神籬及び天つ磐境を起し樹てて、當に吾が孫の爲に齋ひ奉らむ。汝天兒屋命・太玉命、宣しく天つ神籬を持ちて葦原の中つ國に降り、亦吾が孫の爲に齋ひ奉れ。

とある。かやうに我が國祭祀の起源は、皇位並びに國家を擁護し、皇國無窮の發展を望ませ給ふ天つ神の御心に對し、後嗣たる御子孫が神德を感謝し、神意を奉體し給ふ大孝の御心に出づるものである。

㈢**祭政敎一致**　皇祖天照大神は、皇孫を我が中つ國に降臨せしめ給ふに際し、神鏡奉齋の詔を下し給うて

此れの鏡は、專ら我が御魂として吾が前を拜くが如、いつきまつれ。

と仰せ給うた。即ち御鏡は大神の御靈代として皇孫に授けられ、歷代の天皇は詔のまに〳〵これを承繼がせられて、いつきまつり給ふのである。歷代の天皇がこの御鏡を承けさせ給ふことは、常に皇祖大神とともにあらせられる大御心であつて、即ち大神は御鏡とともに、今にましますのである。天皇は常に御鏡をいつきまつり給ひ、大神の御心をもつて御心とし、大神と御一體とならせられて、我が國を統治し給

此の時、伊邪那伎命大いに歡喜して詔りたまはく、吾は子を生み生みて、生みの終に三はしらの貴子を得たり。即ち其の御頸珠の玉の緒をゆらに、取りゆらかして天照大御神に賜ひ、汝が命は高天原を知しめせと詔りたまひて、事依さしたまひき。故、其の御頸珠の名を御倉板擧神と謂ふ。

とある。本居宣長は「こは御祖の神の賜ひし重き御寶として、天照大御神の御倉に藏め、その棚の上に安置し奉りて崇き祭りたまひし故の御名なるべし。」と解釋した。謹しみて按ずるに、御頸珠の御下賜は神鏡の御下賜と同様に、御靈代であり、高天原統治の御璽であり、その御統治に當らせ給ふ大神並びにその御子孫を、佑護あそばされんとの大御心である。また大神が特にこれを神として奉齋し給うたのは、その御精神を奉體して、孝道を全うせられんとの御趣旨である。

三諸山の奉齋に就いては諸説があるが、要するに出雲經營の守護神の祭祀であって、國土鎭護の趣旨から出てゐる。神鏡奉齋は後に述べる如くであり、天つ神籬は、高皇産靈尊が天孫降臨に際して、天兒屋命・太玉命を召して、皇孫佑護・皇運扶翼のために携行せしめ給うたものである。日本書紀巻二の一書に

第一節　敬神崇祖

要項　敬神崇祖ハ祖孫一體ノ道ノ中樞タルベキモノナリ。敬神ハ實ニ　天皇ニ歸一シ奉ル所以、崇祖ハ　天皇ニ仕ヘマツレル祖先ヲ祀リ崇ブ所以ニシテ、敬神ト崇祖トハ相合致シテ忠孝一本ノ大道ヲ顯現スルモノナリ。從ツテ各戸必ズ神棚ヲ設ケテ日常禮拜ヲ怠ラズ、祭祀ヲ行事トシテ嚴肅ニ執行シ、敬神崇祖ノ精神ヲ具現セシムルヲ要ス。

㈠祭祀の起源　古事記や日本書紀の神代の巻に見ゆる神祇奉齋（かみをまつる）の記事中、主なるものを年代の順に擧ぐれば、御倉板擧神の奉齋、大國主神の三諸山奉齋、神鏡の奉齋、天つ神籬の奉齋などである。

御倉板擧神の奉齋は、史傳の上で最も古く、我が國の祭祀の一淵源である。古事記上巻に

とて盛とすべからず。貧賤なりとて衰とすべからず。

家の榮え衰ふるは、家法の正しくなるを盛とし、家風のすたるを衰とす。富貴なり

なものである。貝原益軒は

と訓へてゐる。我等はこの重大な意義をもつ家風を、祖先から受け繼いでゐるのであるから、これを擁護しこれを振興して、現代の子弟を訓育するとともに、更によりよき家風を樹立して子孫に傳へ、以て家と國とを繁榮させなければならない。

㈣**家風の振起**　修養によつて個人の人格が向上する如く、家長を中心に一家一體となつて、家風の振興に努力するならば、健全な家風の樹立もさして難事ではない。我等が家風の發揚に努めることは、國家的に、はたまた世界的に、重大な意義をもつてゐる我が國の使命を遂行することとなる。菅原道眞の母はその子道眞を諭して次の如く歌つた。

久方の月の桂を折るばかり家の風をも吹かしてしがな

我が國の女性は、誰しもこのやうな心構をもちたいものである。しかしそのためには、次節以下に示してあるやうな諸德が、實踐せられなければならない。

妻は夫と二人で一家を創設するのではなくて、夫の親または兄弟姉妹等の間に入つて、夫の屬する家の新らしい一員として、生活しなければならない。この場合、妻は「家の嫁」として夫の家の家風に同化し、その家風を維持するに適した者でなくてはならない。もしも婚家の家風に合はない者であるならば、婦人として如何程立派な者であり、また他家の嫁としては如何程よい資格を備へてゐる者であつても、「その家の嫁」たる資格を缺くこととなる。それ故に、個人としての婦人の人格に、難癖をつけることなく離婚するために、「家風に合はぬ」といふ理由が多く用ひられた。而してこの離婚理由に對しては、從來、他から抗辯することが出來なかつた。それは各家は特有な家風をもち、その家風は他家のものとは異なつて、その家に固有のものであり、これを守ることは、その家の人としての重大な責務であつて、これに從ひ得ない者は、その家にをることが許されないからである。

㈢ **家風の重要性**　家風は一家の傳統であり、代々の祖先の綜合的な意思の發現であつて、家の人々を同化する規範となるものである。されば人々の性格は、家風によつて規定せらるるところが多い。それ故に家風の健否は、國民の健否に關はる重大

とか、某家家法とかいふもののみを、念頭に置いて考へるからである。

元來家は縱にも橫にも、互に深く結び合つてゐる生活體である。ここでは親子・夫婦は、互に信賴する相手方に自己を捧げ、相手との間に生じ得る隔て心を除き、許される限りの一體化を求めんとしてゐる。隨つて外部の者から見れば、親も子も同樣な型の者となり、夫も妻も似通つた心の持主と見做されるやうになる。世間で「さすが親子だ、よく同じやうなことをいふ」とか、「あれは似た者夫婦だ」とかいはれるのは、このためである。かやうな同化作用は、同時代の者の間に、橫に行はれるだけではなく、縱の關係にも行はれる。現代の家族員は前世代の者によつて、また次ぎに生れ出る子弟は現在の家人によつて、同化訓育せられる。かくて各家每にその家の生活の型、即ち獨自な家風が生ずるのである。

㈢　**我が國の家風**　我が國の如く家を重んじ家名を尙ぶ國に於ては、殊に家風を重んずる。この家風を維持存續することが、家人の重要な務となつてゐる。このことは我が國の離婚の歷史を觀ると、最もよく理解される。我が國は離婚を最も容易に許す國といはれてゐるが、その離婚理由の多くは「家風に合はぬ」といふことである。

第二章　健全なる家風の樹立

要項　家風ハ家々ノ傳統ノ具體的表現ナルト共ニ、不斷ニ生成發展スベキモノナリ。家人ノ性格ハ家風ニヨリテ律セラルルコト大ニシテ、家人ノ、從ツテ國民ノ健全ナルカ否カハ、家風ノ如何ニ關カハル。家風ハ家ニヨリテ異ナルモノアリト雖モ、我ガ國ニ於ケル家ノ特質ニ鑑ミ、健全ナル家風ノ樹立ノ爲ニ、特ニ左記(左節)諸項ノ徹底ニツキ留意スルヲ要ス。

㈠**家風**　同一國民は共通の國民性をもちながらも、またその中に於てそれぞれ獨自の人柄をもつやうに、我が國の家は前に述べた如き共通の特質をもちながら、一家にはそれぞれ一家の家風がある。家風・家法・家憲などといへば、如何にも大家のものの如く考へる者があるかも知れないが、それは囚はれた考へ方であつて、何々家家憲

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ

と仰せ給うた。これは神武天皇が、大和橿原の地に都を奠め給ふに當つて下し給へる詔の中に、皇祖に應へ奉り「八紘を掩ひて宇と爲む」と宣ひ給うたのと同じ御心を、御示しあそばされたものと拜察することが出來る。八紘爲宇の大御心は四海一家の大道義であつて、萬邦得所の大理想と、その義を一にするものである。即ち東亞共榮・世界新秩序の大精神に外ならない。

而してこの精神の基づくところは、米英並びにその與國が自由の假面に隠れて行ふ不正不義の禍根を芟除して、世界に大和と誠とを顯現せしめ、各〻その所を得さしめる家の精神の擴充である。隨つて我が國の家の道を行ずることとは、世界新秩序の建設に參ずるの素地に培ふものである。我等はこの意義の重大性に鑑みて、我が國の家の優れたる特質を闡明するとともに、その使命の達成に大いに力を注がなければならない。

ぎ奉るところである。この聖旨こそ、萬民をして赤子とみそなはせ給ふ皇祖皇宗の、統治の最高御理想を示し給うたものである。

この世界的政治上の大理想は、語句の創始者たるべき支那に於ては、遂に一片の理論に終り、平等を稱へる歐米に於ては、利己主義と相俟つて似而非（えせ）なる均分主義に墮してしまつた。獨り我が國にのみ、この天下の公道が實在する所以のものは、自他一如の和の道が行ぜられる家の生活があるからである。我が國の家に行ぜられる和は、歐米に於けるものの如く、互に機會均等を主張する個人間の算術的な調和ではなく、全體の中に分を以て存在し、この分に應ずる行を通じて、よく一體を保つところの大和である。例へば身體の各部分のやうに、口は口、手は手としてそれぞれの分を通じてその特質を現し、以て身體なる一如の世界に和するのである。されば萬物得所の大公道は、我が國の如き自他一如の國家に於て、始めて實現される。老を扶け幼を養ひ、分に應じて奉仕し、必要に應じて享受する完全な互助・協同の行はれる我が國の家の世界的意義を、我等は强く自覺することが大切である。

(四) 八紘爲宇（はつこういう）　前に奉掲した三國同盟條約成立の詔書の最初に

誠は前に述べた清明心である。我が國民性の第一たる清明心は、私の穢(けがれ)を去つて、明かるく正しく生くる道であつて、誠と同じ心である。虚僞のない權謀(けんぼう)(たくらみ)のない、隨つて裏切りのない眞の家の生活こそは、誠そのものである。而してかくの如き家の生活の行はれてゐる我が國に於てこそ、眞の誠が永久に養はれるのであり、またかやうな家に於てこそ、眞に世界新秩序の建設に進むことの出來る確かな素地が養はれるのである。

㈢萬邦得所　昭和十五年九月二十七日、日獨伊三國同盟條約締結に際して賜つた詔書の一節に

惟フニ萬邦ヲシテ各〻其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ

と仰せられ、世界新秩序の方向をお諭しあそばされた。この萬邦をして所を得さしめ給ふ聖旨は、明治維新の大國是(こくぜ)(くにのほうしん)たる五ヶ條の御誓文の第三條に

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

と仰せ給うた大御心と同一であつて、古くは成務天皇の詔以來、歴代の詔勅に屢〻仰

てすべきことを諭し給うて

さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ　抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり　心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき

と仰せられた。實に誠は人心の根本、百行の源泉である。

かやうな誠は、古來我が國の神髓である。我が國は言行一致の國であり、言行一致は日本精神そのものである。即ち我が國に於ては、眞言は眞事である。惟神の道たる言靈の思想とはこれをいふ。行ひ得ない言葉は愼しんでこれを發しない。發する以上、は必ずこれに責任をもつ。この誠に滿ちた言葉が即ち言靈であつて、かゝる言葉が大きな働きをもち、限りなく強く、極みなく廣く通ずるのである。いはゆる「言靈の幸はふ國」といふのがこれである。このことは「神ながら言擧げせぬ國」といはれることと、決して矛盾しない。即ち眞に滿ちた眞の行の伴なふ「言靈の幸はふ國」であつて、虚妄・無責任な放言は、決して「言擧げせぬ國」である。宣傳にこれ努め、虚構が曝露しても恬として恥ぢない國とは、神ながらの古から既に異なつてゐる。

て、和の精神は家に於て長養せられ、國民性となつて現れてゐる。我が國民は、特有の家族制度の下に、親子・夫婦・兄弟等が相倚り相扶けて、和合團欒の集團生活を送つてゐる。即ち教育に關する勅語に御諭しになつてゐるとほりに、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」て送るのが、我が國民の日常の生活であり、神代からの皇國の道である。かくて祖孫の縱の和と、夫婦及び兄弟等の横の和とが相合して、渾然たる一體を形成し、家に於ては和の精神が最高度に現れてゐる。

(三)**誠**　古人は「至誠にして動かざる者は未だあらざるなり」と斷言し、「至誠は神に通ず」ともいつた。民族を異にし、國情を異にする多數の國家間に、眞の平和と新秩序とを齎らす基調となるものは、誠のみである。誠とは心にも行にも、露ばかりの僞を挾まぬ純眞な、ひたむきの心をいふ。正しいもの尊きものに向かつて、ひたぶるに邁進する純一無垢な眞面目の態度が、人の心の誠である。この誠が藝術に現れては美となり、道德の上では善となり、知識としては眞となる。眞善美は人の最高の理想であつて、それは誠の一德に出づる　畏くも　明治天皇は、陸海軍軍人に賜はりたる勅諭に、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五德をお示しあそばされ、これを貫くに一の誠心を以

㈠和　人類が有史以來、求め索めて息まないものは、和の世界である。しかし遂にこれが現世の穢土には得られないものとして、死後の彼岸に淨土を求めたのが、宗教である。然らば果して人生には、眞の平和は得られないものであらうか。否、我が國の家の精神こそ和の極致であつて、一切の宗教が欣求して息まぬ涅槃の境地である。

抑〻和の精神は、萬物が眞に融合するところに成り立つ。人々が飽くまで自己を主とし、私を主張する場合には、對立抗爭のみがあつて、和は生れない。利己本位の世界では、この對立抗爭を調整・緩和するための、協同や妥協や犧牲などはあつても、結局眞の和は存しない。かくて利己本位の社會には、億兆が億兆に對する闘爭があり、歴史はすべて闘爭の記錄となるのである。個人の生活充實を以て基調とする歐米の生活樣式が、和を以て根本の道とする我が國のそれと、本質に於て相違する所以は實にこゝにある。

和は、我が肇國の事實及び國史發展の跡を見るとき、到るところに見出される一貫した精神である。古來國名にまで、浦安の國とも大和の國とも名付けた程である。

固よりこれは、皇祖皇宗の大御心の示し給ふところではあるが、この大御心に基づい

この我が國に於ける家の特殊な機能は、ある指導者の意識的な企劃だけから出るものではなく、また義務として課せられた施設でもない。全く尊い國體を護らうとする固い信念が、その根柢に動いてゐる。而してこの自らなる眞心の致すところは、子女の心に絶對の信念として浸透(しんとう)(しみとほる)する。この家の機能は、他の國家の指導者によつて模倣されても、一朝一夕にその效果を擧げ得るものではない。神ながらに傳はる歴史的・具體的なものであつて、理論的計劃だけでは出來難いものである。これ我が國の家のみがもつ、獨自の國家的意義である。

第三節　我が國の家の世界的意義

要項　我ガ國ニ於ケル家ハ、親子・夫婦・兄弟・姉妹和合團欒(ダンラン)(ツドイ)シ、序ニ從ッテ各自ノ分ヲ盡クシ、老ヲ扶ケ幼ヲ養フ親和ノ生活ノ裡(ウチ)ニ、自他一如・物心一如ノ修練ヲ積ミ、進ンデ世界秩序ノ建設ニ參スルノ素地ニ培(ツチカ)フモノナリ。

してゐる。かく忠孝一本の道によつて、臣民が盡くす絶對のまごころは、天皇の御仁愛の大御心と一となつて、我が國の無窮な發展の根源となるのである。

㈣國民錬成の道場　我が國の家は、老幼數世代の者が同居する協同生活體であるから、年少者は慈愛に滿ちた年長者から、その家の傳統、祖先の功績、郷土の傳説及び祖國の物語などを教へられる。寢物語に、日向ぼつこの椽側に、老者を圍む幼者の樂ひは、全く微笑ましい光景である。語る者は、絶對の敬慕を捧げる年長者であり、語られる内容は、自己に最も親しみある家・郷土・祖國に關するものである。彼等は心からなる親しみを以て、一心に耳を傾ける。その結果、郷土意識・祖國意識が、單なる記憶や想像でなしに、子供等の強い確信となり、何時とはなしに郷土愛・祖國愛が、子供等の熾烈な内部的要求となつて來る。これは第二の國民に、國民的情操を植付けることに於て、如何なる教育的施設にも優る有力な作用をもつ。功利的要求から全く離れて、合一投入し切つた肉親から植付けられた信念は、本能のやうになつて、一生を通じて褪せることがない。それ故に我が國の家は、國民的情操の培養地であり、國民的に子女を錬成する神聖な道場である。

といつてゐるのは、忠孝一本の道を極めて適切に述べたものである。

孝は東洋道徳の特色であつて、印度に於ても父母の恩を極めて厚く說き、支那の如きは古來孝道を重んじて、孝は百行の本とまでいつてゐる。しかし打ち續く易姓革命のため、その孝道は國に繫り、國を基とするまでには至らなかつた。儒教は忠道も重しとしたが、忠孝兩道については、遂に不徹底な解釋に終つてゐる。「忠ならんとすれば孝ならず、孝ならんとすれば忠ならず」とは、支那で屢〻嘆ぜられた言葉であつた。遂に呉王孫權が、在官者の親の喪に服するを議題とした時に、將軍胡綜は「忠節は國にあり、孝道は家に立つ。身を出して臣となる、焉んぞ之を兼ぬるを得ん。故に忠臣たらんとすれば孝子たるを得ず。宜しく科文を定め、示すに大辟を以てせよ。」と論じた。即ち忠は公であり、孝は私であるから、孝に走つて不忠なる者は、法律によつて死刑にせよといふのである、國體を異にすれば、かくも道徳が異なるものである。これに反して佐久良東雄が

すめろぎにつかへまつれと我を生みし我が垂乳根は尊くありけり

と歌つたのは、我が國の孝が忠に高められて始めて、まことの孝となることをよく示

を賜うて臣下に降られた方を祖先とするか、或は天祖造り給うた肇國の神の裔を祖先とするか、いづれにしても皇室を大宗家としてゐるものであり、この信念は、動かすべからざる國民的信念となつてゐる。たとへ歸化した者の子孫であつても、同化性の强い我が民族に同化せられて、いつの間にか血統を同じうし、思想を等しうするに至つた。我等臣民が畏くも、皇室を宗家と仰ぎ奉る所以は實にこゝにある。

㊂**忠孝一本**　我が國の家は祖先の志を繼承發展せしめて、これを子孫に傳へる不斷の連鎖である。抑〻孝は父祖の志に副ひ、その遺志を伸べるより大なるはない。しかるに我等の父祖の最大な念願は、　天皇の大御業を翼賛し奉り、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにあつた。隨つて我等が、祖先の遺風を顯彰するには、　天皇に忠節の誠を致すより大なるはない。それ故に我が國に於ては、忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。即ち國體に基づく忠孝一本の道が、こゝに美しく輝くのである。吉田松陰が士規七則の中に

人君民を養ひ以て祖業を繼ぐ、臣民君に忠に以て父の志を繼ぐ、君臣一體・忠孝一致は、唯吾國のみ然りとなす。

この氏は「内」または「生血」・「生筋」などの義であるといはれるが、いづれにしてもそれは、血族團體たることを示してゐる。勿論氏そのものが、今日の家と全く同様な血族團體であつたとは考へられないが、しかし氏も家もともに、祖孫一體の觀念に基づいて成立してゐる集團である。この點から考へるならば、氏も家も同じ精神のものであるといへる。たゞ氏人を率ゐて立つ氏上は、天皇に直屬する一種の國家機關たる性質を備へてゐたから、今日の家長・戸主とは多少その趣を異にしてゐた。

㈢**皇室と家**　我が國には國土も臣民もともに、皇室の祖神にまします天つ神によつて、修理固成せられたものであるとの語事が傳つてをり、而してこの語事は固い國民的信念となつてゐる。されば國民はいづれも、天つ神の血統を承繼いでゐると信じてをり、現代の各家々もその系統を遡つて行くならば、總べて同じ流れに歸一すると考へてゐる。その間、血統は縱に傳はつたと同様に、横にも擴がつたことはいふまでもない。それ故に兄弟姉妹等、傍系親の關係にある者が別に家を營むとしても、それらの者の血統の元は、同じ祖先に歸する譯であり、更にこの共同の祖先は、また他家の共同の祖先と同じ系統に屬する譯である。されば我が國の各家は、皇族にして姓

第二節　我が國の家の國家的意義

要項　我ガ國ニ於ケル家ハ、畏クモ皇室ヲ宗家ト仰ギ奉リ、恒ニ國ノ家トシテ生成發展シ行ク歷史的現實ニシテ、忠孝一本ノ大道ニ基ヅク子女鍊成ノ道場ナリ。

㈠ **我が國の氏族制度と家**　我が國の上代に於ては、血統を同じうする者が、氏またはは氏族といはれる集團をなし、皇室の御惠澤(みめぐみ)の下に、それぞれの氏に許された業務を營み、族內の者の生活に必要な物資の生產に從事し、政治的にも、經濟的にも、國民生活上の單位をなしてゐた。氏族はその集團の統率者である氏上(祖先からの直系である宗家の家長)と、氏人(各分家)と、部曲(かきべ)(宗家や分家の家長が私有してゐる民)とからなり、田莊(たどころ)と稱する私有地を有し、氏神を祀り、祖孫一體となつて族內の統一を强うし、部曲の民をして私有地の耕作と傳來の職業とに從事せしめ、氏上の指導の下に皇室に仕へ奉つた。

するもの、或は不可思議な生命の本質を究めんとするもの、或は死後の世界を見出さうとするもの等々、生命觀・人生觀は今までに、數限りなく多く出てゐる。

しかるに我が國の家に於ける祖孫一體の信念は、これを解決して十分である。我等の祖先は、悠遠の古からこの國土に住み、神ながらの大君に神代から奉仕し、皇尊の知ろしめすまゝに、その精神を子々孫々に傳へて今日に至つた。我等もまた現在の生ける間のみの存在ではなく、無限の古から無窮の將來へ伸び行く連鎖の一環である。我等の生命は祖先に受けて、子孫に繼がれる永遠の生命である。この理は高遠な哲理を俟つまでもなく、卑近な現實で理解せられる。

かくて我が國の家の生活は、生命の根源たる父祖に孝を致して、報本反始の美德の中に、父祖の心を承繼ぎ、子孫へよりよい生命を傳へやうとする努力に終始してゐる。こゝに永遠の生命を具現せんとする、生成發展の人生が展開される。かく見るとき我が國の家は、人間生活の最も自然な有樣でありながら、而も人倫本然の秩序を長養する、社會的意義の深いものであることが理解される。この理解の下に、我が家を醇化發展せしめて、その使命の達成に努めるのが我等の本務である。

よつて祖先と和し、子孫を同化するのみでなく、全く他家の者であつた嫁をして「似た者夫婦」といふまでに同化し、血緣關係のない養子を入れて、これを家の後繼者にまで作りあげる。かくて和と同化の國民性もまた、家に於てよく涵養されてゐる。

以上は家によつて養はれる社會的の諸德であるが、この長所の反面には、また若干の短所もある。即ち名を尙ぶの餘り虛榮・虛飾に陷る惧れがあり、淸明な心は潔癖となつて人を容るる雅量に乏しく、淡白性は物事に諦め易く、根强い執着心を失ひ勝ちである。光被性はまた依賴心を助長するとともに敢爲性（すゝんでやる）を消滅させ、同化性は動もすれば模倣に走るきらひがある。しかしこれらは、各自の僅かな反省によつて救濟し得られるものであり、またこれを矯めるのが眞の家の敎育であることを考へると、家の齎らす效果は偉大なものである。

㈣永遠の生命の具現　生きとし生けるもので、自己の生命の永からんことを希はないものはない。生きんとすることは、生物の本能である。しかしながら生命は何れも有限であり、無常迅速（はかない）である。それ故に生命觀やこれに對處する人生觀は、倫理學・哲學の一大眼目となり、宗敎の全領域となつた。即ち生ける間の規範を定めんと

のみよく行ぜられてゐるのは、我が家の特性に由來するところが多い。

（四）沒我性　沒我獻身・滅私奉公は、利己中心の思想と全く正反對のものであつて、世界に比類のない我が國民性の實である。思ふに家ほど不平等な構成員を以て、組織されてゐる集團はない。男女・長幼・老弱、樣々の人々からなつてゐる。親子・夫婦・兄弟・甥姪等いづれも自然的の別がある者である。而もこの差別ある者の間に、強い愛情が動いてゐるから、指導と信頼とがあり、保護と從屬とがある。家に於ける沒我・從屬は、決して屈從・迎合ではない。心からなる永遠の「隨順」で、少しの疑念ももたない信頼である。この性情が家の生活で體得され、やがて國の生活にまで高められて、君國に歸一する沒我奉公の國民性となるのである。

（五）和と同化性　我が國の和は、單に人の和だけではなく、萬物自然と和し、神人とともに和する大和である。即ち相手をして抑壓屈從せしめるとか、或は相手と妥協するとかいふやうな小和ではない。よく自己の短を捨てて長を生かし、他の特質を取つて我を豐かにする生成發展の和である。それ故に相手を殺すのではなく、寧ろ我の中に生かすところ、即ち互に同化包攝（とりこむ）するところに和がある。我等は家の生活に

義のためには死をも恐れない性情は、家名の尊重からも理解し得られる。

また家に於ては、互に胸襟を開いて相手方を信頼し、その人格に合一化しようとするものであるから、睦まじい家に暮す者には、猜疑心や隱す心などの黒き穢れた心が微塵もない。狡猾や背信などの惡德が發生する餘地もなく、誠實な德性が養はれる。更に內的の安定と物的生活の保障とを與へる家の生活からは、唯物的・個人主義的な醜さや、貪り爭ふが如き心は起らない。ここでは互に扶助し相互に奉仕して、己の欲するところを人に施す、清明そのものの生活が營まれる。

(三) 光被性　暴虐を忌み仁愛を尙ぶ我が國民性は、上に光被恰き皇室を戴いてゐる浦安の國土に於て培はれ、且つ純一な民族を以て成る國柄に養はれたものであるが、これもまた家の特質に由緣するところが大である。家が幼者・老弱者に對して、保護的機能をもつことは、前に說いた。我が國の家に於て營まれてゐるやうな、老弱者に對する敬慕と、幼少者に對する愛育とは、いづれの國、いづれの民族にも類がない。殊に子を慈しむ我が國の母性愛は、菩薩の姿そのものといつてよい。儒教の說く仁、佛教の稱へる慈悲、基督教の教へる博愛が、その發祥の地に影を潛めて、獨り我が國に

るを見て、氏の長者たる熱血兒家持は、責任の重大さを感じて、この歌を作らざるを得なかつた。實に名を重んずる切々の情が行間に溢れ、懦夫もために立つの慨がある。この家名尊重の念は、決して名門のみのものではなかつた。同じ萬葉集にある極めて下級の官吏の歌にも、

天雲の　向伏す國の　武士と　いはれし人は　すめろぎの　神の御門に　外の
重に　立ちさもらひ　内の重に　仕へまつりて　玉葛　彌遠長く　祖の名も
つぎ行くものと　母父に　妻に子どもに　語らひて　立ちにし日より……

と郷關を出でて朝廷へ奉仕する日の覺悟を歌つてある。かくて家名のためには、喜んで死に赴く國民性が養はれたのである。我が國が世界いづれの國にも遙に優る道義國家となつた所以が、實によくうかがはれる。

（二）清明心　我が國民性の第一に數へられる明かき淨き直き正しき心、即ち清明心は、秀麗な國土や君臣和合の國體の然らしめるところではあるが、優れた家の制度から育まれることも決して少くはない。清明心の顯現である忠孝・敬神・奉公の精神と家の關係とについては、後章に改めて說くところであり、名を惜しみ、節義を重んじ、

（一）家名の尊重　個人にとつて名譽は人格の別名である如く、家に於ては家名が最も重んぜられるべきものである。我が國の家の使命は、祖孫一體となつて皇運を扶翼し奉ることであつて、家名はこの臣道實踐の程度を現はすものである。隨つて我が國民は、神ながらの道として家名を尊重し、家名を以て一家一族を教導して今日に至つた。萬葉の昔に於て大伴家持は「族を喩す歌」に

……子孫の　いや繼々に　見る人の　語り續ぎて　聞く人の　鑑にせむを
惜しき　清きその名ぞ　おほろかに　心思ひて　虚言も　祖の名絶つな　大伴
の　氏と名に負へる　ますらをのとも

反　歌

敷島の　日本の國に　明らけき　名に負ふ伴の緒　心つとめよ
劍刀　いよよ研ぐべし　古ゆ　さやけく負ひて　來にしその名ぞ

と叫んで、大伴の一族郎黨に、教訓と激勵との言葉を送つてゐる。これは決して歌人の修飾語ではない。心肝を吐露し、熱誠を披瀝した血の出るやうな聲である。神代以來の功臣を祖とする大伴氏の聲名が、昔の如く揚らず、當時家運衰退に傾きつゝあ

る場合の起ることを、前以て防ぐ方法が考へられなければならない。かやうな方法として古來、最も強く力說せられてゐるものは、從順の婦徳である。妻が從順の婦徳を備へてをれば、嫁としてその家の人々と和合することが出來、姑や小姑がこの婦徳をよく守るならば、新に加入した妻をおだやかに、その家風に親しませることも出來る。　されば婦人は常にこの徳性の涵養に努めて、新婦となつた者はその婚家の生活様式に順應するやうにすべく、また姑や小姑は寛容の態度を以て新婦に對するやうにすべきである。　かくするならば義理ある仲だけに、却つて美しい人情の華を咲かすことが出來、家の中に起こり得る悲劇を未然に防ぐことが出來る。

㈢**人倫の長養**　家が徳性涵養の機能をもつてゐること、及びその機能の根柢が家の連續性・連帶性にあることは既に說いた。我が國の如く祖孫一體の觀念の強い家に於ては、この機能は一層顯著(けんちょ)(いちじるしく)に現はれる。我が國が肇國以來道義の國として惟神(かんながら)の道を持續長養し來たのも、一には家の力であるといひ得る。家によつて養はるべき徳性については、本書全體を通じて說くところであるが、こゝでは特に我が國の家の本質から、長養された徳性の著しいものを二三檢討しよう。

婚姻に關する今一つの制度は、嫁入婚制である。 これは妻となるべき者が、從來所屬してゐた家を離れて、夫の所屬してゐる家の新なる一員となる制度である。 歐米諸國に於ては婚姻と同時に、新夫婦はいづれもその父母の家から離れて、新な家を形造るのであるから、嫁入婚でもなく、また婿入婚でもない。 しかし家の連續を圖る家長的家族制の下に於ては、嫁入婚は當然であつて、我が民法にも「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」と規定してある。 夫がその父母の家に所屬してゐる限り、また夫がその父祖傳來の家の承繼者である限り、妻は夫の屬してゐる家の嫁とならざるを得ない。

しかしながらこの嫁入婚については、一つの困難な問題がある。 元來家は近親者の感情融合の強い小集團であつて、血緣關係のない者に對して、強い排他性を示す傾向がある。 それ故に夫の親兄弟と新に加入して來た妻との間には、何等の分け隔てのない内的の和合一致が、容易に成立し難い。 そのために夫婦間には不和はないとしても、舅姑または小姑と嫁との間に和合を缺き、種々の悲劇を起こす場合が可なりある。 かゝる場合は嫁入婚の制度が守られてゐる限り、當然豫想せられる。 隨つてこの制度が我が國の家族制度の一つとして必要であると認められてゐる限り、かゝ

ある。現行法には勘當といふ文字は見られないが、相續人の廢除並びに養子の離緣などの規定は、この勘當の俤を示すものである。

（五）婚姻制度　婚姻は夫婦結合の基點であり、家の生活上重要な意義をもつものである。それ故にいづれの國、いづれの民族も、これに關する種々の規範を定めてゐる。我が國の婚姻制度として最も注目すべきものは、媒介婚制と嫁入婚制とである。この二つの制度が守られなくなつた場合には、我が國の家の永續性は、著しく影の薄いものとなる惧れがある。

先づ媒介婚制について見るに、この制度は媒介者が婚姻當事者の所屬してゐる兩家の間に立ち、その家長の承諾を求めて、婚姻を結ばしめることを常態とする制度である。蓋し婚姻は當事者間の問題のみでなく、家にとつて重大な影響を及ぼすからである。隨つて家長の諾否は、極めて愼重な調査・判斷の下になされる。固よりその判斷は家長一人の獨斷ではなく、當事者は勿論、家族全員並びに親族等の意見をも徵するのであるが、最後の決定は家長によつてなされる。現行民法に於て婚姻に、父母の同意の外に戸主の同意を必要としてゐるのは、このためである。

も家は一世代だけで消失する。随つてかゝる國では養子はない。稀にあつたとしても、それは慈惠的(じぜんてき)意味を以て爲されるに過ぎない。我が國に於ては、家の斷絶は祖先に對する不孝と考へられてゐる。それ故に實子の無い場合には養子を迎へ、たとへ血統は絶へても祖先への祭祀を斷たず、家名・家風を存續せしめようと圖るのである。かゝる意味の養子制度は、我が國に於ける獨自のものといつてよい。

（四）勘當制度。家の永續は、單に家名・血統のみの連續を意味しない。祖先によつて形造られた家を、祖先と一つ心になつて、永遠に連續發展せしめることである。随つて家の所屬員、殊に家の繼嗣(よつぎ)たるべき者は、父祖の意を體して忠實に家の傳統を守り、その機能を充實する者でなければならず、またさやうな者となるやうに訓育されなければならない。さればたとへ家長の實子であつても、その者が家風に同化せず、或は家業を怠るなど、相續者または家の構成員として適當でない行爲をなす者である場合には、これを家族集團外に放逐(おいだす)する制度が、曾つて我が國に認められてゐた。所謂勘當の制度がこれである。子に對する愛情は切なるものがあるとしても、この愛情の故に家名・家風を犧牲にしてはならぬといふ思想が、この制度を是認したので

れてゐるからであり、分割相續または共同相續を許さないのは、家の統一を保持せしめ、家の强化を圖らしめるためである。更に民法が家督相續人の推定・選定に、あらゆる場合を慮つて周到な規定を設けてゐるのは、家の斷絶を極力防ぎ、我が國古來の醇風たる家の生活を、十分に保護せんとしてゐるからである。

（三）養子制度　各々の家の生活樣式即ち家風は、親の血統を濃厚に受け、親によく訓練・同化されてゐる實子によつて、承繼される場合に最もよく保持される。しかしかゝる實子のない場合もあり、また實子に代はるべき適當な者が、家族中に見出されない場合もある。かやうな場合に適當な家督相續人を求めることが出來なければ、結局家は消滅してしまふ。それ故に我が國に於ては、この相續人たるべき者のない場合に、他人の子を求めて、これを家族的に同化錬成し、これに家を繼がしめるの制度、即ち養子制度が定めてある。民法に「法定ノ推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ス」と規定してあるが、これは家督相續人のない場合に、その相續人となるべき養子を求めることを許した規定である。

歐米諸國では、家を永續せしめるといふ要求を人々がもたないから、實子があつて

に對する家族的同化、家業への精勵（せいれい）（はげみ）、家族の生活の安定等を圖る道義的責務と、使命とを有することを忘れてはならない。

（二）家督相續　家長が死亡した場合、または老衰・故障等のためその責務を遂行することが出來難くなつた場合に、そのまゝにして置くならば、家は消滅してしまふ惧（おそ）れがある。それ故に家を永遠に存續せしめるために、家長の地位を承繼せしめる制度が設けられてゐる。これが家督相續制であつて、我が國に固有の制度である。思ふに祖先の名跡（みようせき）（あとめ）と祭祀（さいし）（まつり）とを絶やさず、家の永續と繁榮とを圖るのが家督相續の精神である。隨つて家督相續に於ては、家長權の承繼がその本質であつて、財産の相續はこれに隨伴する派生（はせい）（わかれてできる）的な性質のものに過ぎない。されば家督相續に於て財産相續もあるとしても、それは資産そのものの相續ではなく、家に屬する家産運用の責務を相續するものと考ふべきである。

現行民法が、系譜（けいふ）（けいづ）・祭具及び墳墓の所有權を家督相續の特權としたのは、祖先の祭祀を重んずる精神から出てゐる。また長子相續制や男子優先制が採用せられてゐるのは、かやうな條件を備へてゐる者が、一家の統率（とうそつ）者として最も適當であると認めら

ては家督相續・養子・勘當（かんどう）・婚姻等に關する制度が特設されるに至つた。これらの制度の研究は、法制または法制史の領域になるから、こゝでは我が國の家の特質となるべきものについてのみ略述しよう。

（一）家長權　家の永續化を促進（そくしん）（うながす）するには、先づ永續せらるべき家族の統一を維持し、外部に對しては一家を代表して接觸交涉（せつしよくこうしよう）の任に當り、内部に於ては家族員の和合を圖つて家の機能をよく營ましめ、この家をよりよきものとして後世に傳へ得るう、常に最善の顧慮（こりよ）を拂（ちゆうい）ふ責任者のあることが必要である。かやうな責任者は家長といはれる者であるが、この家長を單に一家内だけのものとせず、これを國家的・公的としたものが家長權である。我が民法に戸主といはれてゐる者は、この意味の家長に最も近いものであつて、戸主權といはれてゐるものは、家長權の一部を定めてゐる法的規定である。たゞ民法上の戸主權は法的規定であるから、家長權の道德的規範に及んでをらず、また民法上の家と現實の家とは、その範圍が異つてゐるから、家長權と戸主權とは多少異なるところはあるが、この二つは根本的には同じ性質のものである。隨つて戸主・家長は、家の內的秩序の維持、家風の振興、新に家族として加つた者

あり、また我が國の制度が國民のこの信念を重んじ、祖孫一體化の家の生活を保護せんとしてゐるからである。例へば萬葉の歌の中には、祖の字を書いて「おや」と訓ましめ、而も祖先のことを意味してゐる。「おや」は普通では自分を産んだ兩親のことであるが、我が國では古來、祖と親との間に言葉としての區別がないのである。言葉に區別のないことは、思想に於て區別のないことを示してゐる。強ひて區別を立てるときは「遠つ祖」といふのであるが、矢張り「おや」である。この祖をも親をも、ともに「おや」と呼ぶのは、遠い祖先も自分を産んだ親と同一と考へるためである。即ち親は祖先以來歷代の家長が負うた責任と榮光とを承繼いで來たのであるから、世代の差はあつても、本質に於て別物とは考へられなかつたのである。

この祖孫一體の道が、忠孝一本となり、敬神崇祖ともなるのであるが、それは節を更めて說くこととし、こゝにはこの祖孫一體の家が家長中心の結合となり、人倫本然の秩序となり、永遠の生命を具現する生活の場となることについて檢討しよう。

㈡ **家長權制度**　祖孫一體の家は我が國の家の特色であるが、この家を保護し、その統一を保たしめ、その機能を充實せしめるために、こゝに家長權制度が定められ、延い

家中にある世帶主の近親者は配偶者八百人、その子千九百人、子の配偶者百二十二人、孫二百四十人、父七十人、母百九十五人、兄弟姉妹百十二人、甥姪二十七人、伯叔父母六人、その他の傍系親合はせて四人未滿となつてゐる。即ち家を構成する人々は、大部分は世帶主夫婦及びそれと親子關係にある者であり、傍系の親族は同胞關係にある者全部を合計して、一千世帶中僅かに百五十人位に過ぎない。

また過去に於ける我が國の家の構成員は、古い時代の記錄が少いから、その員數を明らかに示すことは出來ないが、江戸末期の宗門改帳・人別帳等によつて見ると、現代の農村のものと殆ど變りはない。即ち員數五、六人のものが最も多く、中には二、三人のものもあり、十人以上のものに至つては、極めて稀といつてよい。かうした關係は、支那に於ける過去の記錄や現在の調査等によつて見ても、大體同樣であるといつてよい。

かやうに我が國の家の構成員數並びにその親族關係は、比較的單純であるにもかかはらず、それが大家族または家長的家族といはれる所以は何によるのであらうか。それはこれらの家を形造つてゐる國民の信念に於て、祖孫一體の觀念があるからで

限り存續せしめようとする祖孫一體の繫りをもつものであり、後者はそれらを世襲することなく、夫婦結合の成立によつて新らしい家が創立され、その分解によつてその家は解消するものである。而して前者は通常、大家族または家長的家族といはれ、後者は小家族といはれる。

大家族の特色は、單にその家族員數の多いことや、家の構成員となつてゐる人々の世代數の多いことにあるのではない。勿論我が國の家は、歐米のそれに比して家族の員數もやゝ多く、また一家族中にゐる者の血族關係及び世代の關係も少し複雜ではあるが、しかし事實をよく調査して見ると、その差は僅かのものである。國勢調査によると、內地の一家平均員數は五人未滿であり、數の上では四人家族が最も多く、二人乃至六人家族が全家族中の七割を占め、十人以上から成る家は、千家族中僅かに四十五に過ぎない。

また我が國に於ける家族構成員の血緣關係も、大家族といふ言葉によつて想像せられるやうな複雜なものではない。大正九年國勢調査の抽出寫しによつて、筆者が調査した概數を掲げると、世帶主千人に對してその家にある世帶主の近親者、即ち千

のは、我が國の家の生活の規準として定められてゐる制度であるが、それはこの家を保護し、その生活を指導するために設けられた重要な規定である。我等は次節以下に於て、我が國の家とこの家を保護するために設けられた制度の特質とをよく會得して、家が擔つてゐる使命達成に最善を盡さなければならない。

第一節　我が國の家の社會的意義

要項　我カ國ニ於ケル家ハ祖孫一體ノ道ニ則(ノツト)ル家長中心ノ結合ニシテ、人間生活ノ最モ自然的ナル親子ノ關係ヲ根本トスル家族ノ生活トシテ情愛敬慕ノ間ニ人倫(ジンリン(ヒトノミチ))本然ノ秩序ヲ長養シツツ、永遠ノ生命ヲ具現シ行ク生活ノ場ナリ。

㈠祖孫一體　我が國の家と歐米の家とを比較する場合に、最も目につき易い差異は、我が國のものが親子中心の家であるのに對して、歐米のそれは夫婦中心のものであることである。前者は親子の協同によつて、家名・家系・家風・家業・家産等を出來得る

社會であり、こゝに於て祖先崇拜の行事が行はれる。元來家は近親の者の感情融合によつてなる集團であるから、これらの近親者中他界する者があれば、殘りの者がこれを追慕し、その冥福(めいふく)(しごのしあはせ)を祈らうとするのは、人情の自然である。されば家に關する思想を異にし、祖孫一體の觀念の極めて薄い歐米に於ても、墓地は神聖なものとなつてをり、親の墓を弔(とぶら)ふ人は可なり多い。しかしこの機能は、家の制度が最も發達した我が國に於て、著(いちじる)しい效果を齎(あた)らしてゐるものであるから、このことに關しては後に節を改めて説くことにする。

㈤我が國の家の特質と使命　家はかやうな特質をもち、且つ重要な作用を營むものである。それ故いづれの國家も、家のこの作用を重んじ、家をしてかゝる作用をよく行はしめ、それによつて國家の發展、民族の向上に寄與せしめるために、それに必要な種々の制度――例へば婚姻制度・相續制度等――を定めてゐる。我が國の家は他國のものとは異なつて、特に重要な機能を營み、これらの機能を通して國家に大きな貢献をしてゐる。されば國家はこれを保護し、これらの機能を一層十分に實現せしめるために、我が國固有の制度を定めてゐる。通常我が國の家族制度といはれるも

は、曾つては無限の愛情と至誠とを以て、扶養・指導を與へてくれた人々である。それ故に家ではこれら老弱者には無限の感謝と、眞心からする奉仕と保護とが、加へられつゝある。されぱこそ老弱者も、春秋に富む肉身の者に接して、殘り少い老の身を忘れ、動もすれば希望を失ひ易い晩年を、心安らかに送ることが出來る。

この老弱者保護も、子女扶育と同様に、家以外の施設では十分に行はれるものではない。歐米の家はこの機能に缺けるところがあるため、老人を收容する有料または無料の養老院や、それに類似する宿舍の如きものが多い。これらの施設は外形的には完備した様式をもち、物的給與及び保健設備に於ても、可なりよく出來てゐるのであるが、かやうな養老院に在院中の者でも、これに滿足してゐる者は殆どない。否、半數近くは精神異狀者になつてゐる。周圍いづれを見ても、老先きの短い且つ境遇の不幸な老人ばかりでは、內的な安定も慰安も希望の喜びも、與へられるものではない。たゞ誰が先きに他界するかを、冷然と見送るより致し方のない身の上では、精神異狀にならざるを得ない。老いて家なきは、まことに人生最大の悲哀といふべきである。

（五）祖孫一體　家はこの世の子孫と、あの世の祖先とを結びつける宗教的な共同

れかしとのみ念じて、他に聊かも報償を期待しない神の如き愛によつてのみ、始めてなし能ふものである。

子女の扶育は國家的には、第二の國民養成といふ重要な作用であるから、古くから多くの人々が注意してゐたが、この作用は實際としては、家族以外の集團の手では殆ど行はれ難い。　勿論空想的な企劃の下に考へる場合には、現在僅かに特殊の境遇にある子女を、厚生事業として收容・扶育しつゝある如く、一定の施設——例へば産院・育兒院・養育院等——に於て養育することも可能である。　しかしかやうな方法では、生理的・知的には育て得るが、家を愛し鄕土を愛し祖國を愛するが如き、國民的情操に富んだ者の養成は期待し難い。　すく／＼と歪まない豊かな德性をもつた國民は、家の機能を完全に備へた家庭に於てのみ、扶育し得られるものである。

次に老弱者の保護も、家に於て最もよく行はれてゐる。　元來老弱者は、現在の活動力は少いもので、打算的には必ずしも歡迎される者ではない。　しかしこれらの者は、曾つては家のため、國のために盡くした者であり、これらの活動があつたればこそ、今日我等の生活が營み得られるのである。　殊にこれら老弱者は、その近親者にとつて

の深い愛情と、自然的な權威とによつて行はれつゝあるが、その根抵にはこの連帶性が、意識的・無意識的に大なる動機となつてゐる。　反社會的行爲を敢へてした者も、自己の不德を悔ゆるよりも、親兄弟へ精神的苦痛の及ぶことを恐れる意識が、より強く働いてゐる場合が多い。　極惡非道な犯人も、近親者殊に母の無言の涙の前には、飜然と悔悟更生するといふ。　若し人々が家の生活をなさず、またこれを營むとしても、それが世間に對する連帶的責任感の弱いものであるならば、善行美德も今日に於けるよりは遙に少くなるであらうし、また反社會的行爲の如きも、今日より遙に多くなるであらう。　これを思ふと、家のもつ德性涵養の機能が、社會的秩序維持の上に、如何に重大なものであるかを知ることが出來る。

（四）子女の扶育と老弱者の保護　「親はなくとも子は育つ」とは、父母に代るべき恩愛の手があつて、始めて子供の育つことを意味し、親の情を反面から見た諺に過ぎない。　人の子は家庭のやうな全く非利己的な協同生活の行はれる所で、全く打算を離れた愛情に基づく保護によつてのみよく育ち得る。　病み易く、誘惑に感染し易い人の子を、一人前に扶育するのは容易ならぬ仕事である。　常住坐臥本人のためによか

悉く家族員中の誰かの所有物と認められてゐる。しかしかやうな家に於てすら、これらの資財は、その所有名義人のみの獨占的使用となつてゐるのではなく、實質的には家族全員の共同の用に供せられてゐる。かくの如く物的生活を共同に保障するといふ作用に於て、家は他の如何なる集團よりも優れてゐるといひ得る。

(三) 德性涵養の機能　かやうに家は人々に、精神的な安定と物質的な保障とを與へる完全な協同體である。かゝる協同體では、一人の要求はその内容の如何にかゝはらず、全員の關心を呼び起し、一人の行動はそれが家庭の生活面に直接關係をもつと否とを問はず、全員の參加を促し易くなる。かくてこの家の内側に於ける一致協同は、家族員をして家の外側にある人々に對して、連帶的態度を取らしめるやうになる。即ち家族の中のいづれの一員がなした有德の行爲についても、全員がこれを名譽と感じ、またいづれの一員がなした不德の行爲についても、全員が肩身を狹く感ずるやうになる。

家に於けるこの連帶性は、社會生活上起り得る反社會性の發現を阻止し、社會的秩序を維持する上に、有效な働をなすものである。家族の道德的教養と躾とは、親兄姉

金殿玉樓の構へをなしてゐても、それは單に人々の合宿であるに過ぎない。

（二）物的生活の共同保障　家は親愛敬慕による相互の奉仕的な集團であつて、打算的な生活體ではない。内心に於て互に分け隔てなく融合してゐる者は、物質的生活に於ても、互に分け隔てをなす筈がない。こゝでは互に相手方を利用し寄生しようとするのではなく、或は同じ程度の作業と同じ程度の報酬といふ計算的な原則を立ててゐるのでもなく、働かない者は食ふべからずといふ鐵則を主張するのでもない。否寧ろ働き得ない老幼病者に、最もよい食物が與へられ、最も居心地よい場所が與へられ、而も働く者はその殘餘を以て滿足してゐる。かくて家に於ける生活の原則は、各自が能力の程度に應じて奉仕し、必要の程度に應じて享受するといふことである。隨つて各自は奉仕に於て何等の報償を求めず、享受して何等の負擔を感ぜず、家の物的生活は全く神の如き清明なものである。

固より外的社會制度の別に從つて、この家の物的機能には多少の差がある。我が國の家の如くそれの強いものもあれば、歐米に於ける家の如くそれの幾分か弱いものもある。個人主義的權利義務觀念の強い歐米諸國の家では、家庭生活上の資財は

きを得てをり、內心の滿足を得てゐる。而も家の生活は教養の如何、貧富の如何にかかはらず、何人にも求められるものである。それ故に如何なる人々にも、眞に內面的生活安定の淨土（じょうど（ごくらく））となるものは、家の生活であるといふことが出來る。家の外にある社會關係に於て、互に警戒しながら相接することによつて、緊張と疲勞とを覺えた心身も、衷心（ちゅうしん（こころのそこ））から苦樂を共にする者のゐる家庭の內に入つては、平靜と英氣とを回復する。されば家は風波と暗礁（あんしょう）の多い社會を難航する者にとつて、缺くことの出來ない投錨港（とうびょう（いかりをおろす））である。

家のもつこの機能は、從來餘り注意されてゐなかつたが、國民生活上實に重大であつて、決して輕く見るべきものではない。人々が落着いて日々の業務にいそしむことが出來るのも、更に明日の活動に胸躍らすのも、家に於て心から和（やわ）らぐ內心の安定があるからである。家無き者や、この機能を缺く家に住む人々が、如何に荒（すさ）む生活に惰（だ（だらく））するかは、今更に例擧するまでもあるまい。されば若し家にして、この重大な機能を備へないやうなことがあるならば、それは最早眞の家ではない。內心互に隔てを置き、相互に警戒せざるを得ないやうな者の集合は、外形的に家の如き形を示し、或は

る重要な任務をもつこと、或は家は祖先と子孫とを融合せしめる宗教的機能（はたらき）を營むことなどが數へられる。しかしこれらは、家の特質であるとともに、その機能であるから、項を改めて說くことにする。

㈣**家の機能**　家は近親者相互の隔意なき協同によつて成る小集團であるが、この小集團は他の集團とは異なつて、特殊な機能を營んでゐる。家の所屬員が互に感情的に融合一致して強く一體化すれば、おのづからこの家の生活を充實するために、重要な作用を營むやうになり、またこの家の作用が國家の興隆・民族の發展に、大なる役割を演ずるやうになるのである。今家の機能の主なものを擧げると、次の五つにこれを要約することが出來る。

㈠内的安定作用　家は近親者が相互に、強い愛著と信頼感とをもつて相結び、感情的に緊密に融合する集團である。こゝでは誰もが、自己を捨てて相手のために奉仕し、相手の欲するところを以て、自己の望むところとしてゐる。こゝでは隔意のない共同が行はれてゐるから、相互に一つ心になり、眞に苦樂を共にすることが出來る。隨つて家に於ては、人々は常に自分と運命を共にする者をもつてをり、自然心の落着

へはなくして、保護と指導とがあり、また服從とか壓迫を受けるとかいふ考へはなくして、信頼と敬服とがある。たとへ外面的には支配と服從との如く見える場合に於ても、その内面に於ては指導と敬服とが根柢に存してゐる。若し家に於てこの保護と信頼、指導と敬服とが失はれたならば、外見上家の生活の如く見えるものであつても眞の家ではない。

かうした感情的接近は、親子關係及び夫婦關係にある者に於て最も強く、それより近親關係の薄くなるにつれて、その接近の程度は次第に弱くなる。隨つてこの感情的接近の強い者の間には、強い合一化が行はれて家なる團體の中樞(ちゆうすう)(おもだつ)構成員となるが、その他の者は幾分隔て心を以て取扱はれる。故意(こい)(わざと)にこれらの近親關係の薄い者を排斥することはないとしても、兩者の間には内心に於て隔てがあるから、何等かの機會に、その間の分裂が起り易くなる。かくして家は、近親關係の程度の弱い者を漸次(ぜんじ)析出(せきしゆつ)(しだいにわけだす)して、狹い範圍の近親者だけを構成員とする少員數の集團となるのである。

(四) その他の特質　家の特質として掲げられるものは、以上の外、更に家は家族の精神的並びに物質的生活の安定作用をなすこと、或は家は種族保存の目的を實現す

係または夫婦關係にある者は、互に相手方に愛著・敬慕の感情を以て相接し、互に信賴することにより強く合一化するのであつて、打算的に相結ぶのではない。假りにその動機に、多少打算的分子があつたとしても、近親關係にある者が日常生活を共にしてゐるならば、その中におのづから感情的融合が強く釀されて、打算を離れた眞の共同に入るものである。勿論近親者でなくても、互に相許してゐる友人や、信仰を共にしてゐる者が相結ぶ場合には、相互に內的に強く結びつかうとする傾向がある。しかしこれらの者の間にあつては、一般的には何事にかゝはらず運命を共にするといふやうな共同は、容易に成立し難く、一定の隔てがあるのが普通である。然るに家族員は強い信賴感を以て、互に自分を相手方に投入してゐるから、かやうな隔てもなく最大限の一體化が成立するのである。

家が集團生活であり協同體である以上、その成員間に從屬關係が必要であることは當然である。集團結合の強弱は、この從屬關係の如何によつて定まるといつてよいが、家に於けるこの關係は、相手方に對する愛情と信賴とによる、敬慕の態度から生ずるものである故、至つて自然的なものである。こゝでは支配とか強制とかいふ考

に家にあつては、成員數の少いのが常態であつて、數十人の家族員をもつが如きは例外的である。所謂大家族即ち家長的家族には、比較的多數の成員を含むものも多少あるが、それにしてもその員數は概して少數である。その數字的實證は後節に掲げるが、大家族の多いと考へられてゐる我國や、支那について觀察しても、家族員數は概して少いものである。

然らばこの家の成員の少數であることは、何に起因するのであらうか。若し家が經濟的單位としてのみ存在するものであるならば、家の成員が多くなるほど有利であつて、自然それは大きい集團となる筈である。何故ならば生計費は、世帶員數の增加するほど、一家全體については增加するが、一人當りの經費は減少するものであるからである。然るに家はその成員數を、努めて少數に制限せんとする。このことは家が單に物的生活のためだけに、形造られるものでないことを告げるものである。隨つて家のかゝる構成形式を理解するためには、如何なる態度を以てその成員が、互に融合してゐるかを明らかにしなければならない。

(三) 成員結合の性質　家はその成員の、感情的融合に基づく集團である。親子關

しては、外面的には何等の差別的態度がないやうな場合に於ても、常に何程かの互に越えることの許されない心理的距離が置かれてゐる。一時家族同樣の緊密な結合が成立するとしても、それは何時かは分離すべき宿命(しゆくめい)(うんめい)をもつものである。

かやうに構成員の資格を、配偶關係と血緣關係とによつて制限する點に於て、家は他の一切の集團と異なつてゐる。世には經濟上・政治上・社交上・宗教上などの種々な集團があり、その成員たる資格に嚴重な制限を附するものもある。しかしそれらの資格は、多くは人爲的(じんいてき)(ひとがつくつたもの)に求め得るものであつて、比較的容易に自己の欲する集團に加入することが出來る。これに反して家の成員たる資格は、人爲的に任意に求めることが出來ない。即ち家は近親關係のない者に對しては、固くその門戸を鎖(とざ)し、他者の介入(かいにゆう)(はいりこむ)を許さない封鎖性・排他性(はいた)(ひとをおしのける)の强い集團である。

(二)構成員の員數　家の構成員は近親者に限られるのであるが、それと同時に家は、その員數(いんすう)(にんずう)を少數に限定する傾向がある。人間の形造る一切の集團中、家ほど員數の少い集團はない。特別の結社・集團には少員數のものもあるが、それは極めて例外的なものであり、一般的にはより多くの成員を得ようとするのが普通である。然る

者をいふのであるが、更に職業または教育の關係上、一時寢食を別にしてゐる子弟をも含めていふこともあり、また更にその範圍を擴張し、既に死亡した父祖をも觀念的（かんがへのうへで）に包括（ほうかつ）して（くるめて）、一家の構成員と見る場合もある。この廣義の家は、我が國に於ける家の特質であつて、本書にも屢々この意味に於て說くことがある。

㈢ **家の特質**　我が國の家の特質を檢討する前に、一般としての家の特質を調べよう。しかし家の語義についてさへ、これほど多義であるので、家の本質に關しては學者間に、多くの說があるのはいふまでもない。しかし大體に於てその本質は、次の如くこれを、三つに要約（ようやく）（つゞめる）して見ることが出來る。

（一）構成員の資格　家の構成員たる者は、事實上永きに亙つて隔意（かくい）（へだてごころ）なく共同し、他の事情の起らない限り、生涯（しょうがい）運命を共にするといふ態度をもつ者でなければならないが、かくの如き者は、近親の程度の強い者の間でなくては求め難い。隨つて家の構成員は、親子・夫婦・兄弟姉妹の如き最近親の關係にある者、及びそれらと比較的血緣關係の近い者に限られる。たとへ親密な友人であり、忠實な使用人であつても、近親の關係のない者は、家族的共同の內部には、立入ることを許されない。これらの者に對

式的なものとなつてをり、必ずしも實質的な集團ではない。即ち事實上、住居と生計とを共にしてゐる者も、法律上では同一の家の所屬員でない場合があり、或はその反體に戸籍上一家の所屬員であつても、事實上住居と生計とを別にしてゐる者もある。甚だしいのになると、事實上の親子・夫婦として寢食を共にしてゐる者が、法律上では一家の所屬員でない場合さへある。

法律の領域以外に於ける家の觀念については、廣狹樣々で歸一するところを知らない。元來家は事實として發生したものを、制度として發展せしめたものである。故に制度としての法律は、その目的上多分に形式的な性質を含んでゐるが、事實としての家は、傳統的に養はれて來たものであつて、その所屬員の情意によつて動くところが多い。隨つてこの集團の統率者即ち家長も、民法では條文によつて定つてゐる戸主となつてゐるが、事實では日常生活の指導者である主人、又は世帶主となつてゐる。また家の構成員も法律では「戸主と戸主の親族にして戸主と同じ戸籍にある者」となつてゐるが、事實上の家の所屬員と見做されてゐる者は、必ずしも一定してゐない。通常は互に親しみを以て、日常寢食を共にしてゐる親子・夫婦、及びその他の近親

の構成に關する制度、即ち家族制度と同義に使ふ場合である。例へば「某民族または某地方の家族の研究」といふが如き題目には、その內容から見て、民族的または地方的の家族制度を、家族といつてゐることが多い。

㈢家の語義　家族といふ言葉が、かやうに種々の意味に使はれてゐると同樣に、家といふ言葉も可なり多義的に扱はれてゐる。即ち家は物的方面から見られる場合には、建築物としての家屋または建物、或は少くとも住居または居宅を意味し、人的方面から見られる場合には、家族の語義の第二の場合と殆ど同じく、族的小集團を意味してゐる。しかしながらその小集團の範圍や內容については、人により場合によつて、必ずしも一樣でない。

法律では民法にも戶籍法にも、家についての定義的な條文は見當らないが、全體の文意からして形式的に、戶籍と同義に解してよい。即ち原則としては戶主とその家族（第一の意味の家族）とからなる戶籍上の族的集團であつて、第二の意味に於ける家族に近いものである。たゞ民法上の家は、人々が身分上の移動のあつた場合――例へば出生・婚姻・寄留・分家の場合――直ぐに、その手續を取らないから、多くは名目的形

第一章　我が國の家の特質とその使命
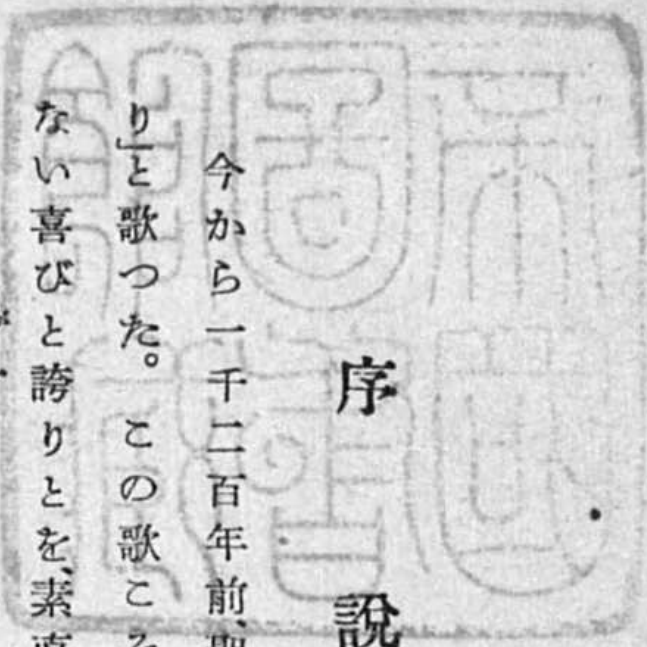
㈠**家族の語義**　家の特質や使命を考究するには、先づ家族とか家とかの語義を明らかにしてかゝる必要がある。　家族といふ言葉は通常の日用語であるとともに、法律學・經濟學・社會學等に、屢々(しばしば)用ひられる學術語であるが、この言葉に含められてゐる内容は、必ずしも一定してゐない。　嚴密な定義を必要とする法律では、民法に「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者(はいぐうしや)(つれあい)ハ之ヲ家族トス」と規定してある。　しかし法律以外の方面では少くともこの言葉は、それぞれ相異なる三つの意味に用ひられてゐる。　(一)は家族を以て族的(ぞくてき)(みうち・いちぞくとしての)な小集團をなしてゐる個々の人々、即ちその構成員と解するもので、民法にいふ家族とは主としてこの意味のものである。　また「彼は某の家族である」などといふ場合の家族も、この意味のものである。　(二)はかゝる個人ではなくて、これらの構成員が形造(かたちづく)つてゐる小集團を指すものであつて、「一家族全體」とか「五家族が移住した」とかいふ場合に、用ひられる家族の意味である。　(三)はこの小集團

活を通して、臣道を實踐すべきである。

今や我が國は、世界新秩序建設の途上にある。億兆一心、臣道實踐の要望されること、今日より甚しい時はない。この大建設は實に史上空前の聖業であつて、その完遂は前途なほ遼遠といふべく、今後更に幾多の障碍に遭遇することもあるであらう。このことは固より覺悟すべきである。たとへそれに、今後百年を要しようとも、またそれが子孫幾代に亙らうとも、粉骨碎身、奉公の誠さへあれば少しも恐るゝことはない。而して女子としてこれに備ふるためには、我が國の家の本義を十分に體得し、「その使命」の發揚に全力を傾けることが肝要である。されば女子は「健全なる家風の樹立」に努め、家を守り國民の母體たるべき「母性の教養」を昂め、以て次代を背負ふ「子女の薫陶養護」に專念し、更に「家庭生活の刷新充實」を圖つて、今日の時局に處し得べき國民生活を確立するならば、それによつておのづから皇運扶翼の道を完うすることが出來る。

また、ひたすらに大御業（おほみわざ）を扶翼し奉つて來た。かくて年を經ること幾千年、今日に至り始めて皇祖肇國の御精神を顯（あらは）し奉るべき秋は來た。我等の祖先が身を獻げても果し得なかつた聖業完遂（かんすい）（なしとげる）の時機が、今こそ眼前に來たのである。思うてこゝに至れば「生けるしるしあり」との感激に震（ふる）ふのみである。

この皇祖天つ神の「國生（くにう）み」にも比すべき盛事を、翼賛し奉る我等の道は、曩（さき）に「臣民の道」を以て明らかにされた。その中でも特に重要なものの一つは、我が國に於ける家の本義をはつきりと體得し、その使命を完うすることである。思ふに我が國の家は、國家と共に永遠に存續し、發展すべきものであつて、皇運を扶翼すべき重要な任務を擔（にな）つてゐる。我等の祖先はひたすら、皇祖皇宗に仕へ奉つたのであるが、この祖先の心を心として、子々孫々が家の生活を齊（とゝの）へ、これを通して國運の伸展に盡くすところに、我が國の家の本義がある。元來我が國に於ては、個々の家が集つて國を形成してゐるのではなく、個々の家は國を本として存立してゐるのである。個々人が國の民として、その存立を全うすることが出來る如く、我等のなす家は國によつて、その存立を保障せられてゐる。されば我等はこの本義に従つて、家の道を正しく行ひ、家の生

序説

今から一千二百年前、聖武天皇の天平六年に、時の歌人は「御民われ生けるしるしあり」と歌つた。この歌こそ何時の時代に於ても、我が國民がひとしく抱いてゐる限りない喜びと誇りとを、素直に表現したものである。しかし今日の我等ほど、御民としての生き甲斐を感じ、我が大君の御民たることを無上の光榮と、感じ得てゐるものはあるまい。

所謂世界新秩序の建設は、皇祖天照大神の肇國の大御心にましまして、歴代の天皇はこの大御心を御心とせられて、我が國を治しめし給うた。また我等の祖神たる八百萬神は、天孫降臨の古より誠を捧げて皇室に仕へ奉り、その子孫たる代々の臣民も

――目次終――

目次

資料として提供するものであるが、將來主婦なり母となるべき若き學徒の參考にもなるやう、努めて平易を旨とした。

一　本書の態裁は、文部省の指導要項に掲げられた項を章とし、目を節とした。なほ各章節の劈頭に**要項**としたものは、同要項の本文をそのまゝ掲載したものである。

一　本書の振假名は、昭和十七年七月の國語審議會で決定した「字音假名遣表」に準據した。なほその下の括弧内は、そこに適當した極めて大略の字義であるが、その假名遣については、字音以外は從來のものとした。

昭和十七年十月

著　者　識

例言

一　本書は昭和十七年五月に發表された文部省の「戰時家庭教育指導要項」に準據し、その制定の根本精神を尊重しつゝ、著者の意のあるところを述べたものである。

一　今や國民生活は再吟味せられ、その組織の改造が要望せられつゝあるが、その實踐的修練は、家の生活に於て第一に成さるべきことが多い。

一　著者は多年、家を以て人の集團生活の最も典型的なものの一つと信じ、深い關心の下に、多少研鑽を續けたが、本書は家の生活の具體的內容から見て、家の問題を取扱つたものである。

一　本書は子弟教養を念願せらるる父母兄姉、並びに國民教育に當らるる方々に、一

家の道

文部省戰時家庭
教育指導要項解說

東京帝國大學教授
文學博士　戸田貞三著

東京・中文館發兌

家の道